

いわて青少年育成プラン

(2020~2024)

(改訂素案)

令和2年3月

岩 手 県

目次

序

- 1 プラン策定の趣旨 1
- 2 プランの性格 2
- 3 プランの期間 2
- 4 対象とする青少年の範囲 2

第1章 青少年をめぐる現状と課題

- 1 青少年を取り巻く社会情勢の変化 5
- 2 青少年の状況 13
- 3 前青少年育成プラン5年間の成果と課題 19

第2章 基本的な考え方

- 1 基本理念 26
- 2 重点目標 26

第3章 取組の方向

- 1 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる『環境づくり』
 - (1) 「豊かな人間性と社会性」と「健やかな体」の育成 30
 - (2) 「生涯を通じて学び続ける力」の育成 36
 - (3) 「社会への旅立ち」の支援 39
 - (4) 「社会参画」の機会の拡大 42
 - (5) 困難を抱える子供・若者とその家族への支援 44
- 2 愛着を持てる『地域づくり』
 - (1) 地域ぐるみの「子育て」支援 53
 - (2) 「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援 55
 - (3) 「世代間・地域間」等の多様な交流の促進 57
 - (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 60

| | |
|-------------------------|----|
| (5) 「青少年団体活動」の支援 | 61 |
| 3 青少年を事件・事故から守る『環境づくり』 | |
| (1) 「青少年の居場所づくり」の推進 | 63 |
| (2) 「安全・安心」な地域社会づくりの推進 | 64 |
| (3) 「非行防止活動」の推進 | 69 |
| (4) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 | 71 |
| 4 若者が活躍できる『環境づくり』 | |
| (1) 若者間のネットワークの構築の促進 | 76 |
| (2) 若者の活躍を支援する仕組の充実 | 77 |

第4章 推進体制の整備

| | |
|-------------|----|
| 1 推進体制 | 80 |
| 2 プランの進行管理等 | 81 |

主要指標・参考指標

| | |
|----------|----|
| 1 主要指標一覧 | 83 |
| 2 参考指標一覧 | 86 |

参考資料

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 平成30年度「青少年の健全育成に関する意識調査」の概要 | 87 |
| 2 主な青少年関係計画等 | 98 |

序

1 プラン策定の趣旨

岩手の将来を担う青少年が、夢や希望に向かって自分の個性や主体性を発揮し、社会との関わりの中で、自主的に自立した活動ができるとともに、地域に誇りを持って健やかに成長できる活力に満ちた社会を創りあげていくことは、県民全てが等しく願うところであり、重要な責務です。

本県では、これまで、青少年育成県民運動や教育振興運動など、青少年、家庭、学校、地域、行政などが一体となった県民運動を展開し、青少年の健全育成に努めてきました。

しかし、今日、青少年を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の更なる進行、技術革新や情報化社会の進展、核家族化の進行と家庭や地域の養育力や教育力の低下の懸念など大きく変化しています。

加えて、若年無業者いわゆるニート、ひきこもり、学校不適應、発達障がいなど様々な困難を抱える青少年が顕在化するとともに、スマートフォン等情報端末の高機能化に伴う違法・有害情報への接触、SNS（※）に起因する犯罪被害、ネット上のいじめ、ネット依存など、様々な問題が深刻化しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災津波」からの復旧・復興に当たっては、学校・家庭・地域・関係機関が連携した復興教育の推進や幼児、児童、生徒、若者の心のサポートが、引き続き必要となっています。

このような中で、今後更に青少年の健全育成をより効果的、総合的に進めるとともに、復興や地域づくり等に取り組む若者の更なる活躍を支援していくためには、これまでの取組の良い面を継承しながら、改めて、県民みんなで、現状や課題、目標、取組方向などについて共通の理解・認識を持ち、協力・連携を強めていくことが重要です。

国においては、子ども・若者の育成支援施策を総合的に推進するため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年 7 月、同法に基づく大綱として「子ども・若者育成ビジョン」を作成するとともに、その後の取組の中で顕在化してきた課題を踏まえて、平成 28 年 2 月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」を作成しました。

県では、青少年の健全育成のための考え方などを明らかにしながら、県はもとより、市町村、国、民間団体、家庭等、各主体の取組の拠りどころとなる共通の指針を策定し、地域全体で、青少年の健全育成に取り組んできましたが、今般、こうした社会情勢の変化等を踏まえて、新たなプランを策定するものです。

※) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) : インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

2 プランの性格

「基本理念及びその実現のための推進方策」を明らかにした「総合的な指針」

- ・ 本プランは、本県における青少年の健全育成のための基本的理念と、それを実現するための推進方策を示すものです。
- ・ 本プランは、本県の青少年の健全育成についての総合的な指針とします。
県の青少年関連施策の推進に当たっては、このプランの実現に配慮し、市町村や関係団体等に対しては、県と一体的な推進が図られることを期待し、県民に対しては、本県の青少年健全育成に向けての目標や進むべき方向について、理解と協力を願うものです。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てにやさしい環境づくり、子どもの貧困対策、教育の充実など、より専門的な事項については、県の他のプラン等との重複を避ける観点から、このプランには詳細を記載していません。

また、本プランは、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 9 条第 1 項に定める、本県における「都道府県子ども・若者計画」に位置付けるものです。

3 プランの期間

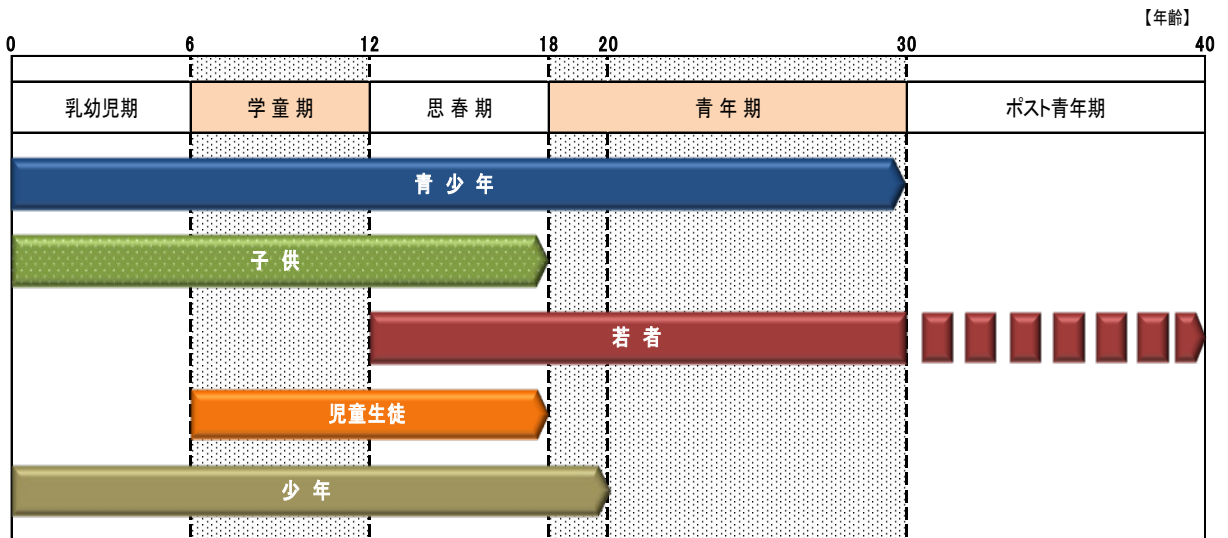
このプランの期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間です。

4 対象とする青少年の範囲

このプランは、おおむね 30 歳までの青少年を対象とします。
但し、施策によっては 30 代も対象としています。

- ※ プランの対象範囲をおおむね 30 歳までとしたのは、青少年の就学期間が伸張して学生の身分の時期が場合によって 30 歳前後まで続くことや、一人前の経済力を持って独立することが困難な青少年の増加などの現代的な課題に対応する必要があるほか、復興や地域づくり等に取り組む若者の更なる活躍を支援していくためです。
- ※ 青少年のとらえ方は、法令等によっても異なり、また、年齢による一律の区分はありませんが、本プランにおいては、青少年健全育成の観点から、国の「子供・若者育成支援推進大綱」（平成 28 年 2 月子ども・若者育成支援推進本部決定）の用語に準じ、次の区分により用いています。

- ・「青少年」：乳幼児期から青年期までの者。
- ・「子供」：乳幼児期、学童期及び思春期の者
- ・「若者」：思春期及び青年期の者。施策によっては40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。
- ・「少年」：20歳未満を指します。
- ・「児童生徒」：児童は小学生、生徒は中高生を指します。
- ・「乳幼児期」：義務教育年齢に達するまでの者。
- ・「学童期」：小学生の者。
- ・「思春期」：中学生からおおむね18歳までの者。
- ・「青年期」：おおむね18歳から30歳未満までの者。



各種法令による青少年の呼称と年齢区分

| 法令等の名称 | 呼称等 | 年齢区分 |
|---------------------------------------|------------|---|
| 少年法 | 少年 | 20歳未満の者 |
| <u>こども基本法</u> | <u>こども</u> | <u>心身の発達の過程にある者</u> |
| 児童福祉法 | 児童 | 18歳未満の者 |
| | 乳児 | 1歳未満の者 |
| | 幼児 | 1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 |
| | 少年 | 小学校就学の始期から18歳に達するまでの者 |
| 児童手当法 | 児童 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法 | 児童 | 20歳未満の者 |
| 学校教育法 | 学齢児童 | 満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| | 学齢生徒 | 小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者 |
| 労働基準法 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| | 児童 | 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者 |
| 青少年の雇用の促進等に関する法律 | 青少年 | [法律上は規定なし] ※第8次勤労青少年福祉対策基本方針（平成18年10月厚生労働省）において、「概ね35歳未満」としている。 |
| 子どもの読書活動の推進に関する法律 | 子ども | おおむね18歳以下の者 |
| 未成年者喫煙禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 未成年者飲酒禁止法 | 未成年者 | 20歳未満の者 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 年少者 | 18歳未満の者 |
| 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 | 児童 | 18歳未満の者 |
| 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 | 青少年 | 18歳未満の者 |
| 岩手県青少年のための環境浄化に関する条例 | 青少年 | 6歳以上18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。） |

第1章 青少年をめぐる現状と課題

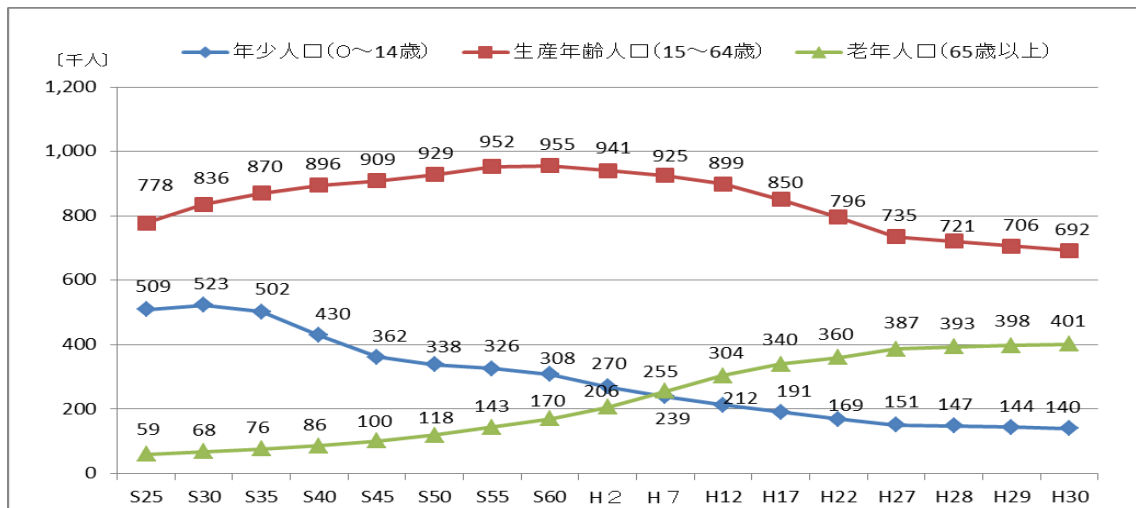
1 青少年を取り巻く社会環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の一層の進行

- ・ 本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、平成13年からは自然減（死亡数が出生数を上回ること）と社会減（県外へ人口が流出すること）があいまって人口が減少しており、平成30年10月1日時点の総人口は、約124万人となっています。
- ・ 本県では、全国を上回るペースで高齢化が進み、平成30年の本県の高齢化率は32.5%となっています。
- ・ また、生涯未婚率（※1）の上昇や晩婚化の進行等による出生数の減少に伴い、平成30年の14歳以下の人口は、平成27年に比べ約7%、平成22年に比べ約17%も減少しています。
- ・ 人口減少の要因として、平成27年10月に策定した「岩手県人口ビジョン」において、人口の自然減は若年女性の減少と出生率の低迷、社会減は進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析しています。
- ・ 地方から都市への若年層を中心とする人口の流出が続き、人口の地域的な偏在が拡大しています。

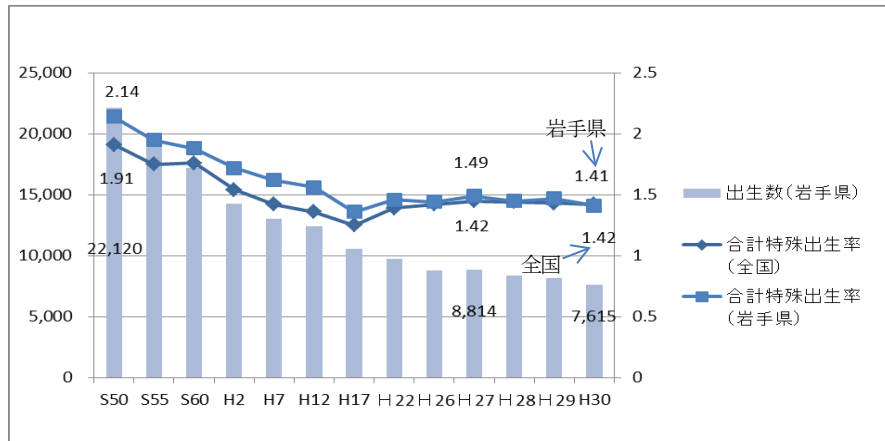
※1) 生涯未婚率：50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合。

図1 本県の年齢（3区分）別人口の推移（昭和25年～平成30年）



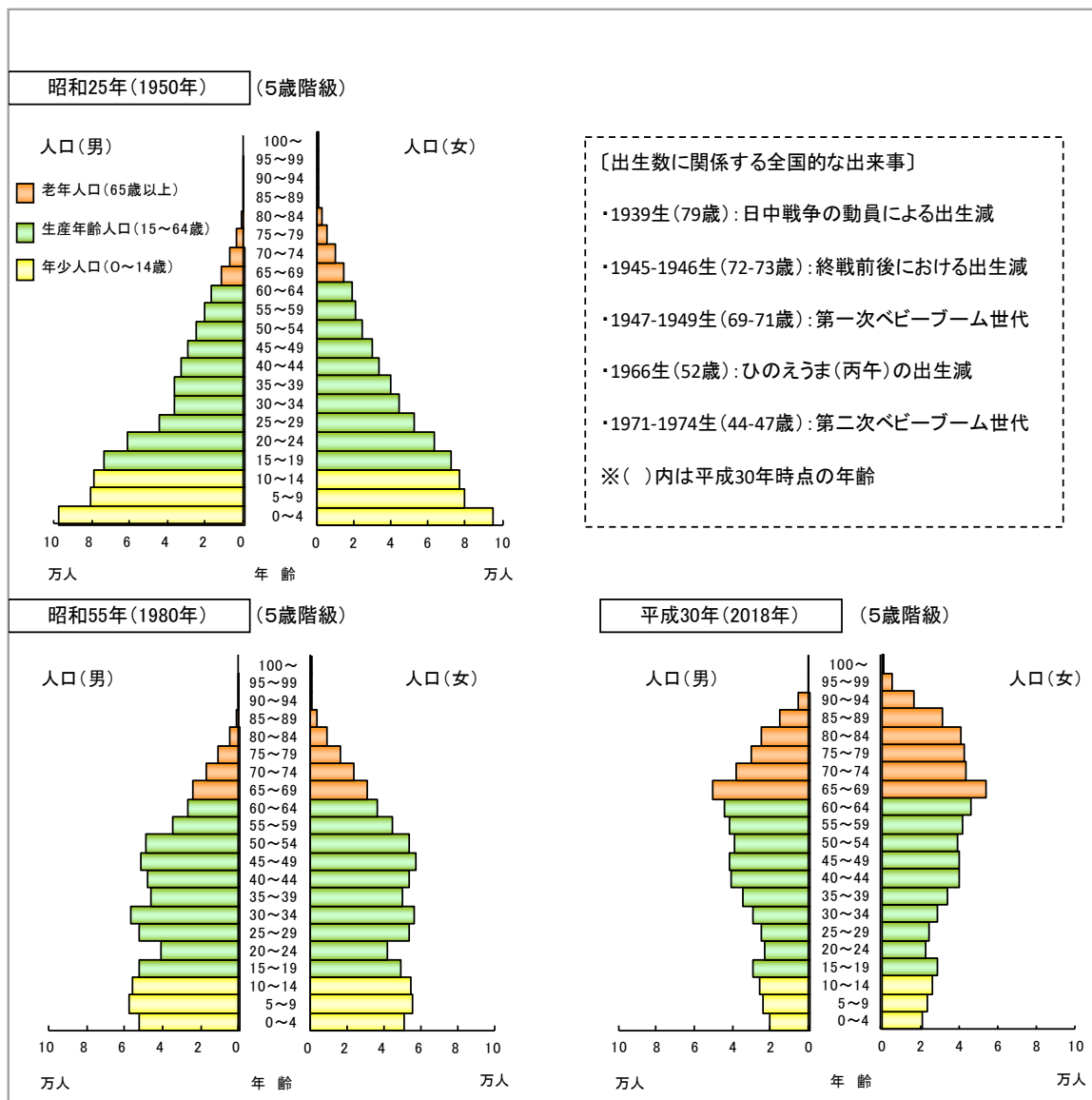
(出典)：総務省統計局「国勢調査」、平成28年以降は県政策地域部「岩手県人口移動報告年報」

図2 出生数と合計特殊出生率の推移



(出典)：厚生労働省「人口動態統計」

図3 本県の人口ピラミッド(昭和25年、55年、平成30年)



(出典)：総務省統計局「国勢調査」、平成30年は県政策地域部「岩手県人口移動報告年報」

(2) 技術革新や情報化社会の進展

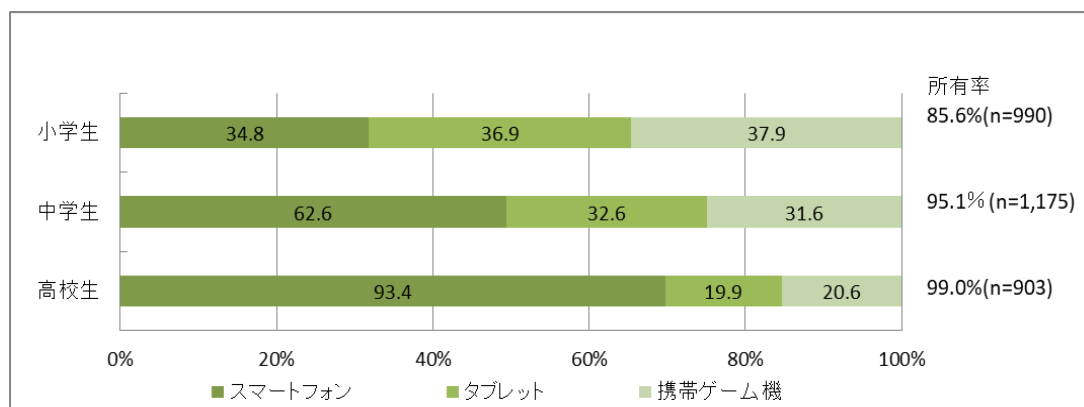
- あらゆるモノをインターネットにつなげる IoT (※1) や、人工知能 (AI)、ロボット、ビッグデータ (※2) の活用といった技術革新がこれまでにない規模で速さを増して進んでいます。
- インターネットは、今や社会インフラとしての地位を確立し、様々な分野で活用されています。平成 30 年度政府統計によれば、インターネット使用機器を所有している青少年の割合は、小学生で約 8 割、中学生で約 9 割、高校生では、ほぼ 100%となっています。
- しかし、インターネット上には青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫しているほか、青少年が興味を引くような新たなアプリやサービスが多様な事業者等から次々に提供され、一部ではそれらが悪用されて、犯罪被害に繋がり、大きな問題に発展した例もあります。
- また、スマートフォンなどが青少年に普及する中で、SNS (※3) 上での誹謗中傷などのいじめや、児童買春や児童ポルノをはじめとするネット犯罪等に巻き込まれる危険性が深刻化しています。
- このような状況において、青少年を犯罪の加害者にも被害者にもさせないために、情報メディアの適切な利用の普及と青少年が有害情報に触れないようにするための取組が必要です。

※1) IoT: Internet of Things (モノのインターネット) の略。様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

※2) ビッグデータ: 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。

※3) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス): インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称。

図4 青少年のインターネット機器所有状況 (平成 30 年度・全国)



(出典)内閣府「平成 30 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

図5 インターネットやメールの一日の利用時間（平成30年度・岩手県）

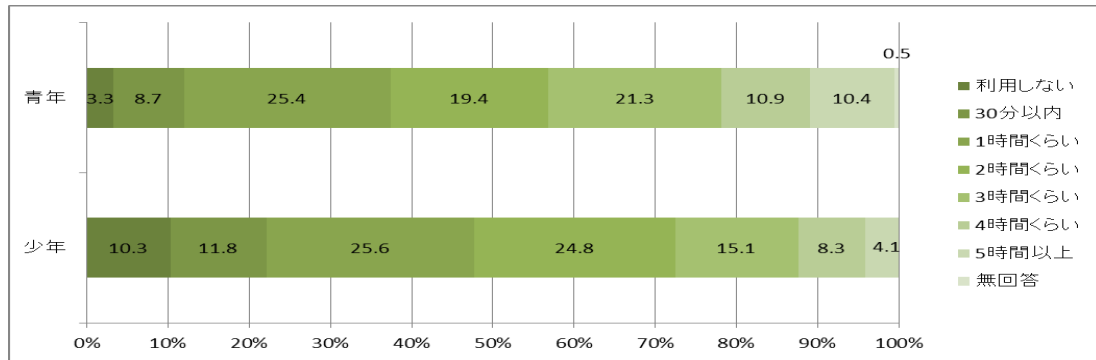
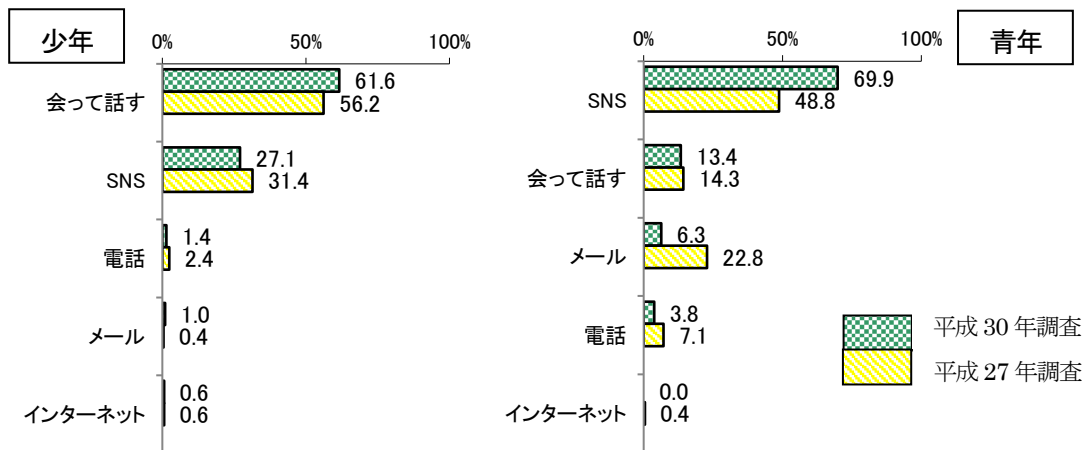
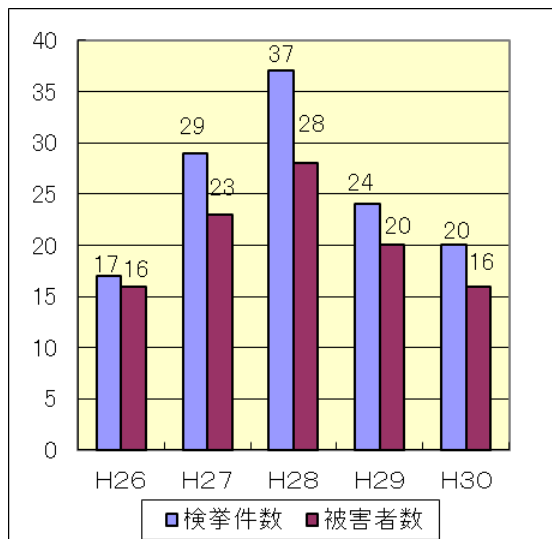


図6 友達とのコミュニケーション手段（平成30年度・岩手県）



(出典) 図5・6 岩手県「平成30年度青少年の健全育成に関する意識調査」

図7 SNS等利用福祉犯(※1)の推移(平成30年・岩手県)



(出典) 岩手県警察本部「平成30年少年非行の実態」

※1) 福祉犯：「少年の福祉を害する犯罪」の略称で、児童買春、児童ポルノ、子供への違法な薬物の提供、酒・タバコの提供、年少者の不法雇用等。

(3) 家庭・地域の状況

- 三世同居率が全国上位となっていますが、世帯当たりの人員数の減少が続いています。また、家庭の養育力の弱まりや子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。
- 女性の就業率が上昇し、共働き世帯やひとり親世帯が増加する中で、子育てと仕事の両立を図る家庭への支援の充実が求められています。
- 地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあります。

図8 世帯数と世帯あたり人員数の推移（本県） (出典)；総務省統計局「国勢調査」

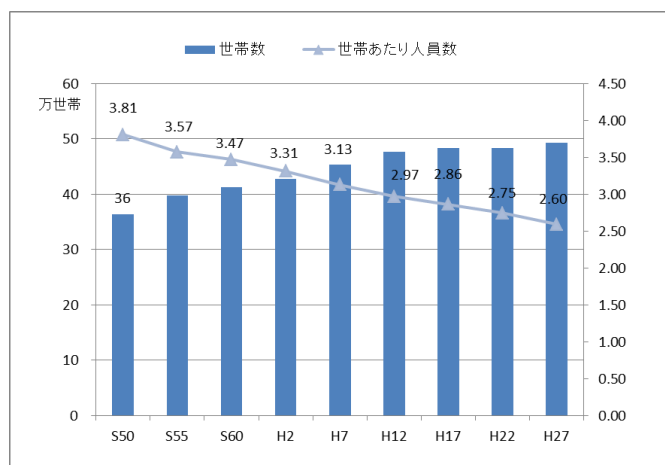


図9 男女、年齢階級別有業率（岩手県） (出典)；総務省統計局「平成29年度就業構造基本調査」（岩手県版）

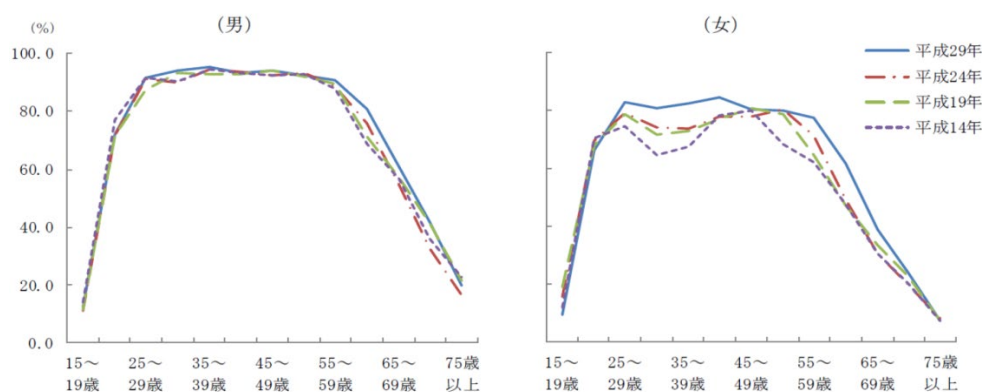


図10 共働き世帯の推移（全国・岩手県） (出典)；総務省統計局「平成29年度就業構造基本調査」

| (千世帯、%) | 平成24年度 | | | 平成29年度 | | |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 総数※1 | 共働き世帯数※2 | 共働き世帯の割合 | 総数※1 | 共働き世帯数※2 | 共働き世帯の割合 |
| 全国 | 28,547.9 | 12,970.2 | 45.4 | 27,634.7 | 13,488.4 | 48.8 |
| 岩手県 | 263.8 | 134.1 | 50.8 | 248.2 | 133.4 | 53.7 |

※1 「夫婦のみ世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と親から成る世帯」の合計数

※2 「夫婦のみ世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」、「夫婦、子供と親から成る世帯」の合計のうち、夫婦ともに有業の世帯数

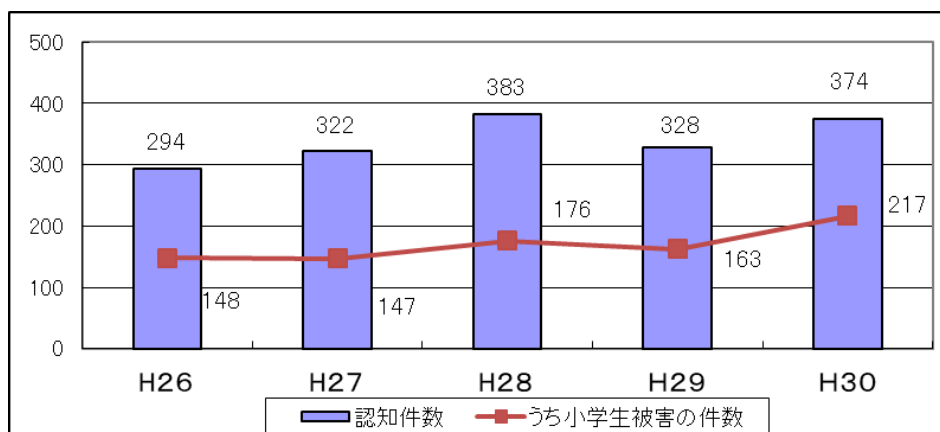
(4) 地域の安全・安心

- ・ 刑法犯少年の検挙・補導人員が減少しており、平成30年（2018年）は181人と戦後最少となりましたが、再犯者率が3割程度で推移していることから、少年の非行防止と保護対策の推進が必要です。
- ・ 子供への声かけ、つきまとい等が、平成30年度は10年前の約3倍に当たる374件となっていることから、地域ぐるみでの犯罪が起りにくい環境づくりが必要です。
- ・ 成人向け図書等の自動販売機の設置台数は、インターネットの普及、販売不振等により減少傾向にあります。
- ・ 県内における子供が関係する交通事故は、10年前と比べ約3分の1まで減少していますが、過去5年間の子供が関係した事故では、小学生は歩行中の事故が最も多く、中・高校生では、自転車乗用中の事故が高い割合を占めていることから、交通事故防止の取組が必要です。

図11 刑法犯少年 学識別検挙・補導人員（平成30年・岩手県）

| 区分 | 年次別 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|--------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 刑法犯少年総数 | 学生・生徒 | 213 | 159 | 163 | 171 | 145 |
| | 小学生 | 45 | 43 | 52 | 53 | 50 |
| | 中学生 | 63 | 51 | 61 | 60 | 50 |
| | 高校生 | 96 | 50 | 46 | 48 | 37 |
| | 大学生 | 4 | 9 | 2 | 3 | 2 |
| | 各種学校生 | 5 | 6 | 2 | 7 | 6 |
| | 有職少年 | 37 | 25 | 25 | 33 | 22 |
| | 無職少年 | 19 | 6 | 11 | 20 | 14 |
| 刑法犯少年に占める小・中・高生の割合 | | 75.8 | 75.8 | 79.9 | 71.9 | 75.7 |

図12 子供に対する声かけ等の認知状況（平成30年・岩手県）



（出典）：図11、12 岩手県警察本部「平成30年度少年非行の実態」

図13 条例に基づく不健全図書類の指定数
(平成30年・岩手県)

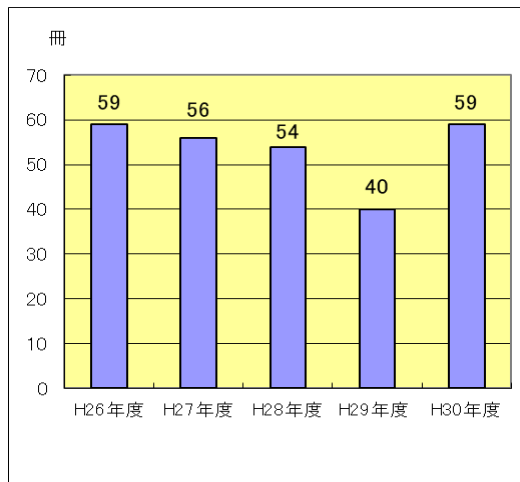
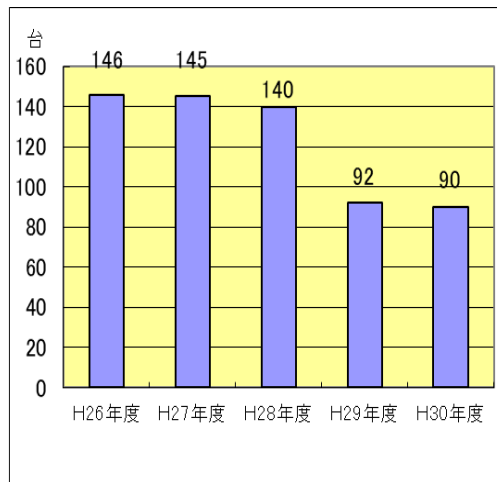


図14 図書类等自動販売機設置数
(平成30年・岩手県)



(出典)：図13、14 岩手県環境生活部若者女性協働推進室調べ

図15 歩行中事故の死傷者 (平成30年・岩手県)

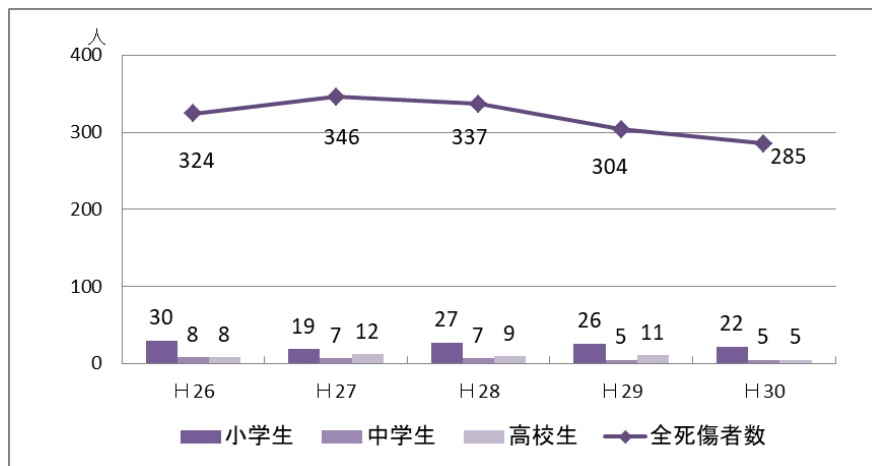
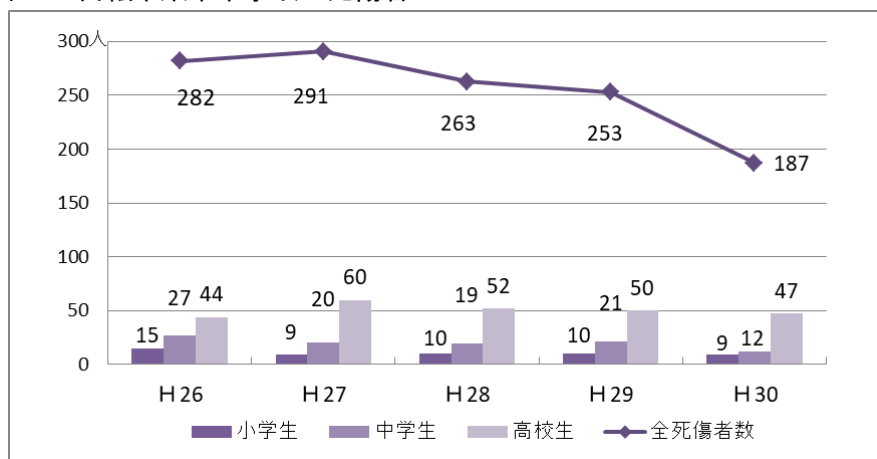


図16 自転車乗車中事故の死傷者



(出典)：図15、16 岩手県警察本部「平成30年度岩手県交通事故のあらまし」

(5) 若者の就労状況

- ・ 県内の雇用情勢は、求人数の増加と求職者数の減少により着実に改善しています。また、高卒者の県内就職率が上昇傾向にあるなど、地元志向の高まりが見られます。
- ・ 高校及び大学卒業時から3年以内の離職率は、改善傾向が見られます。
- ・ 一方で、県内企業の雇用条件や待遇面について、労働時間が長く、賃金水準が低いなど県外企業との差異により人材が県外に流出していることから、正規雇用の拡大や県内企業の働き方改革の取組など雇用・労働環境の整備を促進する必要があります。

図 17 新規高校卒業者の就職状況（平成 30 年度・岩手県）

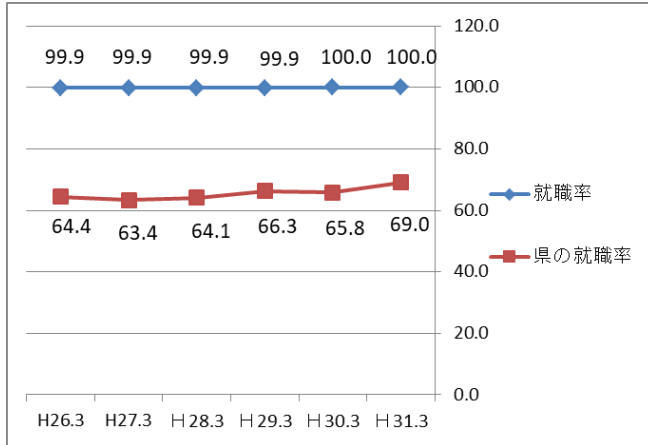


図 18 新規大学卒業者の就職内定状況（平成 30 年度・岩手県）

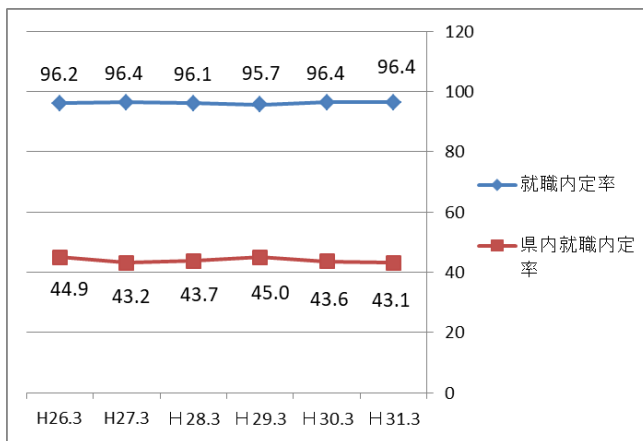
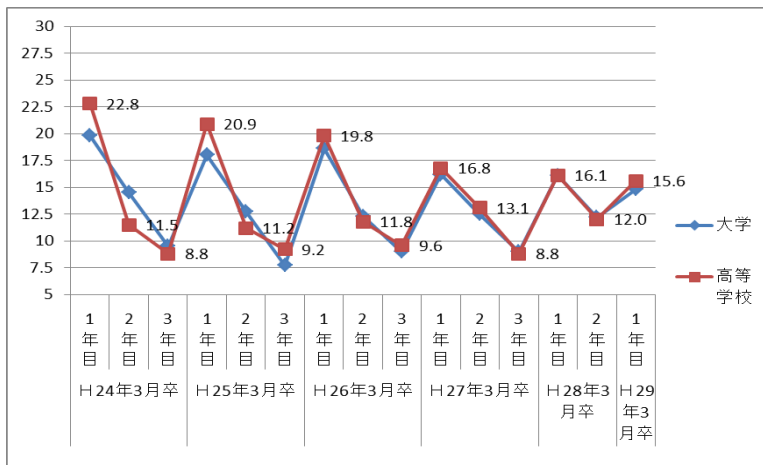


図 19 高校・大学卒業後3年以内離職率の推移（平成 30 年度・岩手県）



(出典) 図 17~19

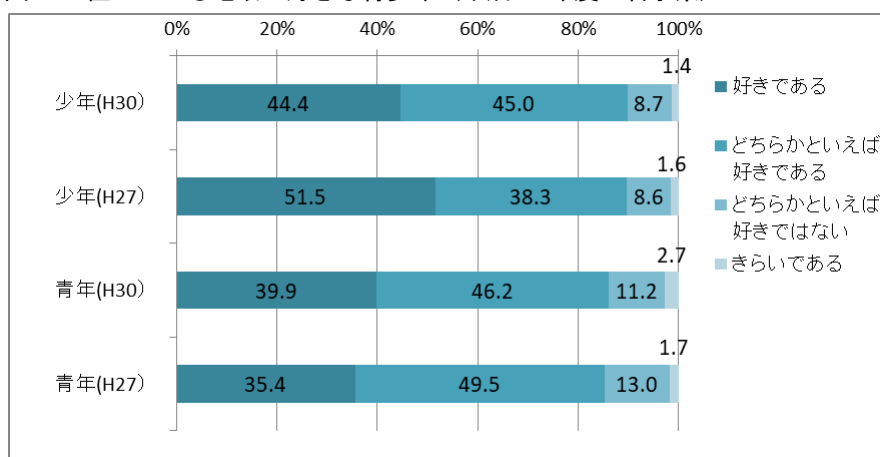
厚生労働省岩手労働局調査

(6) 東日本大震災津波からの復興

- 東日本大震災津波発災から9年が経過し、復興の歩みが着実に進む一方で、依然として応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている被災者がいます。
- 被災者の生活の安定と住環境の再建に向けた支援や、被災した子供・若者の心のケアに中長期的に取り組む必要があります。
- 東日本大震災津波の体験を踏まえ、子供たちの未来を切り拓く力を育むとともに、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための「いわての復興教育」(※1)が定着しています。
- 本県が3年に一度実施している「平成30年青少年の健全育成に係る意識調査(以下「意識調査」という。))では、発災以降、県内の若者の意識において、「住んでいる地域が好き」「社会に貢献したい」という回答が増加するとともに、実際に多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動に参画し、復旧・復興に大きな力を発揮しています。

※1) いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子供たち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心を一つに震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとづくり」を進めていくための教育。

図20 住んでいる地域が好きな青少年(平成30年度・岩手県)



(出典) 岩手県「平成30年度青少年の健全育成に関する意識調査」

2 青少年の状況

(1) 価値観の変化と地域への愛着

- 近年、人口減少・少子高齢化などを背景に、ライフスタイルに応じた新しい働き方が可能になる「働き方改革」や、いわゆる一億総活躍社会の環境づくりの求めが強まっているとともに、モノの豊かさや所得・収入だけではなく、心の豊かさやゆとりといった要素を重視する層の拡大など価値観の変化が見られます。
- 「意識調査」においても、将来の夢として「好きなことをしてのんびり暮らす」という回答が、少年・青年共に最も多くなっています。
- 次いで、青年では家族との時間を大切にする傾向が見られますが、少年では自分の個性や能力を生かしたり、社会に貢献したりしたいという意欲も見られます。

- また、本県の青少年は住んでいる地域への愛着が強く、地域活動への参加率も高い傾向があります。少年の地域活動への参加率は全国に比して高く、また、青年の地域活動への参加率も上昇傾向にあります。

図 21 将来の夢（平成 30 年度・岩手県）

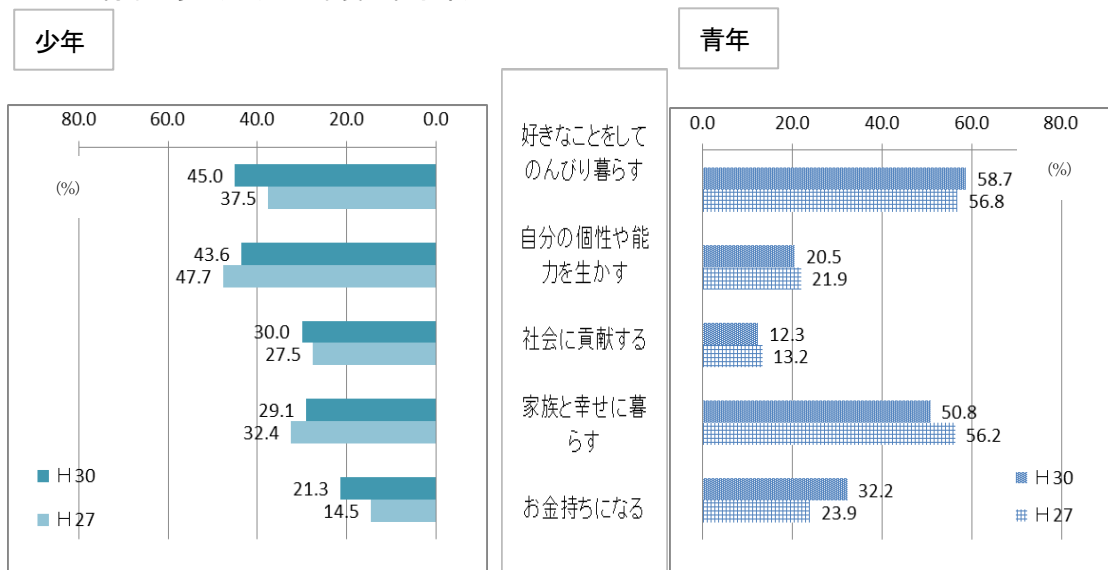
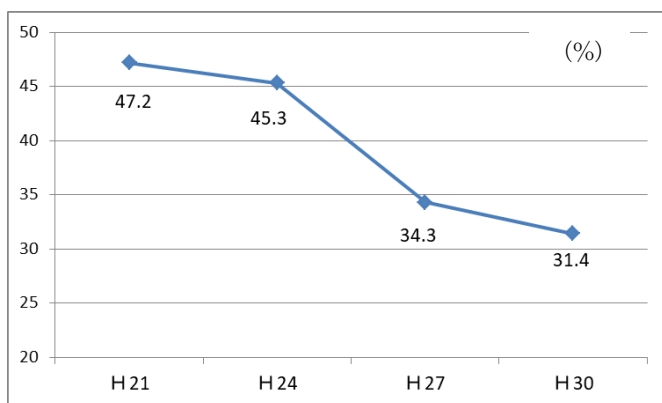


図 22 地域活動に参加したことがない青年の割合（平成 30 年度・岩手県）



（出典）図 21・22 岩手県「平成 30 年度青少年の健全育成に関する意識調査」

(2) 困難を抱える子供・若者の問題の顕在化

- 若年無業者いわゆるニート（※1）の数は、ここ数年で若干減少傾向にあるものの、本県では平成 29 年度推計値で 5,800 人となっています。
- 県が平成 30 年度に実施した実態調査（※2）によると、ひきこもり状態と見られる方の数は 1,616 人で、そのうち 15 歳以上 30 歳未満の引きこもり者は 576 人（35.6%）となります。また、不登校児童生徒の割合が増加しています。
- 児童生徒の障がいの状態が多様化しており、個々の教育ニーズに応じた指導・支援の充実が必要です。
- 非行・犯罪に陥った青少年への支援が必要です。
- 子供の貧困問題への対応のほか、自殺対策、性的マイノリティ（LGBT 等）（※3）への理

解促進、外国人の児童生徒等の学びの場の確保などが必要となっています。

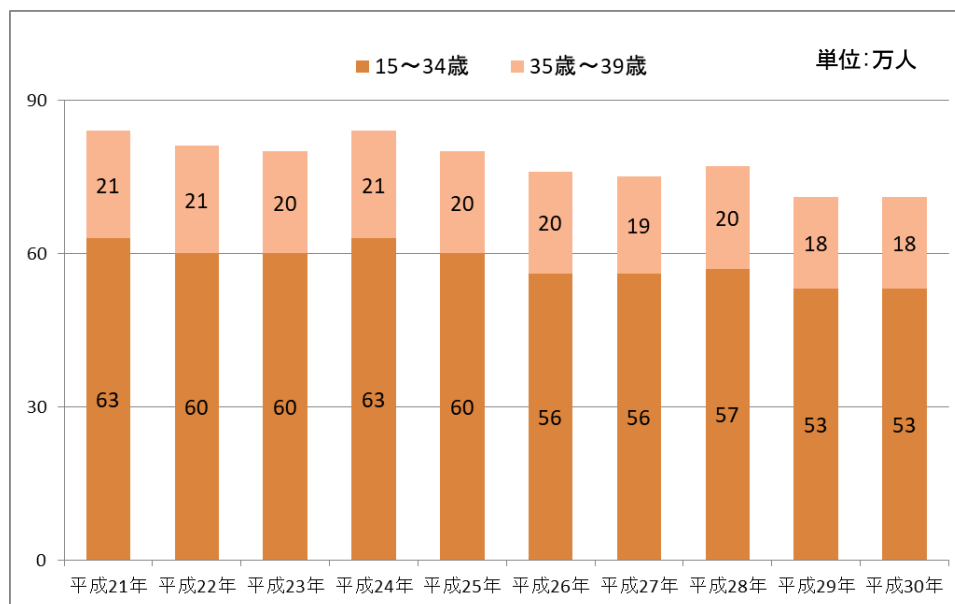
- ・ 児童虐待相談件数が増加していることから、発生予防、早期発見、相談機能と対応の充実など、児童虐待のない地域づくりが必要です。
- ・ 困難を抱える子供・若者の自立や家族等への支援を効果的に行うため、関係機関等の支援ネットワークを強化し、対象者の置かれた状況に応じて、必要な支援が継続的に提供される体制を構築する必要があります。

※1) ニート：NEET (Not in Education, Employment or Training の略)。学校にもいかず、働きもせず、職業訓練も受けていない状態の若者。

※2) 実態調査：岩手県「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」(調査時期：平成30年6月～8月)

※3) 性的マイノリティ (LGBT等)：性的少数者。性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉。L：女性の同性愛者 (Lesbian：レズビアン)、G：男性の同性愛者 (Gay：ゲイ)、B：両性愛者 (Bisexual：バイセクシャル)、T：こころの性とからだの性との不一致 (Transgender：トランスジェンダー)。

図23 若年無業者の推移 (全国)



(出典) 総務省「労働力調査」

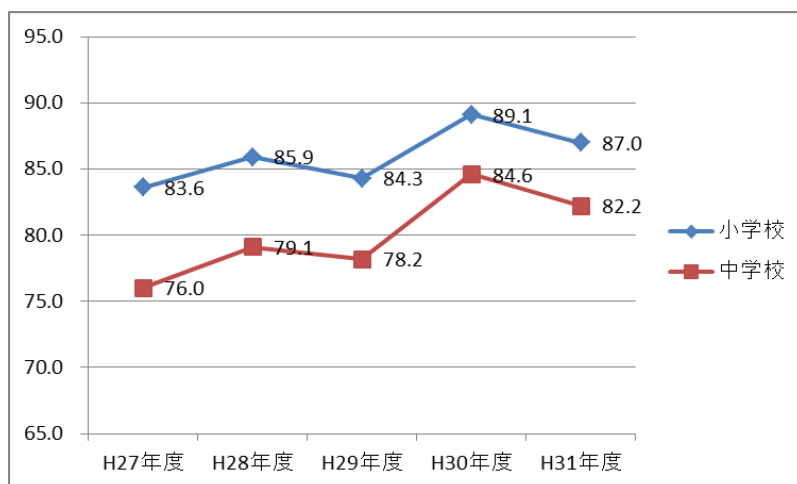
図24 いじめの校種別認知件数の推移 (岩手県)

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 高等学校 | | 特別支援学校 | | 合計 | |
|-------|-------|-----------------|-------|----------------|------|---------------|--------|----------------|-------|----------------|
| | 認知件数 | 千人当たりの認知件数 | 認知件数 | 千人当たりの認知件数 | 認知件数 | 千人当たりの認知件数 | 認知件数 | 千人当たりの認知件数 | 認知件数 | 千人当たりの認知件数 |
| H26年度 | 1,031 | 16.2 (18.6) | 492 | 13.9 (15.0) | 162 | 5.4 (3.2) | 89 | 57.2 (7.3) | 1,774 | 13.5 (13.7) |
| H27年度 | 2,302 | 36.9 (23.2) | 765 | 22.0 (17.1) | 157 | 5.3 (3.6) | 50 | 31.9 (9.4) | 3,274 | 25.5 (16.5) |
| H28年度 | 4,437 | 72.9 (36.6) | 986 | 29.1 (20.8) | 269 | 9.2 (3.7) | 58 | 37.2 (12.4) | 5,750 | 45.8 (23.9) |
| H29年度 | 4,995 | 83.4 (49.1) | 1,378 | 42.3 (24.0) | 241 | 8.5 (4.3) | 39 | 25.6 (14.5) | 6,653 | 54.3 (30.9) |
| H30年度 | 5,919 | 100.3 (66.0) | 1,448 | 46.3 (29.8) | 279 | 10.1 (5.2) | 48 | 31.1 (19.0) | 7,694 | 64.4 (40.9) |

注 () 内は、全国 (国・公・私立) の1,000人当たりの認知件数

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図 25 いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合（岩手県）



(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙」

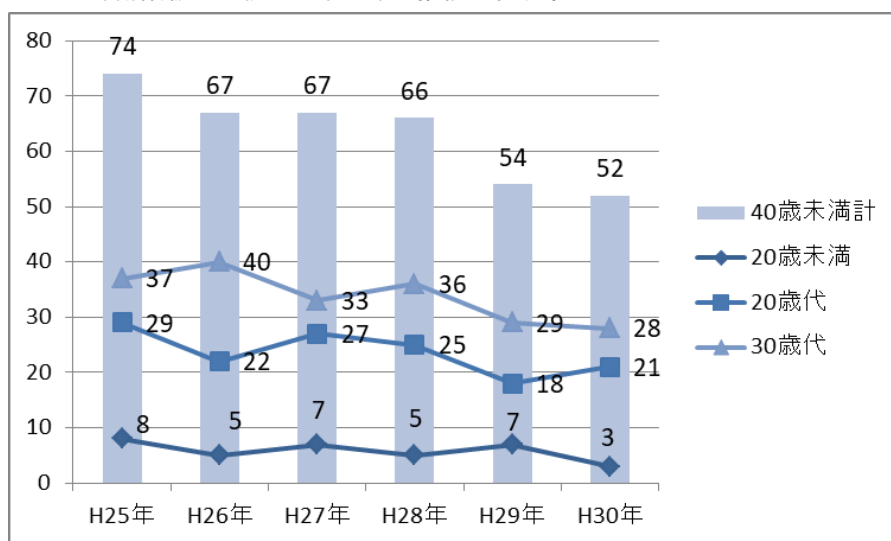
図 26 不登校児童生徒数（岩手県）

| 区分 | 小学校 | | 中学校 | | 小中合計 | 高等学校 | |
|-------|-----|--------------|-----|--------------|-------|------|--------------|
| | 人数 | 千人当たりの不登校児童数 | 人数 | 千人当たりの不登校生徒数 | 人数 | 人数 | 千人当たりの不登校生徒数 |
| H26年度 | 143 | 2.2 (3.9) | 791 | 22.3 (27.6) | 934 | 354 | 12.2 (15.9) |
| H27年度 | 189 | 3.0 (4.2) | 829 | 23.8 (28.3) | 1,018 | 339 | 11.9 (14.9) |
| H28年度 | 183 | 3.0 (4.7) | 876 | 25.9 (30.1) | 1,059 | 377 | 13.4 (14.6) |
| H29年度 | 201 | 3.4 (5.4) | 843 | 25.9 (32.5) | 1,044 | 359 | 13.1 (15.1) |
| H30年度 | 283 | 4.8 (7.0) | 975 | 31.2 (36.5) | 1,258 | 337 | 12.5 (16.3) |

注 () 内は、全国（国・公・私立）の1,000人当たりの不登校児童生徒数

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図 27 年齢階級別自殺死亡率の年次推移（岩手県）



(出典) 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・居住地別）

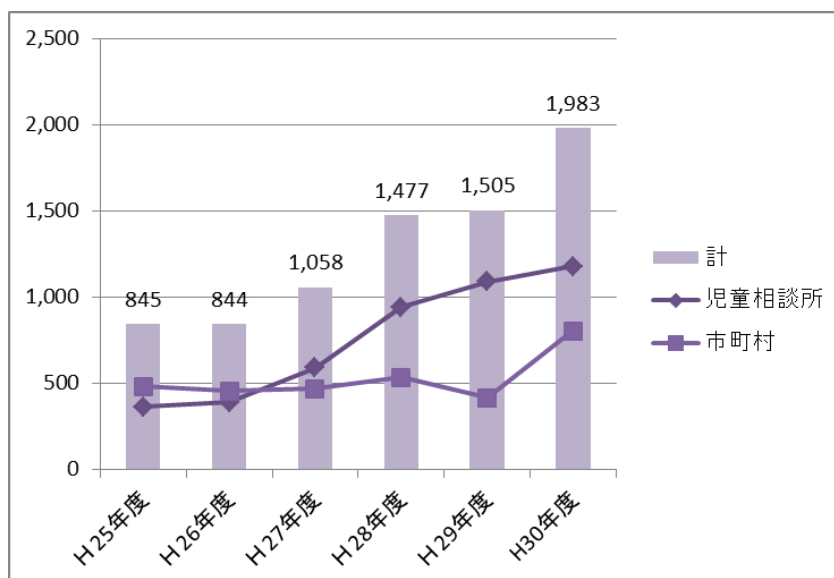
図 28 貧困率の推移（全国）

| | S60年 | H12年 | H15年 | H18年 | H21年 | H24年 | H27年 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 相対的貧困率 （※ 1） | 12.0% | 15.3% | 14.9% | 15.7% | 16.0% | 16.1% | 15.7% |
| 子供の 貧困率 | 10.9% | 14.4% | 13.7% | 14.2% | 15.7% | 16.3% | 13.9% |
| 大人が一人と 子供の 世帯の貧困率 | 54.5% | 58.2% | 58.7% | 54.3% | 50.8% | 54.6% | 50.8% |

（出典）厚生労働省「国民生活基礎調査」

※ 1）相対的貧困率：等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合。可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものをいう。また、保育サービスのような社会保障給付による現物給付が含まれていない。

図 29 児童虐待相談対応件数（岩手県）



（出典）岩手県保健福祉部子ども・子育て支援課調べ

●世界の動き

- 1990（平成2）年 「児童の権利に関する条約」発効（日本は平成6年批准）
2002（平成14）年 「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」発効（日本は平成17年批准）

●日本の動き

- 2003（平成15）年 「青少年育成推進本部」設置、「青少年育成施策大綱」（前大綱）策定
2008（平成20）年 新しい「青少年育成施策大綱」策定
2009（平成21）年 「青少年インターネット環境整備法」施行
2010（平成22）年 「子ども・若者育成支援推進法」施行
「子ども・若者ビジョン」、「児童ポルノ排除総合対策」策定
2015（平成27）年 「青少年の雇用の促進等に関する法律」施行
2016（平成28）年 「子供・若者育成支援推進大綱」制定
2018（平成30）年 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」策定
2023（令和5）年 「子ども基本法」施行、「こども家庭庁」設置

○岩手県の動き

- 2005（平成17）年 「いわて青少年育成プラン」（平成17～26年）策定
2006（平成18）年 「青少年活動交流センター」開設
2007（平成19）年 「青少年の環境浄化に関する条例」改正…図書類・テープ類の包括指定による規制拡大、インターネット利用環境の整備、深夜の青少年への連れ出しへの罰則等
2009（平成21）年 「岩手県ひきこもり支援センター」開設
2015（平成27）年 「いわて青少年育成プラン」（平成27～31年）策定
2015（平成27）年 「いわて子どもプラン」策定
2015（平成27）年 「いわての子どもを健やかに育む条例」施行

3 前青少年育成プラン5年間の成果と課題

- ・ 本県では、平成17年6月に「心豊かで、自立した『いわての青少年』を育む」を基本理念とした「いわて青少年育成プラン」を10年計画で策定し、その後、平成27年3月に、計画期間を10年から5年に短縮し、新しい「いわて青少年育成プラン」を策定しました。
このプランでは、「個性・主体性を尊重した『人づくり』」、「健全な青少年を育む『地域づくり』」、「青少年を事件・事故から守る『環境づくり』」の3つを重点目標に、施策を推進してきました。
- ・ この間、「いわて希望塾」(※1)、「いわて親子フェスティバル」(※2)等への参加者数が、順調に伸びてきているほか、青少年活動交流センターにおける活動が着実に定着してきているなど、青少年の健全育成に関する取組をおおむね順調に推進してきました。
- ・ しかし、家庭や地域の教育力の低下への懸念、社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援、インターネットやスマートフォンが急速に青少年に普及することで、SNS上でのいじめやネット犯罪に巻き込まれる危険が深刻化しているなど、多くの課題があります。
- ・ これまでも、行政機関相互や民間団体等との連携の下に取組を行ってきましたが、これらの課題に適切に対応するために、関係機関との連携を更に充実させる必要があります。
- ・ 併せて、家庭、学校、地域がそれぞれの役割をしっかりと果たせるよう、関係機関や民間団体等が連携して、取組を支援していく必要があります。

※1) いわて希望塾：県内の中学生を対象として、リーダー養成や復興や地域づくりを担う人材の育成を目的として平成20年から実施している事業。知事が塾長を務める。

※2) いわて親子フェスティバル：親子のふれあいを深める体験的な講座を含めた企画等を、民間企業やボランティアの参画を得ながら実施しているイベント。

(1) 個性・主体性を尊重した「人づくり」

ア 「豊かな心」と「丈夫な体」の育成

【成果】

- ・ 情報提供や相談対応の継続を通じ、青少年の育成環境の充実が図られています。
 - ・ 児童生徒の読書率(※1)や体力・運動能力調査の総合評価が向上しています。
 - ・ 「意識調査」によると、本県の少年は父親、母親ともよく話しており、親子の相互理解が深まっています。
 - ◇ 読書率(中学生) (H26) 90%→(H30) 95%
 - ◇ 読書率(高校生) (H26) 67%→(H30) 77%
 - ◇ 体力・運動能力調査の総合評価(5段階; A~E)のABC段階の児童生徒の割合(小学校5年生、中学2年生) (H26) 79.7%→(H30) 81.2%
- ※1) 読書率：1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合

【課題】

- ・ 「意識調査」では、10年後の社会が「今よりも悪くなる」と回答した割合が少年で4割を超え、青年では5割近くとなっており、多くの青少年が将来に悲観的な意識を持っています。
- ・ このような中、青少年が夢や希望に向かって自分の個性や主体性を発揮できるよう、「生

きる力」を育む施策を更に展開することが必要です。

- ・ 青少年の育成について、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすとともに、更に連携した取組が必要です。
- ・ 特に家庭や地域における教育力の向上が課題となっています。

イ 「自分の可能性を高める力」の育成

【成果】

- ・ 青少年が学習活動や体験活動を通じて、主体的に学ぶ力を伸ばす取組が継続的に進展しています。
 - ◇ 生涯学習情報提供システム利用件数 (H26) 23,710件→(H30) 76,043件

【課題】

- ・ 人生100年時代を迎える中、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習を継続できるよう、中核的な人材育成に加え、社会教育施設のハード面、ソフト面の充実が必要です。
- ・ 子供達が大きな達成感を得ることができ、自分に自信を持つことができる取組を積極的に支援していくことが必要です。

ウ 「社会への旅立ち」の支援

【成果】

- ・ 県内の雇用情勢は、求人数の増加と求職者数の減少により着実に改善しています。
- ・ 進路指導や就職支援の充実により新規高卒者及び大卒者就職内定率は高水準にあります。
- ・ 新規大卒者の3年以内離職率は全国平均を上回っていますが、大卒者・高卒者共に、離職率は徐々に低下しています。
 - ◇ 新規高卒者就職内定率 (H26) 99.9%→(H30) 100%
 - ◇ 新規大卒者就職内定率 (H26) 96.4%→(H30) 96.4%
 - ◇ 新規高卒就職者の3年以内離職率 (H26) 43.1%→(H30) 38.8%

【課題】

- ・ 「意識調査」によれば、青少年の悩みは「勉強や進学のこと」、「就職のこと」、「お金のこと」が多いことから、自らの夢や希望の実現と経済的自立に向け、引き続き関係機関が連携した支援を行うことが必要です。
- ・ 同調査によると、中高生や学生は「自分の適性に合っている仕事」「自分の知識や技術が生かせる仕事」を希望しています。
- ・ 仕事に関する若者の認識と企業での業務内容のミスマッチを解消する早期離職防止のための取組が必要です。
 - ◇ **意識調査**「現在の職業に満足している」青年 (H27) 59.3%→(H30) 62.2% (+2.9)
 - ◇ **意識調査**「現在の職業に不満である」青年 (H27) 34.0%→(H30) 33.3% (△0.7)
- ・ 高卒者の県内就職率が上昇傾向にあるなど、地元志向が高まっているものの、岩手県から東京圏に向かう若者が増加しています。社会減となっている現状を食い止めるために、働き方改革の取組など雇用・労働環境の整備を促進する必要があります。

エ 困難を抱える青少年への支援

【成果】

- ・ 県内3か所でニートに対する職業的自立に向けた支援が進められるなどサポート体制が拡充され、自立相談も増加しています。
- ・ 「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を平成28年12月に設置し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子供・若者に対し、関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するための体制を整備しました。
- ・ 本県における「いじめ」の認知件数は、各校における積極的な認知が浸透してきた結果、年々増加しています。
 - ◇ ニート等の自立に向けた相談件数（累計）（H26）24,404件→（H30）44,679件
 - ◇ 不登校児童数（小学校）（H26）143人→（H30）283人
 - ◇ 不登校生徒数（中学校）（H26）791人→（H30）975人
 - ◇ 不登校生徒数（高等学校）（H26）354人→（H30）337人

【課題】

- ・ ニートの数は国の推計では71万人と依然として高水準（H29：本県推計値5,800人）にあります。社会的自立が困難な青少年を効果的に支援するため、引き続き、関係機関等の連携を強化し、本人及び家族等に対する支援体制の整備が必要です。
 - ・ ニートは顕在化しにくく実態把握が難しいため、国の地域若者サポートステーション（※1）事業と連携した相談対応などにより対象者の把握に努め、社会的自立に向けた効果的な支援を行う必要があります。
 - ・ 小・中学校における不登校児童生徒の出現率は全国水準より低く推移していますが、引き続き、未然防止や早期発見、適切な対応に取り組む必要があります。
 - ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、障がいの状態が多様化していることから、個々のニーズに応じた指導や支援を充実させるとともに、特別支援教育に対する県民理解の醸成や参加促進が必要です。
 - ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、子供の現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、環境整備が必要です。
 - ・ 若者の自殺対策、性的マイノリティへの理解促進、外国人の児童生徒等の学びの場の確保など、特に配慮が必要な子供・若者への対応が必要となっています。
- ※1) 地域若者サポートステーション：通称サポステ。働くことに踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働く出す力」を引き出し、「職場定着する」まで全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関のこと。

オ 「社会参画」の機会の拡大

【成果】

- ・ 平成18年にアイーナに開設された、NPO活動交流センター、男女共同参画センター及び青少年活動交流センターにおいて、継続的に青少年の社会参画を進めるための各種取組や情報提供が行われています。
 - ◇ いわて希望塾参加者数（累計）（H26）792人→（H30）1,311人
 - ◇ わたしの主張大会発表者数（累計）（H26）1,059人→（H30）1,838人

【課題】

- ・ 「意識調査」によれば、青年の地域活動への参加割合は増加しているものの、参加したことがない青年も3割程度います。また「ボランティア活動をする」青年は1割に留まっていることから、引き続き青少年の社会参画を促進するための取組が必要です。
- ・ 選挙権年齢や成人年齢の引き下げに伴い、主権者教育や消費者教育の充実が必要です。

カ 若者の活躍への支援

【成果】

- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、多くの若者が、まちづくり、NPO やボランティア活動などに参画し、復旧・復興に大きな力を発揮しています。
- ・ いわて若者交流ポータルサイト（※1）の登録団体数が増加しています。
- ・ いわて若者会議（※2）や若者文化祭等の若者関連文化イベント来場者数が増加しています。
 - ◇ いわて若者交流ポータルサイト登録団体数 (H30) 63 団体
 - ◇ いわて若者会議参加者数 (H30) 230 人
 - ◇ 若者文化祭等の若者関連文化イベント来場者数 (H30) 7,755 人

【課題】

- ・ 若者の地元志向は強いものの、進学期、就職期の若者の転出による社会減が続いており、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりが必要です。
 - ※1) いわて若者交流ポータルサイト：若者団体の発信拠点・交流の場として岩手県が運営する公式サイト。Co=一緒に、Nexus=繋がり、Us=岩手県の若者団体や若者、の3つを繋げて通称コネクサス。
 - ※2) いわて若者会議：様々な分野の若者たちが意見交換・活動発表を行い、今後の主体的な活動につなげるための交流の場として、平成25年度から毎年開催している会議。

(2) 健全な青少年を育む「地域づくり」

ア 地域ぐるみの「子育て」支援

【成果】

- ・ 地域の情報提供体制や相談体制の整備のほか、子供、家庭、学校、地域、行政の5者による教育振興運動(※1)が継続的に展開されています。
 - ◇ いわて親子フェスティバル参加者数（累計）(H26) 5,356 人→ (H30) 24,143 人

【課題】

- ・ 世帯あたりの人員数の減少が続いており、家庭の養育力の弱まりや子育ての孤立化による養育者の育児不安が増加しています。
- ・ 地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難な傾向にあることから、学校、家庭、地域など地域総ぐるみで子供を教え、育てる仕組みの再構築が必要です。
- ・ 「意識調査」によれば、保護者の6割以上が「家庭の教育力の低下」を指摘しているなど、家庭教育は難しさを増しており、家庭の教育力の向上に向けた取組が引き続き必要です。
- ・ 子育ての悩みの相談相手が配偶者や友人など身近な人に限られており、地域社会でのサポートが必要です。
- ・ 子育て施策や男女共同参画推進施策、「働き方改革」や「家庭と仕事の両立支援」施策などが相互に連携する取組が必要です。

※1) 教育振興運動：岩手県において昭和40年（1965年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子供、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。

イ 「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援

【成果】

- ・ まつりなどの地域活動への参加や伝統文化継承に向けた各学校の取組が定着してきています。
- ・ 各学校において、地域との交流活動が定着してきています。
- ・ 「意識調査」によれば、少年・青年共に地域への愛着が高い傾向にあります。
- ・ 全国学力・学習状況調査によると、今住んでいる地域の行事に参加している割合が、小中学生ともに全国平均を上回っています。また、「意識調査」によれば、青年の約7割が地域活動に参加しており、年々参加率が高まっています。
 - ◇ **意識調査** 「今住んでいる地域が好き」な少年 (H27) 89.8%→ (H30) 89.4%
 - ◇ **意識調査** 「今住んでいる地域が好き」な青年 (H27) 84.9%→ (H30) 86.1%

【課題】

- ・ 引き続き青少年の地域活動への参加を促進していく必要があります。
- ・ 民俗芸能など地域における伝統芸能の文化を継承する人材が不足しています。
- ・ 多様な体験を望む子供たちに対して、体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。

ウ 「世代間・地域間」等の多様な交流の促進

【成果】

- ・ 外国語指導助手（ALT）が全県的に普及しているなど、国際交流や国際理解の機会が日常的に確保されています。
- ・ JICA（※1）ボランティア参加者数が増えており、自らの技術・知識・経験を開発途上国の人々のために生かす動きが広がっています。
- ・ 青少年活動交流センターを拠点とした世代間・地域間の交流事業が定着しています。
 - ◇ JICAボランティア参加者数（累計） (H26) 533人→ (H30) 575人

【課題】

- ・ 三世同居は全国高位となっているものの、その割合は減少し、ひとり親世帯も増加傾向にあることから、世代間、異年齢間での交流、体験の機会が必要です。
- ・ グローバル化の一層の進展に伴い、広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローバル人材）を育成する必要があります。

※1) JICA：独立行政法人国際協力機構。日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行う機関。

エ 「青少年団体活動」の支援

【成果】

- ・ 青少年活動交流センターの活動が定着しています。
- ・ いわて希望塾における青年リーダー参加者数が順調に増加しており、地域の青年リーダーが育っています。
- ・ ボランティア・地域活動をする青年の割合が増加しています。
 - ◇ いわて希望塾青年サポーター参加者数（累計） (H26) 108人→ (H30) 186人
 - ◇ ボランティア活動を行う青年割合 (H27) 11.7%→ (H30) 13.4%

《青少年活動交流センターの機能》

- ①活動…青少年の健全育成を県民総意のもとに進めていくことを目的として、特に家庭の教育力の向上を図り、家庭における子育ての重要性や地域の教育力の向上についての認識を深め、各家庭の取組に浸透させていくための事業を実施します。
- ②交流…センターの立地条件を活かし、多様な交流の場を提供するとともに、県内各地の青少年が岩手ゆかりの著名人との交流を通じて、未来の自分、いわてを担う青少年を育むとともに、お互いの交流を通じて「友達の輪」を広げるための事業を実施します。
- ③情報…青少年の健全育成に関する様々な分野の情報を広く収集し、県民がいつでも気軽に活用できるようにします。
- ④相談…センターに相談員を配置し、青少年の悩みや青少年活動に関する相談に対応します。

【課題】

- ・ 青少年活動交流センターの活動が定着してきた反面、活動場所や参加者の居住地等に偏りが生じる傾向にあり、活動内容等の情報発信のほか、青少年健全育成を行う団体や個人との、より緊密なネットワークの構築が必要です。
- ・ いわて希望塾の内容の充実等、リーダー養成のための事業をより一層効果的に開催していく必要があります。
- ・ 「意識調査」によれば、「どのような行事や活動があるか知らない」青少年が3割を超えていることから、様々な青少年活動の情報提供の工夫が必要です。

(3) 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」

ア 「青少年の居場所」づくりの推進

【成果】

- ・ ふれあい電話や24時間子供SOSダイヤル相談、少年サポートセンターや青少年活動交流センターにおける相談対応など、相談体制等の整備の取組が進んでいます。
- ・ 放課後児童クラブや放課後子供教室の設置など、放課後の公的な居場所がある小学校区が増加しています。
 - ◇ 放課後の公的な居場所のある小学校区割合 (H26) 91.0%→(H30) 95.2%
 - ◇ 放課後児童クラブの設置数 (H26) 306カ所→(H30) 351カ所

【課題】

- ・ 「意識調査」によれば、相談相手のいない青少年が約1割いることから、一人で悩みを抱えている青少年に対して心の居場所を確保できるよう、引き続き、相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ・ 同調査によれば、青少年は「気軽に立ち寄れる施設や場所」を最も必要としていることから、いじめ等の不登校生徒の居場所づくりのほか、勉強・学習施設に留まらない若者の様々な活動の拠点づくりが必要です。

イ 「安全・安心」な地域社会づくりの推進

【成果】

- ・ 地域社会全体で学校の安全を確保する体制づくりが伸展しています。
- ・ 刑法犯少年の検挙・補導数が減少しています。
- ・ いわて被害者支援センターを中心とした、関係機関による被害者支援体制が構築されています。
 - ◇ 刑法犯少年数 (H26) 269人→(H30) 181人

【課題】

- ・ 子供・女性への声かけ事案が後を絶たないことから、地域全体での青少年の見守りが必要です。
- ・ 身体的虐待、ネグレクト（※1）、心理的虐待など、児童虐待は依然として後を絶たず、発生子防・早期発見・早期対応、更には再発防止のための取組が必要です。
- ・ インターネット、携帯電話やスマートフォン等の急速な普及に伴い、従来の図書類等に代って、ネット上に氾濫する違法・有害情報への青少年による接触、SNS等に起因する青少年の犯罪被害等、ネットを利用した非行及び福祉犯被害者の増加が懸念されています。
※1) ネグレクト：児童虐待の分類の一つで、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないことなどを言う。

ウ 「非行防止活動」の推進

【成果】

- ・ 有害図書等が収納されている自動販売機の設置数が減少しています。
- ・ 刑法犯少年の検挙・補導数が減少しています。（再掲）
- ・ 青少年健全育成関係機関によるメディア対応能力養成のための取組が行われています。
 - ◇ 図書類等自動販売機設置数 (H26) 146 台→ (H30) 90 台
 - ◇ 情報モラル教育を実施している学校の割合 (H26) 以降 100%

【課題】

- ・ 刑法犯少年は減少傾向にあるものの、再犯者率の上昇や非行少年の低年齢化、規範意識の低下等が懸念されています。
 - ◇ 非行の原因・理由
 - ① 少年自身の規範意識・コミュニケーション能力の低下
 - ② これまで規範意識の醸成を担ってきた家庭・地域の教育機能の低下
 - ③ 少年が居場所を見出せず疎外感を抱いている
- ・ 「意識調査」によれば、インターネット等の利用時間は、平成 27 年度調査に比べ、少年・青年共に増加傾向にあり、いわゆるネット依存が懸念されます。
- ・ インターネットやスマートフォンの利用の増加により、SNS上でのいじめやネット犯罪に巻き込まれる危険が深刻化していることから、インターネット利用のルールや情報端末のフィルタリングに関する普及啓発が必要です。
※1) コミュニティサイト：共通の趣味や興味など持つ者同士が集まるインターネット上のウェブサイト。

第2章 基本的な考え方

1 基本理念

この計画では、平成27年3月に策定した「いわて青少年育成プラン」の成果を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、「青少年一人ひとりが、自らの夢や可能性を、自分の力と社会との関わりの中で、様々な形で実現できる、健全で自立した人間として成長していく」とともに、「多様な分野で若者が活躍できる環境をつくる」ために、本プランの基本理念を次のとおりとします。

【基本理念】

『健全で自立した「いわての青少年」を育むとともに、若者の活躍を応援する』

健全で自立した「いわての青少年」を育むために、次の視点を大切にしながら、青少年と青少年が共に育みあうとともに、青少年と大人も共に育みあい、地域全体で支えていくことを目指します。

- ① 「今、生きている」ことを実感しながら、充実感をもって、現在の生活を送ること。
- ② 将来の夢や希望をもち、自分を磨きながら、人間性あふれる社会人として成長・自立すること。
- ③ 常に他者や自然、社会などと「共にあること」を体感しながら、自己を確立すること。

2 重点目標

『健全で自立した「いわての青少年」を育み、若者の活躍を応援する』ために、4つの重点目標を掲げます。

(1) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる『環境づくり』

青少年自らが、個性や主体性を発揮して自立した活動ができるような「環境づくり」を進めます。

青少年の社会的自立が重要な課題となる中、次代の担い手である青少年が社会の一員として成長するためには、青少年自らが夢や希望を持ち、その実現に向けて主体的に挑戦することが求められます。

そのためには、複雑で予測困難な時代の中で「生きる力」を身につけることができるよう、豊かな人間性と社会性、生涯を通じて学び続ける力や生活や仕事をする上で基盤となる健やかな体を育むことが必要です。

また、社会的・職業的自立に向けた能力を育むとともに、ニート、ひきこもり、学校不適應など様々な困難を有する子供・若者やその家族に対しては、きめ細かな支援を行っていくことが重要です。

(2) 愛着を持てる『地域づくり』

青少年を地域全体で育むとともに、青少年が自分たちの地域の良さを実感できるような「地域づくり」を進めます。

家庭や地域社会において、青少年は、いろいろな人たちや自然等とのふれあいを通して、多様で豊かな生活体験、社会体験、自然体験を積み重ねることができます。また、地域の大人は、その地域に住む青少年を、時には優しく見守り、時には厳しく鍛えながら、「地域の子供」として、育てていきます。

このように、家庭や地域社会は、青少年が日常生活の場として活動し、社会や自然の一員としての在り方や人間関係づくりなど多くのことを身につけ、豊かな心を育む大切な場です。

家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域内でネットワークを構築・強化することにより、地域全体で青少年を育むとともに、青少年が地域の良さを実感し、地域に誇りを持てる社会を築くことにより、青少年自身の自立心や社会性、創造性の確立を支援していく必要があります。

(3) 青少年を事件・事故から守る『環境づくり』

青少年の健全な成長を妨げるような環境の改善と非行防止に取り組み、事件・事故に巻き込まれない・起こさないような「環境づくり」を進めます。

刑法犯少年の検挙人員は減少していますが、有害情報がインターネット上に氾濫しているほか、スマートフォンなどが青少年に普及する中で、SNS上での誹謗中傷などのいじめや、児童買春や児童ポルノをはじめとするネット犯罪等に巻き込まれる危険性が深刻化しています。

また、子供や女性への声かけ事案が後を絶たないほか、自転車が関係する交通事故当事者となる小・中・高校生の割合が3割を超えている状況が続いています。

健全な心を持った青少年を育てるためには、家庭・学校・地域全体で規範意識の向上や生命尊重の心を養う教育、性に対する正しい知識や情報モラルに関する教育などにより、青少年が社会に主体的に対応する力を育む必要があります。また、防犯活動や交通事故防止に取り組み、青少年が事件・事故に巻き込まれない・起こさない環境をつくっていく必要があります。

(4) 若者が活躍できる『環境づくり』

多様な分野で、若者が活躍できる「環境づくり」を進めます。

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動などに参画し、復旧・復興に大きな力を発揮しています。また、社会貢献に対する意識や住んでいる地域への愛着が増しています。

このように、若者の地元志向は強いものの、進学期、就職期の若者の転出による人口の社会減が続いている実態があります。

このことから、関係機関が連携し、地域社会に貢献する意欲のある人材が、岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を一層促進するとともに、若者の主体的な活動の活性化につながる支援などにより、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりを推進する必要があります。

プランの体系

| 基本理念 | 取組の方向 | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------|--|
| | 大項目 【4つの重点目標】 | 中項目 | 小項目 |
| <p>『健全で自立した「いわての青少年」を育むとともに、若者の活躍を応援する』</p> <p>「今、生きている」ことを実感しながら、充実感をもって、現在の生活を送ること</p> <p>将来の夢や希望をもち、自分を磨きながら、人間性あふれる社会人として成長・自立すること</p> <p>常に他者や自然、社会など「共にあること」を体感しながら、自己を確立すること</p> | 1 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる「環境づくり」 | (1) 「豊かな人間性と社会性」と「健やかな体」の育成 | ア 親子のふれあいの充実 イ 道徳教育の充実 ウ 環境学習の推進 エ 食育の推進 オ 体育・スポーツの充実 カ 性に関する指導の充実 キ 読書活動の推進 ク 文化芸術活動の推進 ケ 復興教育の推進 |
| | | (2) 「生涯を通じて学び続ける力」の育成 | ア 総合的な生涯学習の推進 イ 家庭教育の充実 ウ 個性を伸ばし主体的に学ぶ力を育てる教育の推進 エ 魅力ある社会教育の推進 |
| | | (3) 「社会への旅立ち」の支援 | ア 職業能力・意欲の習得 イ 就労等支援の充実 |
| | | (4) 「社会参画」の機会の拡大 | ア ボランティア活動、地域活動等の促進 イ 青少年の声を反映する機会の拡大 ウ 男女共同参画の普及、啓発 エ 消費者教育等の充実 |
| | | (5) 困難を抱える子供・若者とその家族への支援 | ア ニートやひきこもりなど困難を抱える子供・若者への対応 イ 学校不適應への対応 ウ 障がいのある青少年への対応 エ 子供の貧困問題や特に配慮が必要な子供・若者の支援 オ 社会復帰活動への支援と温かく見守る環境づくり |
| | 2 愛着を持てる「地域づくり」 | (1) 地域ぐるみの「子育て」支援 | ア 子育て支援ネットワークづくり イ 親育ちの支援 ウ 地域の教育力の充実 |
| | | (2) 「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援 | ア まつりや行事、地域活動への参加促進 イ 伝統文化の継承 ウ 豊かな体験学習の充実 |
| | | (3) 「世代間・地域間」等の多様な交流の促進 | ア 三世代交流の促進 イ 交流体験活動の充実 ウ 国際理解・国際協力の促進 エ 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティの視点に立った交流の促進 |
| | | (4) ワーク・ライフ・バランスの推進 | ワークライフバランスの推進 |
| | | (5) 「青少年団体活動」の支援 | ア リーダー・指導者育成 イ 青少年活動交流センターの充実 ウ 情報提供の充実 |
| | 3 青少年を事件・事故から守る「環境づくり」 | (1) 「青少年の居場所づくり」の推進 | ア 相談体制の整備 イ 自由に集える居場所づくり |
| | | (2) 「安全・安心」な地域社会づくりの推進 | ア 登下校時等の子供の安全確保対策の推進 イ 見守り活動の推進 ウ 児童虐待の防止 エ 交通安全運動の充実 オ 被害者支援の充実 |
| | | (3) 「非行防止活動」の推進 | ア 非行防止活動の充実 イ 相談・補導体制の整備充実 ウ 薬物乱用防止活動の充実 |
| | | (4) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応 | ア 環境浄化の充実 イ インターネット・スマートフォン等への対応 |
| | 4 若者が活躍できる「環境づくり」 | (1) 若者間のネットワーク構築の促進 | ア 若者間の交流とネットワークづくりの促進 イ 若者の情報発信などによる活動参画の促進 |
| | | (2) 若者の活躍を支援する仕組の充実 | ア 若者団体自らが実施する復興や地域づくり等の取組の支援 イ 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりの支援 ウ 若者の起業支援 |

第3章 取組の方向

1 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる『環境づくり』

(1) 「豊かな人間性と社会性」と「健やかな体」の育成

青少年が抱く夢を実現するために必要なことは、青少年自身が課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」です。

また、これからの社会は、国際化、情報化、科学技術の発展、少子高齢化、人口減少などが一層進むとともに、複雑で予測困難な時代を迎えると考えられます。

このような社会の中で、一人ひとりが自己実現を図りながら、生きぬくためにも、「生きる力」を青少年に育むことが必要です。

ア 親子のふれあいの充実

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」では、「父親と会話する」少年は85%、「母親と会話する」少年は96%となっています。また、平成27年調査と比較し、父親とも母親とも「よく話す」割合が増えており、親子の相互理解が深まっています。
- ・ 相談相手については、「友達」と「母親」が最も多くなっていますが、特に父親との相互理解が深まってきており、相談相手としての「父親」の役割が更に期待されています。
- ・ 青少年の心に耳を傾け、成長に合わせた親子のふれあいを一層深めることを通じて、自立した青少年を育むことが求められます。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 家庭・親子のふれあいを深める日として毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」(※1)とする県民運動(※2)を推進します。 | 環境生活部 |
| ○ 親子のふれあい及び共同体験の機会を提供します。 | 教育委員会 |

※1) いわて家庭の日：コラム1（p49）を参照のこと

※2) 県民運動：全県的な目標・課題に関する多様な主体が連携した取組。青少年健全育成に関連する県民運動として、「いわて家庭の日」県民運動、「教育振興運動」、「青少年を非行・被害から守る県民運動」がある。

イ 道徳教育の充実

【現状と課題】

- ・ 近年、心の豊かさの欠如が指摘されるなど道徳教育に寄せる県民の期待が高まってきています。次代を担う児童生徒が、将来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、社会のために何をなし得るかを大切に考え、広く世界の中で信頼される岩手人として育っていくことが求められています。

- ・ 児童生徒一人ひとりが自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成に向けて、道徳科における指導方法の改善を図り、全教育活動を通じて道徳教育を推進することが大切です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 全教育活動を通じた道徳教育を推進するために、学校・家庭・地域の連携による校内体制の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 「考え、議論する」道徳科の指導方法の工夫と改善に向けた教員研修等の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 道徳教育の重要性についての啓発を図るため、情報提供の充実を図ります。 | 教育委員会 |

ウ 環境学習の推進

【現状と課題】

- ・ 近年、気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など持続可能な社会づくりに向けた多くの課題に直面しており、世界的な視野に立った取組が求められています。
- ・ 次代の担い手である青少年に、岩手の豊かな自然を活かした体験活動等による環境学習を実施することにより、「未来を創る力」と「環境保全のための力」を育む必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 自ら考え主体的に取り組める人材を育成するため、環境学習の拠点施設である環境学習交流センターでの各種事業の実施や環境教材の配付などを行います。 | 環境生活部 |
| ○ 森林とのふれあいを通して森林・林業に対する理解と関心を深めるため、学校や関係機関等との連携による森林・林業教育や体験学習を推進します。 | 農林水産部 |
| ○ 自分自身を取り巻く全ての環境に対して、豊かな感情と見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てます。 | 教育委員会 |

エ 食育の推進

【現状と課題】

- ・ 青少年が豊かな人間性を育み、「生きる力」を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。
- ・ 特に、青少年期は体も心も著しい成長期に当たることから、この時期の食生活は、一生の健康を支えるといっても過言ではありません。
- ・ しかし、近年、食生活を取り巻く環境が大きく変化し、食の多様化が進む中、朝食の欠食、孤食、食事の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食に関する情報の氾濫、食品の安全安

心を揺るがす事件の発生等、様々な課題が出てきています。

- ・ これらの課題については、家庭、学校、保育所、地域、行政が連携して取り組んでいくことが必要です。栄養素のバランスの取れた食事内容等、食に関する指導を実施することはもとより、地域の方などの協力を仰ぎながら、地域の食文化や食材を活用する等、食育を推進し、「食」に関する正しい知識や「食」を選択する力を身に付けさせることが重要です。
- ・ また、家族や友人等と楽しく食卓を囲む機会を持つよう心がけることも大切です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 食育推進計画の改定、食育の普及啓発活動の実施、市町村の取組支援等を通じて、全県的な食育推進運動を展開します。 | 環境生活部 |
| ○ 児童生徒及び保護者等を対象に、学校や食生活ボランティア等の協力を得て、健康的な食生活に関する講演会等を実施します。 | 保健福祉部 |
| ○ 栄養の強化を必要とする妊産婦や乳幼児の健康づくりのため、栄養指導の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 学校や地域における食育出前講座や体験指導等を行うボランティアの紹介・養成により、食育を推進します。 | 農林水産部 |
| ○ 地産地消の定着を図るためのPRや「いわての食財サポーター」の加入促進を通じ、民間団体等の創意ある取組を支援します。 | 農林水産部 |
| ○ 健全な食生活と心身の健康増進や食文化への理解を深めるため、家庭や地域と連携し学校給食を通じた食育を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 児童生徒に食に関する自己管理能力育成に向けた指導力の向上を図るため、栄養教諭や食育担当者等の研修内容の充実を図ります。 | 教育委員会 |

オ 体育・スポーツの充実

【現状と課題】

- ・ いわて国体・いわて大会や、ラグビーワールドカップ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、運動やスポーツに対する県民の意識が高まっており、これを契機に子供が生涯にわたって運動に親しむ基礎を培うことが求められています。
- ・ 国の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、児童生徒の1週間の総運動時間の平均や体力合計点の平均値、運動やスポーツが好きな児童生徒の割合は全国を上回っていますが、運動する児童生徒とそうでない児童生徒の二極化傾向が見られます。
- ・ 国の平成 29 年度の「学校保健統計調査」では、肥満度が 20%以上の肥満傾向児の出現率が、本県の全ての学年において全国平均を上回っています。
- ・ 平成 29 年度のスポーツ庁調査によれば、週 1 日以上スポーツをする者の割合は、20 代が 50.0%、30 代が 45.4%、40 代が 42.2%と、高齢者世代に比べて総じて低い状況となっています。
- ・ 本県の成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は、20 代が 57.4%、30 代が 54.4%となっており、50 代以上に比較して低くなっています。
- ・ 国と県では調査手法が異なるため、一概には比較できませんが、スポーツ庁調査、県調

査とも働く世代のスポーツ実施率が低い傾向であり、今後、働く世代のスポーツ実施率の向上に向けた取組が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|------------------|
| ○ 児童生徒一人ひとりが自らの体力や健康に関心を持ち、運動に親しむ資質や能力を身に付けることができるよう、学校体育の充実や部活動の推進等により、体力の向上を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 学校・家庭・地域・関係機関と連携し、運動習慣、望ましい食習慣及び基本的な生活習慣の形成を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 学校の取組の中心となる学校体育、健康教育、食育等を担当する指導者の資質や授業力の向上を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 市町村や総合型地域スポーツクラブ(※1)、スポーツ少年団等との連携により、子供の成長過程に応じた多様な運動・スポーツの体験機会の創出を図り、地域におけるスポーツ活動の充実に取り組みます。 | 文化スポーツ部 |
| ○ スポーツ少年団活動については、指導者の育成やスポーツ医・科学の知識の活用等を通じ、安全で、正しく、楽しいスポーツ活動の環境を整えていくとともに、暴力やハラスメント等の問題が起こらないように取り組みます。 | 文化スポーツ部 |
| ○ 働く世代の運動習慣の確立・定着によるスポーツ実施率の向上に向け、家庭や地域、職場が一体となり、働く世代の方々が身近な地域や場所でそれぞれのライフスタイルに合わせて体を動かすことができる環境づくりに取り組みます。 | 文化スポーツ部 |
| ○ 県民の健康増進を図るため、関係団体等と連携し、「健康経営」等の取組を推進します。 | 保健福祉部文化 スポーツ部 |

※1) 総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことが出来る新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

カ 性に関する指導の充実

【現状と課題】

- ・ 近年、性交体験の低年齢化や性に関するモラルの乱れが見受けられるほか、援助交際などが社会問題化しています。
- ・ 青少年が性的被害者になる児童買春・児童ポルノ禁止法や青少年環境浄化条例等に触れる事件の検挙者数や被害者数も、後を絶たない状況です。
- ・ 自他の心身を大切にするという心の健康を基本に捉え、生命尊重、人間尊重の心を日常生活において生かせるよう、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図るとともに相談体制を整える必要があります。また、これらの問題には、家庭、学校、地域、行政、警察、医療機関等の連携のもとで取り組むことが大切です。
- ・ 性情報の氾濫など、子供達を取り巻く社会環境が変化してきており、子供達が性に関

して適切に理解し、行動することができるようにすることが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ <u>児童生徒が成長過程において性に関する性的平等や望まない妊娠の防止についての正しい知識を身に付けるとともに、自他共に尊重し、行動する態度を身に付けられるよう、指導の充実を図ります。</u> | 教育委員会 |
| ○ 性に関する正しい知識や認識を持ってもらうため、行政や関係機関の連携による健康教育など思春期保健対策の推進を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 思春期保健や性感染症に関する悩みに応えるため、検査体制や相談体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ エイズや性感染症に対する正しい知識を学ぶため、医療従事者や、学校関係者、県民を対象とした学習機会を提供します。 | 保健福祉部 |
| ○ 性感染症に関する情報提供に努めます。 | 保健福祉部 |

キ 読書活動の推進

【現状と課題】

- ・ 本県の児童生徒の「1か月間の読書冊数」や「読書者の割合」は、おおむね増加傾向にあります。学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあります。
- ・ 本県の児童生徒の読書率が全国と比較して高い傾向にあることから、さらに、生涯にわたって読書に親しみ、楽しむ習慣につなげていく必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ <u>読みたい図書をいつでも、どこでも、読むことができるようにするため、各学校において公共図書館との連携の強化に努めるとともに、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動の充実に取り組みます。ます。</u> | 教育委員会 |
| ○ 学校における読書活動の充実を図るため、児童生徒の読書活動を支援する人材を育成するとともに、 <u>読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。ます。</u> | 教育委員会 |
| ○ 児童生徒の読書活動を効果的に推進するため、「岩手県子どもの読書活動推進計画」に基づいた取組を実施します。 | 教育委員会 |
| ○ 研修会の実施による読書ボランティア等の資質向上やネットワークづくり、学校と関係機関との連携体制づくりなど、児童生徒の読書活動推進のための総合的な体制を整備します。 | 教育委員会 |
| ○ 地域における児童生徒の読書活動を推進するため、関係各機関や団体の連携による総合的な推進体制を整備します。 | 教育委員会 |

ク 文化芸術活動の推進

【現状と課題】

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや喜びをもたらします。そして、人生を潤いのあるものにするとともに、豊かな心と創造力を育みます。
- ・ 文化芸術を共感する心を通じて、相互理解や尊重し合う気持ちが育ち、価値観が異なる者同士が協働し、共存共生する社会をつくる精神的な支えとなります。
- ・ また、現代は、経済的、物質的には豊かでありながら、心の豊かさが求められており、特に感受性豊かな青少年期においては、文化芸術に親しむ環境づくりが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---------|
| ○ 青少年劇場の開催など、青少年を対象とした舞台芸術等の鑑賞機会の充実を図ります。 | 文化スポーツ部 |
| ○ 学校教育における博物館や美術館の作品鑑賞等の機会を提供するとともに、施設の利用を促進します。 | 教育委員会 |
| ○ 生徒の文化活動の振興を図るため、岩手県高等学校総合文化祭を開催します。また、全国高等学校総合文化祭並びに岩手県及び全国中学校総合文化祭への派遣に対する支援を行います。 | 教育委員会 |

ケ 復興教育の推進

【現状と課題】

- ・ 県内全ての公立小・中学校、義務教育学校、県立高等学校・特別支援学校では、「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する」ため、「いわての復興教育」(※1)プログラムに基づき、震災の教訓から得られた3つの教育的価値(【いきる】【かかわる】【そなえる】)を育てていきます。
- ・ また、震災津波の経験や教訓を踏まえ、副読本や「いわての震災津波アーカイブ～希望～」(※2)を活用し、各校の実情に応じた取組を展開していきます。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 「いわての復興教育」プログラム第3版に基づいた各学校の創意工夫ある取組を支援します。 | 教育委員会 |
| ○ 「いわての復興教育」副読本と教師用手引きの活用を図るため、教員に対する研修を行います。 | 教育委員会 |
| ○ 県内外に震災の経験、教訓を踏まえた「いわての復興教育」の取組を発信することで相互の交流を深め、ふるさとに対する誇りと愛着の醸成を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 「実践事例集」等の発行により推進校の取組を紹介することで、震災津波の経験や教訓を県内外に広く周知します。 | 教育委員会 |
| ○ <u>県立図書館における震災津波資料及び災害・防災・安全関連資料の収集を集中的に行い、グループ学習スペースを活用した学びや探求活動の充実を図ります。</u> | 教育委員会 |
| ○ <u>県立野外活動センターにおいて、体験活動に加え、東日本大震災津波伝承館をはじめとした震災伝承施設や地域と連携した防災教育など、各種研修プログラムの充実に取り組みます。</u> | 教育委員会 |

※1) いわての復興教育：東日本大震災津波の体験を踏まえ、県内全ての学校がそれぞれの実情に応じて取り組むことができる教育プログラムを作成・普及することにより、子供たち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての学校が心をついに震災を見つめ、郷土を愛し、いわての復興・発展を担う「ひとつづくり」を進めていくための教育。

※2) 「いわての震災津波アーカイブ～希望」：東日本大震災津波から得られた経験・教訓を後世に語り継いでいくために、県内の市町村や防災関係機関を始め、多くの方の御協力のもと、全体で20万点を超える震災津波関連資料を収集し、平成29年3月から公開している。

(2) 「生涯を通じて学び続ける力」の育成

多くの岩手の青少年が抱えている「自分自身の個性や才能を生かす」夢や希望を実現することは、人生をより潤いのあるものにしていきます。

そのためには、青少年自身が課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「生きる力」を生涯にわたり育てていくことが必要です。

その中で、学び、学び合うことにより、豊かな人間性を培い、価値観の異なる人との共生・共存できる生涯学習社会を築いていくことが必要です。

ア 総合的な生涯学習の推進

【現状と課題】

- ・ 生涯学習は、学校教育を終えた大人の学習と捉えられる傾向もありますが、本来は一生を通じて「生きる力」を育み続けるものです。
- ・ 特に青少年期は、生涯学習の基礎を培う大切な時期であり、学習活動や体験学習を通じて自主的に自分の新たな可能性を見出し、自己表現を図っていけるよう、地域や民間団体等とも連携し、体制の整備を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 総合的な生涯学習の振興のため、県・市町村・民間のネットワーク化による連携協力を進めます。 | 教育委員会 |
| ○ 県生涯学習情報提供システム「まなびネットいわて」やメールマガジンなど、多様なメディアを活用し、より多くの県民に生涯学習に関する情報を提供するとともに相談活動の一層の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 青少年の体験活動を充実させるため、青少年の家など、社会教育施設の特徴を生かしたプログラム開発と、市町村で実施可能なプログラムモデルの情報発信・普及を進めます。 | 教育委員会 |
| ○ 県民の生涯を通じた学習活動を支援するため、社会教育指導員、地域学校協働活動推進員などを対象に、 <u>ICT機器の操作・利用等に関する研修会を開催するとともに、の指導者研修会を開催します。また、</u> 研修会での交流などを通じた指導者相互のネットワーク化を図り、社会教育の中核を担う人材を育成します。 | 教育委員会 |
| ○ <u>障がい者の生涯を通じた学習活動の推進に向け、関係機関と連携を</u> | 教育委員会 |

| | |
|---|--|
| <p style="color: red; text-decoration: underline;">図るとともに、障がいの理解や心のバリアフリーを推進するための研修会を実施します。</p> | |
|---|--|

イ 家庭教育の充実

【現状と課題】

- ・ 家庭は、子供が初めて出会う社会であり、心の安らぎの場であるとともに、人間性の基礎を培う大切な場です。
- ・ また、家庭教育は全ての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心などの「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するうえで、重要な役割を果たすものです。
- ・ 「意識調査」によると、中高生の保護者の多くは「家庭は子供の人間性や人格を養う場」と考えています。
- ・ その一方で、約6割の保護者は、「親の過保護」、「親子の会話不足・ふれあい不足」、「親がしつけや教育の仕方がわからない」など、「家庭の教育力が低下している」と感じています。
- ・ その原因としては、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的つながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会的状況の変化が考えられます。
- ・ こうした背景を踏まえ、青少年の健全育成のために家庭が果たす役割を改めて認識し、人間性や人格の基礎を養う家庭教育の充実を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 学校において、家庭が個人の発達に果たしている機能や社会に対して果たしている機能について理解させる教育を進めます。 | 教育委員会 |
| ○ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。 | 教育委員会 |
| ○ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。 | 教育委員会 |

ウ 個性を伸ばし主体的に学ぶ力を育てる教育の推進

【現状と課題】

- ・ 複雑で予測困難な時代の中で活躍するために、青少年それぞれの個性を生かし、主体的に学習する力を培う重要性が増しています。
- ・ 「意識調査」においても、学校で学ぶ目的の主なものは、「知識を身に付けるため」、「進学するため」、「希望の職業に就くため」となっています。
- ・ しかし、その一方で、学校生活で嫌だと思える主なことは、「授業のこと」、「学校の規則のこと」、「進学・就職のこと」となっており、「学校で学ぶ目的」そのものとなっています。

- ・ 生涯学習の基礎づくりの視点に立ちながら、一人ひとりの個性を伸ばし、主体的に学ぶ力を育むことが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---|
| ○ 児童生徒の言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる資質・能力を確実に育むため、カリキュラム・マネジメント（※1）を推進します。 また、ICT・新聞・統計調査などを活用した学習や、教科横断的な教育等により問題発見・解決学習などに取り組みます。 | 教育委員会 |
| ○ グローバルに活躍する人材や地域課題解決をけん引する人材など、将来の本県の発展を担う多様な人材を育成するため、青少年の問題発見・解決能力の育成に取り組みます。 | 教育委員会 <u>ふるさと振興部</u> <u>政策地域部</u> |
| ○ 各学校が児童生徒個々の状況や地域の実態に応じた教育活動を展開する学校づくりを、地域との連携のもと推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 各私立学校の建学の精神や中期計画に基づく特色ある教育活動が充実するよう、私立学校運営費補助等による支援を <u>行います拡充しま</u> <u>す</u> 。 | <u>ふるさと振興部</u> <u>政策地域部</u> |

※1）カリキュラム・マネジメント：学校の教育目標の実現に向けて、子供や地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）の編成・実施・評価し、改善を図る一覧のサイクルを計画的・継続的に推進していくことであり、また、そのための条件づくり・整備を行うこと。

エ 魅力ある社会教育の推進

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」においては、「自分の地域が好き」と答えた青少年が約9割あります。また、青年の地域活動への参加は約7割と平成24年（約5割）と比較して増加しています。
- ・ 次代を担う青少年には、自分の住む地域の課題を見つけ、共に解決を図りながら、よりよい地域社会を創り上げることが期待されます。
- ・ 自己の夢や可能性を見つけるとともに、学んだ成果が地域コミュニティ活動を担う人材の育成等、地域課題の解決や地域づくりの推進などに生かされるような社会教育を推進する必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 子供、家庭、学校、地域、行政の5者が地域の教育課題の解決を図る教育振興運動（※1）の活動を通して、地域コミュニティの一層の充実を図ります。 | 教育委員会 |
|---|-------|

※1）教育振興運動：岩手県において昭和40年（1965年）から始まり、全ての市町村に推進組織が置かれ、学校区や公民館区などの実践区において、子供、家庭、学校、地域、行政の5者が一体となり、地域の教育課題を解決するために自主的に行われている実践活動の総称。コラム2（p50）を参照のこと。

(3) 「社会への旅立ち」の支援

自分自身の個性や才能を生かしながら、夢や希望を実現することは、人生をより潤いのあるものにするとともに、社会の活力を高めることにつながります。

県内の雇用情勢は、求人数の増加と求職者数の減少により着実に改善しており、「意識調査」においても、「日本の社会で問題と思うこと」として、「就職難、多い失業」をあげる青年は約3割であり、平成27年（約5割）に比べて減少しています。

一方、既に職に就いている青年のうち、賃金や待遇、勤務条件などを理由に、現在の職業に対し満足していない割合は3割を超えています。

青少年が自らの夢や希望の実現に向けて、就職し、社会の一員として自立した生活を送ることができ、更なる能力向上に取り組んでいくことができるよう支援する必要があります。

ア 職業能力・意欲の習得

【現状と課題】

- ・ 青少年が、夢や希望の実現に向けて、就職し、研鑽に務めながら、社会人として自立した生活を送ることは、個人的にも、社会的にも潤いと活力をもたらすものです。
- ・ 「意識調査」によると、青少年の悩みについて主なものは「勉学や進学のこと」、「性格・容姿のこと」、「就職のこと」、「お金のこと」などとなっています。
- ・ 「意識調査」において、職業を「無職」と答えた青年は2.2%、「アルバイト・フリーター」と答えた青年は7.7%と前回調査に比べて減少し、正社員の割合が増加しています。
- ・ 正社員等を選ばなかった理由として、「家庭の事情」や「健康上の理由」が多く、「希望する職業・職場に就職できなかったため」は約1割となっています。また、「アルバイト・フリーター」、「無職」の青年のうち、今後、会社等勤務（正社員）を希望する者の割合は、約2割となっています。
- ・ 新規大卒者の3年以内の離職率は全国平均を上回っていますが、高卒者については徐々に低下傾向にあります。
- ・ 意識調査によると、中高生や学生は「自分の適性に合っている仕事」「自分の知識や技術が生かせる仕事」を希望していることから、仕事に関する若者の認識と企業での業務内容のミスマッチを解消する早期離職防止のための取組が必要です。
- ・ 青少年の発達段階に合わせて職業観や人生設計能力を育むとともに、適切な進路指導や情報提供、相談体制の構築が必要です。

【施策の推進方向】

- 青少年の職業観や勤労観の醸成を図るため、関係機関等との連携により、発達段階に応じたインターンシップ（※1）や体験学習等を実施します。

ふるさと振興部
策地域部

商工労働観光部
農林水産部
県土整備部
教育委員会

| | |
|--|--------------------------|
| ○ 生徒一人ひとりに合った就業支援の充実を図るため、就業に関する相談体制の強化を図ります。 | ふるさと振興部 策地域部 教育委員会 |
| ○ <u>ジョブカフェいわてにおけるオンラインも活用したキャリアカウンセリングや研修等の実施、就業支援員による企業訪問等により、高卒者等の早期離職防止及び離職後の再就職支援に取り組めます。</u> ○ 関係機関等と連携しながら、就業支援員による高校生の就職支援や、ジョブカフェを拠点としたキャリアカウンセリングや研修等により、若者の就職活動や職場定着を支援します。 | 商工労働観光部 |
| ○ 若者の早期離職の防止のため、高校生と県内若手社員等の交流会や、企業の経営者等を対象としたセミナーなど、仕事に関する若者の認識と企業での業務内容のミスマッチを解消する取組を進めます。 | 商工労働観光部 |
| ○ 小中学校向けの企業見学会や職業観を醸成する出前授業等を実施します。 | 商工労働観光部 |
| ○ 進路指導の充実を図るため、農林水産業関係者と教職員との情報交換を進めます。 | 農林水産部 |

※1) インターンシップ：生徒が在学期間中に自分の学習内容や進路に関連した就業体験をすること。

イ 就労等支援の充実

【現状と課題】

- ・ 情報通信技術、科学技術の発展に伴い産業構造の変化や社会の急激な変化により、絶えず新しい技術や知識を習得する必要性が高まっています。あらゆる産業分野において、これらの変化に対応する人材を育成することが求められています。
- ・ このことは、新規採用者はもちろんのこと、既に就職している人 や再就職を目指す人 にとっても、必要なことであり、一旦社会に出た人が高度な教養や専門的知識、技術に関して学び、スキルアップ（能力向上）や起業などできる環境づくりとその支援が必要となっています。

【施策の推進方向】

| | |
|--|---------|
| ○ 雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就職支援を実施するとともに、 <u>学び直しの機会の確保等を進めます。します。</u> また、県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域社会のニーズに対応した体制整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成します。 | 商工労働観光部 |
| ○ 商工指導団体や産業支援機関等と連携 <u>して地域経済の中核を担う人材を育成するための施策を展開します。</u> を図りながら、県内で新しく事業を開始する方を対象とした、セミナーや経営相談などを行います。 | 商工労働観光部 |
| ○ 農林水産業の担い手の確保・育成を図るため、就業希望者のニーズに対応した作業体験研修や先進技術研修の充実を図ります。 | 農林水産部 |
| ○ 新規就業者への定着に必要な技術等について、個人の経営管理や技術の熟度に応じた体系的な研修の充実を図ります。 | 農林水産部 |

(4) 「社会参画」の機会の拡大

青少年が、社会における自らの役割を認識し、多様な交流によって自己を磨き、自主性・社会性を養い、社会の一員としての自覚を持つことは重要なことです。

本県においては、町内会や自治会による地域活動はもちろんのこと、NPOによる地域活動も、活発に行われています。

「意識調査」においては、約9割の少年が地域活動に参加しているという結果が出ており、本県の特色として一層充実を図っていく必要があります。

また、青年の地域活動の参加率も年々増えており、約7割となっていることから、この傾向を維持し、本格復興や次代の社会を担う青少年の自立心、社会性を育てるための主体的な社会参画を促進する必要があります。

ア ボランティア活動、地域活動等の促進

【現状と課題】

- ・ 本県においても、ボランティア活動に対する認識、評価の深まりや、「特定非営利活動促進法」の制定後、様々な活動を行うNPO法人が増加するなどボランティア活動の活動分野も多様化、活発化してきています。
- ・ 地域の関係団体等との連携によるボランティアなどの活動は、青少年の社会性や豊かな心を育むとともに、地域に貢献するという体験により、地域に誇りと自信を持つ青少年の育成につながることを期待されます。
- ・ 「意識調査」によると、中高生は「地域のお祭り、盆踊り」、「地域の清掃活動、環境美化運動、老人ホームなどのボランティア活動」への参加が過半数を超え、地域における社会活動に参加したことがない割合は約1割となっています。一方で、青年では、約3割以上が「参加したことがない」と回答しています。
- ・ 参加しなかった理由は「どのような行事や活動があるのか知らないから」が最も多くなっています。
- ・ これらのことから、情報提供等を通じて、社会参加活動を促すとともに、より自主的に青少年が社会参加活動を行うことができる支援が求められます。

【施策の推進方向】

| | |
|---|----------------|
| ○ 地域の活動への積極的参画の促進のため、年間ボランティア制度の周知を進め、青少年ボランティアの活動機会の拡充を図ります。 また、青少年活動交流センターの「青少年なやみ相談室」において、青少年活動やボランティア活動等の相談に対応します。 | 環境生活部 保健福祉部 |
| ○ 児童生徒のボランティア精神の醸成のため、ボランティア協力校の指定や体験事業など、ボランティア教育の推進を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 県、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が協働し、地域の各種ボランティア団体やNPO活動の参加を呼び掛けるために行う、ホームページ等を活用した情報提供を支援します。 | 保健福祉部 |
| ○ 社会福祉協議会等との連携のもと、学校におけるボランティア活動 | 教育委員会 |

| | |
|--|-------|
| の活性化を図ります。 | |
| ○ 継続的なボランティア活動の促進のため、中高生の地域活動への参画を奨励し、地域の一員であることの自覚の涵養を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 学習の成果を地域社会に還元するため、ボランティア活動を奨励し、地域における活躍の機会を設け、「知の循環型社会」(※1)の構築を図ります。 | 教育委員会 |

※1) 知の循環型社会：学んだ成果を地域などで生かして活動することで、新たな学びの要求が生じるような学びのサイクルのこと。

イ 青少年の声を反映する機会の拡大

【現状と課題】

- ・ 大人の立場から考えた健全育成事業に参加する形態から脱却し、青少年が主体的に社会活動に参画できる仕組みづくりの促進が期待されています。
- ・ 児童の権利条約における青少年の意見表明権を実現し、より能動的な社会参加活動を促すために、青少年自らの活動や意見を、行政や地域社会が十分汲み取り、それを施策や活動に反映することにより、青少年の積極的な社会参画に向けた意欲の向上を図ることが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 青少年の思いを地域社会で共有するため、青少年の思いを發表することができる事業に取り組みます。 | 環境生活部 |
| ○ 青少年の声を施策に活かすため、 <u>青少年の交流を通じて意見を交換し合い、その意見を提言する機会を設けます。</u> <u>青少年の意見は関係部局と共有し施策に活用するとともに、県民へ発信し、青少年の活躍を地域で応援する機運の向上を図ります。</u> 青少年が意見を交換し合ったり、表明したりすることができる事業に取り組みます。 | 環境生活部 |

ウ 男女共同参画の普及、啓発

【現状と課題】

- ・ これからの社会をより活力あるものとしていくためには、男性と女性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、自己実現を図ることができる社会が求められています。
- ・ 県においても、「岩手県男女共同参画推進条例」や「いわて男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。
- ・ 「平成30年度男女が共に支える社会に関する意識調査」において、「配偶者等に対する暴力の防止に必要と考えるもの」は、男性、女性ともに、「学校における子供に対する命の大切さや男女平等についての教育が重要」と約6割以上が回答しています。
- ・ 男女共同参画の考え方は徐々に浸透してきていますが、男女が互いに尊重し合い、共に参画する社会の実現に向けて、青少年の時期から、普及・啓発を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 男女共同参画の視点に立った意識改革と啓発の推進を図るため、啓発事業や研修事業の充実を図ります。 | 環境生活部 |
| ○ デートDV（※1）防止のための啓発リーフレットの配布や出前講座を実施し、青少年に対する予防啓発を図ります。 | 環境生活部 |
| ○ 学校における男女平等の意識醸成の推進を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させます。 | 教育委員会 |

※1）デートDV：DVはドメスティック・バイオレンスの略で、親密な関係にある相手に対してあらゆる暴力を繰り返し、相手を支配することを言う。交際相手との間で起こるDVを「デートDV」という。

エ 消費者教育等の充実

【現状と課題】

- ・ 県内の消費生活相談窓口寄せられる相談は、平成 23 年度以降、毎年 1 万件前後で推移していますが、相談内容は通信サービス関係が上位で、相談者は高齢者が多くなっています。
- ・ 平成 30 年の民法改正により、令和 4 年 4 月に成年年齢が 18 歳に引き下げられることから、若年者に対する消費者教育の充実が求められています。
- ・ 平成 27 年の公職選挙法の改正に伴い、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことから、社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育を推進する必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---------|
| ○ 消費者としての正しい態度や知識を身に付けるため、児童生徒の発達段階に応じた指導を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 様々な広報媒体の活用や講座・セミナー等の実施により消費生活に係る情報の提供を進めるとともに、多様な主体との連携・協働により、消費者の特性に応じた消費者教育に取り組みます。 | 環境生活部 |
| ○ 成年年齢の引下げに対応し、学校や企業、団体における消費者教育の取組を推進するとともに、若年層に向けた啓発や相談機能を強化します。 | 環境生活部 |
| ○ 消費者トラブルの早期解決のため、弁護士による無料相談の実施など相談機能の充実に取り組みます。 | 環境生活部 |
| ○ 主体的に政治に参画しようとする態度を育てるため、児童生徒の発達段階を踏まえた社会科や公民科の授業の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 若年層の政治意識の向上を図るため、教育委員会等と連携し、啓発事業の充実に取り組みます。 | 選挙管理委員会 |

(5) 困難を抱える子供・若者とその家族への支援

若年無業者等いわゆるニート、ひきこもりや不登校など、社会とのコミュニケーションをうまく取れないなどの理由から、修学や就業のいずれもできず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など様々な機関や民間団体がネットワークを形成し、本人やその家族に対し、就労を始めとする社会的自立に向けた支援を行っていくことが必要です。

また、学校におけるいじめや不登校の背景には、家庭や学校での状況など様々な要因が複雑に絡み合っており、学校と地域の関係機関との連携に取り組んでいくとともに、相談・指導体制の充実を図る必要があります。

さらには、障がいのある青少年への社会的自立に向けた支援や、非行や犯罪に陥った青少年が社会の一員として立ち直ることができるための支援、貧困対策、自殺対策、性的マイノリティ（LGBT等）（※1）への理解促進、外国人の児童生徒等の学びの場の確保などの対応が必要です。

ア ニートやひきこもりなど困難を抱える子供・若者への対応

【現状と課題】

- ・ 学校を卒業しても働かず、教育訓練も受けないニートと呼ばれる青年は、総務省労働力調査（平成30年）によれば、全国で約71万人いると推定されています。
- ・ ニート問題は、本県のみならず、日本の次代を担う青少年の健全育成の観点から大きな問題となってきており、経済的損失（労働力、税、年金等）の面からも捉えられるべき喫緊の社会問題となっています。
- ・ 本県では社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するために「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議（※2）」を平成28年に設置しました。
- ・ ニートの若者の中には、ひきこもり、発達障がい、精神疾患やいじめ等を背景に、一般社会とコミュニケーションを取ることに困難を抱えているケースも多く、地域において潜在しがちであるため、実態や支援ニーズを把握するのが難しい現状にあります。このことから、アウトリーチ（※3）などの支援を充実させるとともに、これらの関係機関の連携を一層強化する必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---------|
| ○ ニート、ひきこもりや不登校など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対し、関係機関・団体による「子供若者自立支援ネットワーク会議」を開催し、連携しながら支援を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 若者サポートステーション（※4）において、ニートに対する相談・就労支援を行います。 | 商工労働観光部 |
| ○ 若年者の無業化等を防止するため、不安定就労若年者を対象とした職業訓練を実施し、若年者の職業的自立に向けた支援を行います。 | 商工労働観光部 |

| | |
|---|-------|
| ○ ニート等、困難を抱える青少年の自立を支援するため、就業体験やボランティア体験、訪問型相談などの支援を行います。 | 環境生活部 |
| ○ ひきこもり支援センター及び各保健所において、ひきこもりに係る相談支援、家族教室、ひきこもり当事者の居場所づくり等の支援を行います。 | 保健福祉部 |
| ○ 自然体験・勤労生産体験・文化芸術に関わる体験活動等の場を通して、感動と達成感の醸成を図ります。 | 教育委員会 |

※1) 性的マイノリティ (LGBT等) : 性的少数者。性的指向及び性自認に関し、次の言葉の頭文字を取って組み合わせた言葉。L : 女性の同性愛者(Lesbian : レズビアン)、G : 男性の同性愛者 (Gay : ゲイ)、B : 両性愛者 (Bisexual : バイセクシャル)、T : こころの性とからだの性との不一致 (Transgender : トランスジェンダー)。

※2) 岩手県子供若者自立支援ネットワーク会議 : 子ども・若者育成支援推進法 (平成 21 年法律第 71 号) 第 19 条第 1 項に規定する本県の子ども・若者支援地域協議会として設置。県関係部局及び県内の各支援団体による連絡調整、情報交換を行い、連絡体制を構築することで子供・若者支援の取組の充実を図ることを目的として平成 28 年 12 月に設置。p51 を参照のこと。

※3) アウトリーチ : 訪問型相談。困難を有する子供・若者の中には、自ら相談機関に出向くことが難しい者もいることから、支援を行う者が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

※4) 若者サポートステーション : 通称サポステ。働き事に踏み出したい若者たちとじっくり向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働く出す力」を引き出し、「職場定着する」まで全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関のこと。

イ 学校不適應への対応

【現状と課題】

- ・ 本県における 1,000 人当たりの不登校児童生徒数は、全国の比率を下回っていますが、年々増加しています。不登校の要因は学校に係る状況と家庭に係る状況が複合的に絡んだものとなっています。
- ・ 本県における「いじめ」の認知件数は年々増加しており、このことは、各校におけるいじめの積極的な認知が浸透してきた結果と捉えています。
- ・ 高等学校における、平成 30 年度の中途退学者の割合は 0.7% となり減少傾向にありますが、今後も学校や地域若者サポートステーション、警察などの関係機関が連携して、中途退学者への切れ目のない支援を行う必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 学校の教育相談体制の充実を図るため、学校心理士の資格を持つ教育相談コーディネーターを養成するとともに、教員の資質を高めるための研修を実施します。 | 教育委員会 |
| ○ 多様な教育ニーズに対応していくため、市町村が設置している適応指導教室や民間等で運営しているフリースクール (※1) 等と連携し、不登校児童生徒への教育機会の提供に取り組みます。 | 教育委員会 |
| ○ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的 | 教育委員会 |

| | |
|--|---------------------------|
| 見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（※2）、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。 | |
| ○ 各学校がいじめ問題に対して組織的に対応していくため、「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づく取組を徹底します。 | ふるさと振興部 政策地域部 教育委員会 |
| ○ 「子ども・若者自立支援ネットワーク会議」の活動を通じて、関係機関や団体の連携体制を構築し、高校中途退学者等に対し、切れ目のない支援を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 高校中退者等に雇用・就業能力開発・就学などの必要な情報を適切に届けるため、高等学校、若者サポートステーション等と連携し、就労支援策の周知に努めます。 | 教育委員会 |
| ○ 地域若者サポートステーションにおいて、就労・自立に向けた切れ目のない支援を行います。 | 商工労働観光部 環境生活部 |

※1) フリースクール：不登校の子供を受け入れている民間の施設等。

※2) スクールソーシャルワーカー：社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

ウ 障がいのある青少年への対応

【現状と課題】

- ・ 希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を通じ、共生社会の実現に向け、県民の意識や機運が高まっている中、障がい者の社会参加の促進が必要です。
- ・ 障がいのある青少年が希望する地域で生活できるよう、日中の活動や住まいの場の確保が求められています。
- ・ 障がいのある青少年が地域で活躍できるよう、日常生活・社会生活の支援や就労支援などが求められています。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野に参加する機会が確保されるための、ひとにやさしいまちづくりの取組が、引き続き求められています。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 障がい福祉サービスや相談支援体制の充実などの環境整備を進めるとともに、障がいの状況に応じた日常生活の支援やコミュニケーション支援、農林水産事業者と連携した就労支援などにより社会参加を促進します。 | 保健福祉部 |
| ○ ひとにやさしいまちづくりの基本となるユニバーサルデザイン(※1)の考え方の普及や、多様な人の存在を理解し、障がい等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていきます。 | 保健福祉部 |

| | |
|--|---------|
| ○ 学校等に対し、ユニバーサルデザインに係る講師の紹介（派遣）や体験プログラム等を提供し、学習会及び体験学習の実施に向けた各種公共的施設の調整等に努めます。 | 保健福祉部 |
| ○ 就労を希望する障がい者一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練の実施により、障がいのある青少年の就労の支援に取り組みます。 | 商工労働観光部 |
| ○ 障がいのある児童生徒への個別的な支援を行うため、 特別支援教育支援員非常勤職員 を配置し、学校生活の充実を図ります。 | 教育委員会 |

※1) ユニバーサルデザイン：年齢や性別、能力などに関わらず、できる限り、全ての人が利用できるように、製品、建物、空間をデザインしようとする考え方。

エ 子供の貧困問題や特に配慮が必要な子供・若者の支援

【現状と課題】

- ・ 県が平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」では、母子世帯において、就労状況が不安定なため収入が低い世帯が多く、子供の将来の進路にも影響を与えるなどの厳しい生活実態が浮き彫りとなったほか、公的支援施策の周知が十分に行き届いていないことや、公的相談窓口が十分に活用されていないこと、子供の居場所に対するニーズが高いことなどが明らかとなっています。
- ・ 東日本大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒等の心のサポートのため、組織的・継続的な支援が必要です。
- ・ いわて子どもケアセンターにおける受診件数は年々増加しており、今後も適切なケアを提供することが必要です。
- ・ 青少年の自殺対策、性的マイノリティ（LGBT等）の児童生徒への対応、外国人の児童生徒の学びの場の確保などの対応が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 子供の現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子供たちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、「 岩手県子どもの幸せ応援計画いわての子どもの貧困対策推進計画 」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進します。 | 保健福祉部 |
| ○ 一人ひとりが自らの心の不調に気づき、年代や悩み事に応じて適切な支援を受けられるよう、心の健康教育や相談支援体制の充実・強化等により子ども・若者への自殺対策を推進します。 | 保健福祉部 |
| ○ 東日本大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒等の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。 | 教育委員会 |
| ○ 被災児童こころのケアに中長期的に取り組むため、いわて子どもケアセンターにおいて、被災児童の専門的な精神的ケアを引き続き実施します。 | 保健福祉部 |

| | |
|--|-----------------|
| ○ 岩手県こころのケアセンター及び地域こころのケアセンターにおいて、被災者の専門的な精神的ケアを行います。 | 保健福祉部 |
| ○ 指定校における、性的マイノリティを含む人権教育に係る取組を全県に普及し、児童生徒及び教職員の理解を深めます。 | 教育委員会 |
| ○ 性的マイノリティに対する相談窓口を設置するとともに、出前講座等の実施により県民の理解を深めます。 | 環境生活部 |
| ○ 国際交流センターの外国人県民等の支援拠点としての更なる機能強化に向け、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図ります。 | ふるさと振興部 策地域部 |
| ○ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対し、市町村教育委員会と連携を図りながら、ニーズに応じた支援を受けられるよう取り組みます。 | 教育委員会 |

オ 社会復帰活動への支援と温かく見守る環境づくり

【現状と課題】

- ・ 発達途上にある青少年にとって、過ちを犯した時期よりも、その後の人生の方が長いこととなります。その意味において、過ちを犯した青少年は、いかにその後の自分自身の人生を生きぬくかということが大切であり、少年院等において、自らの問題を見つめ直し、改善し、二度と過ちや非行を犯さないという決意で社会に復帰していきます。
- ・ この決意を実現するためには、本人の努力はもちろん、地域社会の人々の理解と支援が必要ですが、現実には、少年院に入院し学校を退学になった場合、出院後の受け皿がなく、また、保護観察を受けている少年については、就職の受け入れも難しい状況です。
- ・ 地域住民が青少年の早期の社会復帰を目指す少年院等についての理解を深めるとともに、立ち直りつつある青少年たちへの支援が求められます。
- ・ 刑法犯少年の検挙・補導において、再犯者率が平成 27 年以降上昇傾向にあり、平成 28 年以降は 3 割台で推移しています。
- ・ 初発型非行（※1）を犯した青少年については、再犯をくり返すことにより、より悪質、凶悪な問題行動に走ることが懸念されます。また、少年院等において社会復帰のための矯正教育を受けた青少年についても、同様の心配があります。
- ・ 立ち直りかけている青少年を、社会の中で更生させる保護観察への理解と協力を推進することにより、真の社会復帰を実現させることが大切です。そのためにも、社会全体の責任で、過ちを悔い改めて立ち直ろうとしている青少年を信頼し、手をさしのべる支援が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 学校、警察、地域若者サポートステーション、矯正・保護施設等の関係機関が連携しながら、非行から立ち直ろうとする青少年に対し、ニーズに応じた支援をします。 | 環境生活部 |
| ○ 青少年の早期の更生を支援するため、保護司等更生保護関係者の知識及び処遇方法の向上を図ります。 | 保健福祉部 |

| | |
|---|------|
| ○ 社会生活への早期復帰のため、地域におけるスポーツ活動、環境美化活動、伝統文化伝承活動等の支援を行います。 | 警察本部 |
| ○ 少年の立ち直りを支援するため、「少年サポートセンター」 、「県南少年サポートセンター」 において、各種相談、継続補導等を行うほか、大学生ボランティアによる「少年サポート隊」を運用し、勉学支援や農業等の各種体験活動等を実施します。 | 警察本部 |
| ○ 家庭、学校、地域、ボランティア、警察、関係機関・施設の連携による「朝のあいさつ運動、愛の一声運動」を推進します。 | 警察本部 |
| ○ 犯罪や非行の少ない明るい社会の実現に向けて「社会を明るくする運動」(※2)に参画します。 | 警察本部 |

※1) 初発型非行：万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領を総称したもので、単純な動機から安易に行われ、本格的な他の非行の入口となりやすい。

※2) 社会を明るくする運動（～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～）：すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、2019年度で69回目となる運動。

コラム1 「いわて家庭の日」県民運動

家庭は子どもが初めて出会う社会であり、安らぎの場、そして人としての生き方の基本を培う大切な場です。子どもたちは、家庭生活を通して親や大人に囲まれ、生活習慣や自立心など自然に身につけ、学びながら成長します。青少年の健やかな成長のために、家庭の果たす役割を認識し、家庭の大切さを呼びかけ、家族・親子のふれあいを深めるきっかけとする日、これが「いわて家庭の日」県民運動です。

(参考)「家庭の日」の起こり

「家庭の日」運動は、1955年(昭和30年)に鹿児島県の鶴田町(現さつま町)という当時人口約5,200人の小さな町で生まれました。

当時は、巷では石原慎太郎の「太陽の季節」がベストセラーとなり、太陽族なる青春群像が見られた時代です。

そのような中で、鶴田町では、各集落の公民館長による研修が行われました。研修では、他の町村に出向き、公民館活動や地域の青少年活動を視察し、その実態を参考に今後の公民館活動の在り方の検討が行われました。

この視察研修を通じて提起されたのが、家同士のつながりは強い反面、家の中の家族の絆が薄れつつあるのではないか、これに何とか歯止めをかける方法はないか、という問題でした。

加えて、農業を主な産業とするこの町では、ゆっくり休むことすらできない農業従事者が多いことに気付かされ、「農休日」を設けてはという提案が起こりました。

この「家庭を大切にしたい」という思いと「農休日を設けては」という思いが重なり、「家庭の日」という、日本で初めての試みが産声をあげたのです。そして町をあげての運動へと盛り上がっていきました。

都道府県でいち早く「家庭の日」運動を提唱したのは秋田県で、1965年(昭和40年)1月から毎月第3日曜日を「家庭の日」として、県下一斉の取組が進められています。現在、全国46都道府県で「家庭の日」を定めています。

本県では、(公社)岩手県青少年育成県民会議が2006年(平成18年)5月に県民運動として提唱し、毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」として定めて、県、県教育委員会、県警察本部とともに、普及活動、親子・家庭フォーラムや絵画・ポスターコンクールの開催などの取組を進めています。

◎「いわて家庭の日」を親子、家族の絆を深める日にしましょう

◎地域の子どもは、地域で守り育てましょう

◎仕事と家庭を両立できる、働きやすい職場づくりを進めましょう



コラム2 「いわての教育振興運動」(県民運動)

◇ 教育振興運動は、学校、家庭、住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む岩手県独自の教育運動です。

◇ 昭和40年に、県内各地で地域をあげて学力向上のための取組(読書運動など)を行ったのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、岩手県の教育環境の整備充実に大きな役割を果たしています。

【運動の特徴】

◇ 子ども、家庭、学校、地域、行政の5者が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携して進める運動です。

◇ 地域が抱える子どもたちの教育課題を地域単位で人々が話し合い、運動の計画を立て、地域の特色を生かして自主的に解決しようとする実践的運動です。

◇ 子どもや親の自発的な取組に加え、多くの大人が子どもたちにかかわり、地域全体で子どもたちをはぐくもうとするところに特色があります。

◇ 「教育振興運動」は岩手の大切な財産。岩手県が全国に誇る「岩手らしさ」です。今、全国の都道府県では、学校・家庭・地域社会が連携して子どもたちをはぐくむための運動を進めていますが、岩手県には、「教育振興運動」で培った「地域全体が協力して子どもを育てる」という環境がすでに整っています。

◇ 県では、より多くの皆さんに教育振興運動への関心を持っていただき、参加していただくことによって、「子どもは地域全体ではぐくむ」という気運を高め、21世紀の希望郷いわてを担う青少年を育成していきたいと考えています。



岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議について

(1) 設置目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

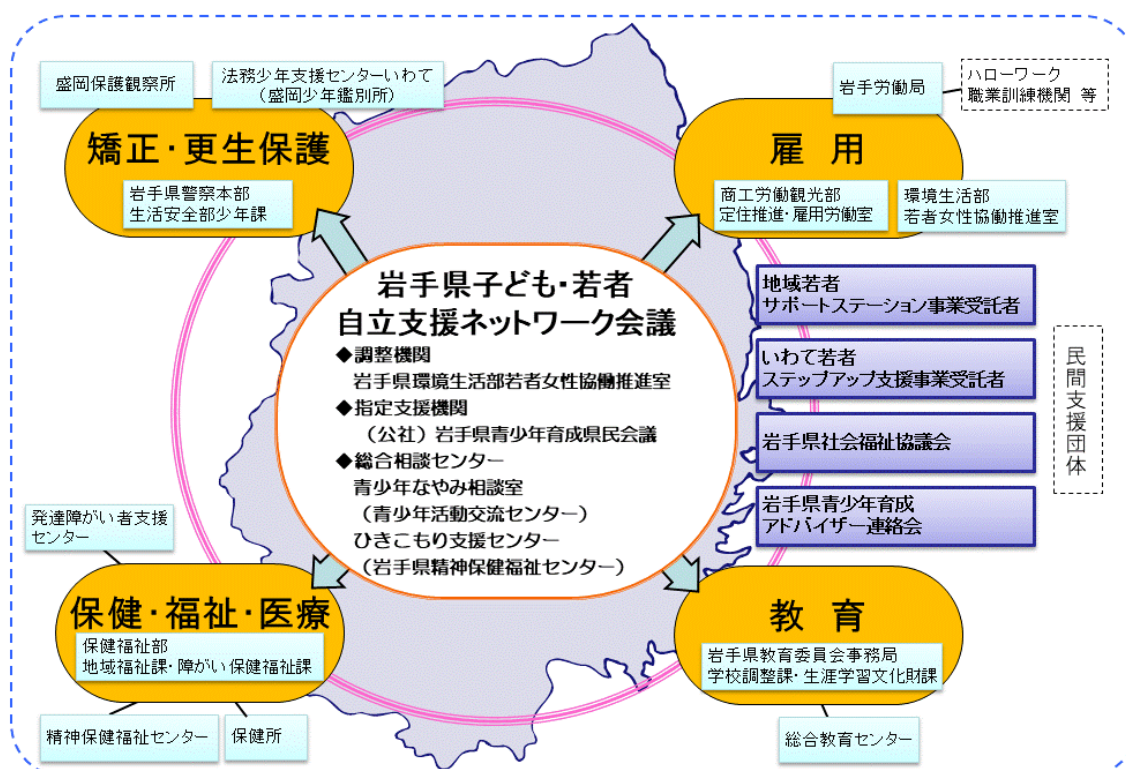
(2) 会議の具体的な役割

- ア 県関係部局（機関）及び県内の各支援団体による連絡調整、情報交換を行い、連携体制を構築することにより、本県における子ども・若者支援の取組の充実を図る。
- イ 会議を構成する機関が行う支援の充実を図るため、人材育成及び交流を目的とした研修会等を実施する。研修会等は、子ども・若者指定支援機関に指定する公益社団法人岩手県青少年育成県民会議が行う。
- ウ 将来的には市町村を含めた支援ネットワークを構築し、県内各地域における子ども・若者支援の取組の充実を図る。

(3) 設置日

平成28年12月1日（木）

【ネットワークの体系図】



2 愛着を持てる『地域づくり』

(1) 地域ぐるみの「子育て」支援

教育の原点は家庭であるということから、今日、家庭教育の重要性が高まっていますが、「意識調査」では、中高生の保護者の8割以上が、子育てについての悩みを持っています。

この悩みの主な相談相手は、「家族」や「友達」となっており、家庭において子育ての自己完結を図る傾向があります。

確かに、子育ては家庭の私的な営みですが、それと同時に、子育ての仲間や地域社会の協力を支えられながら、地域社会の風土の影響を受ける共同的・社会的な営みでもあります。

子育ての悩みを分かち合い、「地域の子供」として、共に青少年を育てていく必要があります。

ア 子育て支援ネットワークづくり

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、子育ての悩みの相談相手は「配偶者」が約7割と最も多く、次いで「友達」という結果となっており、身近な人たちに限られている傾向にあります。
- ・ しかし、子育ては、家族と地域社会の両輪で行われるものであることから、家庭はもとより、同じ悩みを抱える親や、経験豊かな地域住民、学校の教職員が一体となって支援していくことが、青少年の健全な成長にとって必要です。
- ・ そこで、子育て支援の基盤となる相談や支援等のサービスを充実するとともに、市町村や保育園、幼稚園、公民館等との連携のもと、自発的な子育てサークルの活動支援を行うことが求められています。
- ・ また、妊娠・出産から思春期や成人にわたる住民のライフステージに応じた課題に対応できるよう、子育てサークルや子育て支援団体、教育機関、医療機関、保健福祉機関などの地域における子育て支援のネットワークづくりが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 全ての子供や子育て家庭が安心して過ごせる環境を整備するため、地域の子育て拠点の充実や子育て支援組織による多様な活動の促進、市町村による子供・子育て会議を中心とした総合的な子育て支援の推進を支援します。 | 保健福祉部 |
| ○ 多様な子育て支援情報の提供を行うとともに、子育てについて悩みや不安を持つ親を支える相談体制の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。(再掲) | 教育委員会 |

| | |
|--|-------|
| ○ 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。 | 教育委員会 |
|--|-------|

イ 親育ちの支援

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、家庭の教育力が低下していると考えられる保護者は6割を超えています。
- ・ その理由として、「親が過保護」「親子の会話が不足」「家族のふれあいが不足」と考える人が多くなっています。
- ・ また、児童虐待、過保護、放任などが大きな社会問題となっているとともに、非行を誘発する行為を肯定する保護者が少数ながらいることなど、親自身の教育も重要な課題となっています。
- ・ 親自身が親として責任を自覚し、共に支え合いながら子育てに取り組んでいくための「育自」と「育児」の契機となる学習機会の充実が求められます

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 家庭の役割の重要性を認識するため、家庭フォーラム等の開催により、意識の啓発や、楽しく親子がふれあう機会の提供を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 子育て中の親を支援するため、HPで子育てサークルの紹介を行うとともに、市町村や学校等において開催される家庭教育に関する学習機会を活用して家庭教育の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。(再掲) | 教育委員会 |

ウ 地域の教育力の充実

【現状と課題】

- ・ 地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子供を教え、育てる仕組みづくりの再構築を図る必要があります。
- ・ また、家庭での学習が困難な子供たちや、多様な体験を望む子供たち等多くの子供たちに対して、放課後の居場所づくりなどの充実が求められています。
- ・ 本県では、昭和40年に始まり、55周年を迎えた教育振興運動において、子供、家庭、学校、地域、行政の五者の連携により地域の教育課題を解決する運動を展開し、昭和41年からは岩手県青少年育成県民会議が中心となって明るい家庭づくりや非行防止運動を展開しています。
- ・ この二つの運動が、歩調を合わせながら地域全体で青少年を育む運動として促進していくことが求められます。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 「地域と共にある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、国の動向を踏まえながら、教育振興運動と連携したコミュニティ・スクールの推進などを通して、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。 | 教育委員会 |
| ○ 子供、家庭、学校、地域、行政の五者の連携により地域の教育課題を解決する教育振興運動を充実させ、地域の教育力の向上を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 地域の青少年活動やその課題の把握をはじめ、学校や行政等との連携の窓口として、市町村の各中学校区に青少年育成委員を配置し、青少年育成県民運動や教育振興運動の効果的な促進を図ります。 | 環境生活部 |
| ○ 各種ボランティアによる学校支援活動や放課後の子供の居場所づくりなど、地域と学校が連携・協働して行う活動の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 学校の余裕教室や児童館等を活用し、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場である放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進します。 | 保健福祉部 |
| ○ (公社)岩手県青少年育成県民会議や市町村民会議、学校、協賛企業等との連携強化を図り、「いわて家庭の日」県民運動の普及拡大を図ります。 | 環境生活部 |

(2) 「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援

「意識調査」では、「住んでいる地域が好きな」青少年は約9割、保護者は約8割となっており、地域への愛着が強くなっています。

地域は、青少年の「生きる力」を育む素材の宝庫です。その地域の素材を活かしながら、地域を知り、その良さを体験することは、「生きる力」を育むとともに、「ふるさと」や「自分」に対する誇りを培うこととなります。そして、このように自分の足下を見つめ直すことが、国際的視野を育む基礎となります。

ア まつりや行事、地域活動への参加促進

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、中高生は「地域のお祭り、盆踊り」、「地域の清掃活動、環境美化運動、老人ホームなどのボランティア活動」への参加が過半数を超えていますが、青年では、約3割以上が「参加したことがない」と回答しています。
- ・ 青少年のまつりや行事、地域活動への参加促進を図るためには、学校や子供会、自治会等を通じて、情報の提供や参画促進を働きかける必要があります。

- ・ 三陸のよりよい復興や将来の地域づくりの主体となる青少年の育成が求められており、その促進が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-----------------|
| ○ 地域コミュニティの活性化を図るため、地域づくり活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、市町村や地域住民が行う地域づくり活動を支援します。 | ふるさと振興部 策地域部 |
| ○ 青少年の積極的な社会参加活動を促進するため、青少年ボランティアの登録や事業への参画を促し、地域の将来を担う青少年を育成します。 | 環境生活部 |
| ○ 学校における伝統芸能等の学習活動を通して、地域行事への参加等地域との交流の充実を図ります。 | 教育委員会 |

イ 伝統文化の継承

【現状と課題】

- ・ 地域に根ざす伝統芸能などの伝統文化を継承することは、青少年が歴史と風土に培われた地域固有の文化を正しく理解し、発展させるものであり、地域と一体感を実感するとともに、豊かな感性を育むことができることから、健全育成の観点からもその促進が必要です。
- ・ 本県においては、数多くの伝統文化が地域に伝承されています。また、県内の約8割の小学校、約6割の中学校において、伝統芸能等の学習活動に取り組んでいます。
- ・ しかし、継承者や指導者の高齢化が進み、継承活動が困難になってきている保存団体もあります。学校における活動と地域における活動の将来的なつながりを強めるためにも、青少年の伝統文化の継承活動を一層支援することが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 地域の伝統や文化を継承への意識を養うために、学校における伝統芸能等の学習活動を充実させるとともに、地域住民との連携・交流などを推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 学校と地域の連携による郷土芸能の伝承活動等により、青少年の伝承意欲の向上や仲間づくりに取り組み、民俗芸能に取り組む後継者の育成を図ります。 | 教育委員会 |

ウ 豊かな体験学習の充実

【現状と課題】

- ・ 地域には、本県の持つ豊かな自然や農林水産業をはじめとした地域産業、風習や習慣、伝承文化など体験学習ができる素材がたくさんあります。
- ・ 地域における体験学習は、地域を知ることのみならず、人や自然との関わりの中で、青少年の柔らかな感性を育み、地域に誇りを持つ青少年の育成につながるものと言えます。
- ・ しかし、このように恵まれた環境がありながらも、主体的な青少年の活動である遊び

や生活の中において、体験する機会が少なくなる傾向にあります。

- ・ 青少年の岩手の復興についての理解促進や地域における主体的な体験学習の充実を図ることが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 児童生徒の岩手の復興についての理解促進や、主体性や協調性を養うための、青年ボランティアの支援による交流体験活動事業に取り組みます。 | 環境生活部 |
| ○ 次世代の良好な地域づくりの担い手となる児童生徒が、自然や歴史などに基づいた身近な景観を通じて地域の魅力や課題を考える景観学習の推進を図ります。 | 県土整備部 |
| ○ 児童生徒の地域産業への理解醸成を図るため、農林漁業体験などの産業体験学習の推進を図ります。 | 農林水産部 |
| ○ 児童生徒の豊かな人間性や社会性などを育むため、自然体験、勤労生産体験、文化・芸術に関わる体験等を通じた教育を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 地域に根ざした学校づくりを推進するため、地域の産業や文化など地域の教育力を最大限に生かした多様な体験活動に取り組みます。 | 教育委員会 |
| ○ 郷土に対する誇りや愛着を醸成するため、社会教育施設等において豊かな自然、文化、歴史等の資源をテーマとした公開講座を開催するなど、岩手ならではの学習機会の提供に取り組みます。 | 教育委員会 |

(3) 「世代間・地域間」等の多様な交流の促進

青少年が、お年寄りなどとの世代間交流や、日常ではふれあうことのない地域の人たちと交流することにより、自分の価値観の枠組みが広がるとともに、他者を理解し、共生していく上で何が求められ何が許されないかという規範意識を身に付けることができます。

「意識調査」においては、「お年寄りや体の不自由な人の手伝いをする」少年は44%、青年は49%と増加傾向にあります。ただ、「関心はあるがしていない」少年が30%、青年が33%となっており、興味を持っているものの、行動に移すきっかけが必要な青少年もいます。

また、「青少年に必要なこと」では、「県内の青少年と県外（海外を含む）の青少年との交流」が必要と回答した少年が20%、青年が23%となっています。

地域間交流は、自らの地域を見つめ直し、互いのよさを認め合う契機になるほか、将来的に地域社会を担う青少年にとって大きな体験となるものです。

ア 三世代交流の促進

【現状と課題】

- ・ 全国的に核家族化が進んでいる中、「意識調査」によると三世代家族は、前回調査から減少し4割を下回っています。
- ・ 地域のつながりが深いところでは、日常的にお年寄りとおふれあう機会がありますが、都市化が進む地域においては、交流の機会が減少傾向にあります。
- ・ お年寄りとの交流は、お年寄りの知恵や技術に触れることを通じて、新たな発見が得られるとともに、お年寄りをいたわる優しい心が育まれる機会となります。
- ・ また、少子高齢化が進む本県にあって、多くのお年寄りが青少年を地域の子供として見守ることのできる環境づくりの契機とするためにも、世代間交流の推進が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 三世代交流の推進のため、学校行事への招待など世代間交流の機会を提供します。 | 教育委員会 |
|---|-------|

イ 交流体験活動の充実

【現状と課題】

- ・ 異なる年齢の集団の中で生活することを通じて、年齢の上の者は、下の者の手本となるとともに、下の者に気を配る経験を通じて、リーダーとしての役割を学び、いたわりという優しい心と自己肯定感を養うことができます。
- ・ 一方、年齢が下の者は、集団で行動することのルールや人間関係、生活の知恵等を学ぶとともに、上の者を身近なあこがれの対象として尊敬する傾向があります。
- ・ また、自分が生まれ育った地域と異なる風土を持つ地域やそこに住む人々とふれあうことを通じて、新しい価値観を身に付け、互いの良さに気づくことができます。
- ・ このような観点から、積極的に団体活動や社会参加活動を行う少年リーダーを育成するため、研修や活動を体験的に行うことにより、集団で協力することの大切さや、リーダーとしての役割を自覚するとともに、ふるさとの良さを見直す機会として、交流体験活動の充実を図ります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 次世代を担う少年リーダーの育成のため、交流体験活動事業に取り組めます。 | 環境生活部 |
| ○ 少年と青年の交流を促進するため、青年ボランティアの支援による交流体験活動事業に取り組めます。 | 環境生活部 |

ウ 国際理解・国際協力の促進

【現状と課題】

- ・ 今日、政治や経済、文化などのあらゆる面で、世界各国との交流が進み、人口問題や環境問題、エネルギー問題等の多くの地球的規模の課題に対し、国際的視野に立った取組が求められています。

- ・ このような国際化の進展の中で、外国の青少年との相互交流などにより、国際的視野の拡大及び国際理解を促進し、「国際的視野で物事を考え、地域で実践する」国際性を身に付けることが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|------------------|
| ○ 岩手と海外の次代を担う若者が、お互いの多様な文化への理解を深めるため、相互派遣交流の機会を提供します。 | ふるさと振興部政策 地域部 |
|---|------------------|

エ 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティの視点に立った交流の促進

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」において、「お年寄りや体の不自由な人の手伝いをする」割合は、少年 44%、青年 49%となっており、少年・青年とも平成 27 年調査より増えていますが、依然として低い状況にあります。
- ・ これは、青少年の日常生活において、障がいのある人などとふれあう機会が少ない状況にあたり、きっかけがつかめなかったりすることが原因と思われます。
- ・ 多様な人の存在を理解し、お互いを思いやる「心」の醸成が求められています。
- ・ 高齢者や障がい者、子育て中の親子など様々な事情を抱えた方々の生活上の困難を理解しお互いに支え合う意識の更なる醸成が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 福祉教育の推進等を通じて、高齢者や障がい者などとの地域における多様な交流等を促進していきます。 | 保健福祉部 |
| ○ 地域を主体とした福祉教育の取組を進めるため、地域の関係機関・団体が連携し、福祉体験学習メニューづくりを進めるとともに、地域の福祉活動等と一緒に実践活動の取組を促進します。 | 保健福祉部 |

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

青少年を地域や家庭において健全に育成するために、青少年と関わる大人の長時間労働を是正し、大人自身が遊び心や心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことが大切です。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が必要です。

【現状と課題】

- ・ 家庭や地域の子育て力や教育力の低下が懸念される中で、県民一人ひとりが家族や子育ての意義について理解を深め、地域社会全体で子育て家庭を応援する機運を高めていく必要があります。
- ・ 「意識調査」において、保護者が子供と話をしない理由として「自分の仕事などが忙しくて話す時間がない」という回答が24%となっています。
- ・ また、「意識調査」において、保護者が青少年の非行防止のための方法として、「家庭の中で親子の会話などふれあいの時間を持つようにする」という回答が約8割で最も多くなっています。
- ・ 子育て中の家庭において、子育てと仕事の両立が図れるよう、ライフスタイルに応じた働き方ができる環境整備が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|---------|
| ○ ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、出前講座などにより意識啓発を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。 | 保健福祉部 |
| ○ 各種セミナーの開催、働き方改革の優良事例等を表彰するとともに、広報媒体の活用等により広く周知し、普及啓発を行います。 | 商工労働観光部 |
| ○ 家庭・親子のふれあいを深める日として毎月第3日曜日を「いわて家庭の日」とする県民運動を推進します。（再掲） | 環境生活部 |

(5) 「青少年団体活動」の支援

次代を担う青少年が目的を持って自発的に活動する青少年団体活動は、社会を創る活動であり、地域の活性化のための重要な活動です。少子高齢化・人口減少が伸展する中、三陸のよりよい復興を進める本県においては、特に必要です。

また、同じ目的を持つ仲間と共に自分達で計画し、活動していくことは、豊かな人間関係を築き、新しい自分自身を発見することにつながります。このような活動を通して、学び・学び合いの大切さや自らの将来を模索する契機となり、青少年の自己実現と社会的自立を促進するものです。

「意識調査」では、地域活動を行っている少年の割合は高く、青年についても徐々に増加し、約7割になっています。しかし、大人が計画した活動に参加する活動が多い傾向にあることから、地域に根ざした主体的な青少年団体活動を支援する必要があります。

ア リーダー・指導者育成

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、青少年に必要なものとして、「青少年が自分で企画運営して行事やボランティア活動を行うこと」、「青少年が意見発表や討議をすること」と回答した青少年が併せて約3割あります。
- ・ 青少年が自らの考えを表現し、仲間と共に自分たちの力で物事に取り組んでいくためには、活動の核となる青少年リーダー・指導者の養成が一層望まれます。
- ・ 特に、一人ひとりの意見を引き出し、その意見に耳を傾け、共に考えることを通じて、青少年の互いを尊重する豊かな心と自主性を育むリーダーや指導者が求められています。

【施策の推進方向】

- | | |
|---|-------|
| ○ 青少年の積極的な社会参加活動を促進するため、次代を担う青少年リーダーや指導者の育成に取り組みます。 | 環境生活部 |
|---|-------|

イ 青少年活動交流センターの充実

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、「青少年に必要なもの」として、「青少年が気軽に立ち寄れる施設や場所」をあげる回答が、少年で7割、青年で6割を越え、増加傾向にあります。
- ・ 平成18年に、いわて県民情報交流センター（アイーナ）内に青少年活動交流センターを設置し、青少年団体の活動推進と連携の拠点として、青少年団体活動の支援を図っています。
- ・ 子供・若者支援に係る総合センターとしての役割の充実が一層期待されています。

【施策の推進方向】

- | | |
|--|-------|
| ○ 青少年活動交流センターの4つの基本的な機能である、活動、交流、情報、相談機能の充実を図り、子供・若者支援に係る総合センタ | 環境生活部 |
|--|-------|

| | |
|---|-------|
| 一としての役割の充実を図ります。 | |
| ○ 青少年団体活動の活動促進と連携の拠点として、青少年活動交流センターの活用を促します。 | 環境生活部 |
| ○ 青少年活動交流センターにおいて、青少年活動に関する情報を収集し、青少年団体活動の充実のため情報提供を行います。 | 環境生活部 |

ウ 情報提供の充実

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、地域活動に参加しない理由として、「どのような行事や活動があるのか知らない」少年は約3割、青年では約4割となっており、減少傾向にあるものの、情報提供の工夫が求められます。
- ・ しかし、地域活動や青少年団体活動に関する専門的な図書資料や情報を持ち、要望に応じて青少年に提供できる機関が少ないのが現状です。
- ・ 青少年活動に関する様々な図書や資料を収集し、積極的な情報の提供に進めていく必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|----------------|
| ○ ボランティア活動に関する情報提供のため、社会福祉協議会ボランティアセンターからの情報提供等、ボランティア活動に関する普及啓発を促進します。 | 環境生活部 保健福祉部 |
| ○ 青少年活動交流センターにおいて、青少年活動に関する情報を収集し、青少年団体活動の充実のため情報提供を行います。(再掲) | 環境生活部 |

3 青少年を事件・事故から守る『環境づくり』

(1) 「青少年の居場所づくり」の推進

自立した青少年を育むためには、青少年が健やかに成長する豊かな環境と、心と体のふれあいを通して豊かな人間関係を築くことができる環境が必要です。

また、青少年の思いを大切にしながら、自発的、主体的に物事に取り組むことができるような空間や仲間、時間が必要です。

「意識調査」では、友達との主なコミュニケーションの手段として「SNS」を活用する割合が、年齢が上がる毎に増えているという結果が出ています。

平日の自由時間や休日を過ごす場所についても、「一人で」「家で過ごす」割合が増加し、「友達と」「友達の家」や「学校の運動場や公園」で過ごす割合は減少しており、豊かな人間性や世界性を持つ自立した青少年を育むことができる空間とは言い難い状況にあります。

これらの問題に対応するため、青少年の思いや主体性を尊重した人間的ふれあいに満ちた居場所づくりを推進する必要があります。

ア 相談体制の整備

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、多くの青少年が悩みを持っています。悩みの内容は、「進学や勉強」が最も多く約6割となっており、次いで「性格・容姿のこと」「就職のこと」などがあげられています。
- ・ 児童期・青年期に当たる児童生徒は、新たな環境、新たな関係、新たな情報や知識などに触れることにより、新たな自己の欲求に目覚めたり、時に他者や社会とぶつかったりしながら、自らの人格を完成させようとするため、児童生徒の心に働き掛けるカウンセリング等の教育相談機能を充実させる必要があります。
- ・ しかし、「意識調査」によると、約1割の青少年は「悩み事の相談相手」がいないという状況となっています。また、約5割の青少年は「青少年に必要なもの」として、「気軽に悩みを相談できる場所」を望んでいます。
- ・ ひとりで悩みを抱える青少年に対して、悩みを受容し、心と心のふれあいの中で、心の居場所を確保できるよう、相談体制の一層の整備を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。 (再掲) | 教育委員会 |
| ○ 不登校等の課題に迅速に対応するため、「ふれあい電話」による相談を行います。 | 教育委員会 |

| | |
|---|------------------------|
| ○ 非行、いじめ、犯罪被害など少年の多様な相談について、「少年サポートセンター」、 「県南少年サポートセンター」 で専門的な相談対応を行います。 | 警察本部 |
| ○ 各種相談機関が、少年相談や児童相談、警察安全相談を受け付けるほか、相談業務関係機関ネットワーク等を活用し、関係機関相互の連携を図ります。 | 環境生活部 保健福祉部 警察本部 |

イ 自由に集える場所づくり

【現状と課題】

- ・ 家庭や地域が担ってきた青少年の育成を学校が担うことによる学校依存過多からの反省のもと、学校完全5日制が完全実施され、青少年が地域で過ごす時間が増えてきました。
- ・ 「意識調査」では、「青少年に必要なもの」として、青少年が気軽に立ち寄ることができ、自分たちの自主的な活動に利用できる場を求めています。青少年自らが集まり、仲間と共に主体的、創造的に活動を計画し、実行する中で、自分さがしと他者とのふれあいを通じ、青少年の自立と社会参画を促すことができるような居場所づくりが必要です。
- ・ 市町村においては、子ども食堂など、子供の居場所づくりを進める事業等が展開されています。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 公園や水辺に親しむ親水護岸・散策路等、誰もが自由に集える安全で快適な環境をつくります。 | 県土整備部 |
| ○ 青少年の家などの社会教育施設等を活用し、各種交流・体験活動の充実を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、安全で安心な子供の居場所である放課後子供教室を開設します。 | 教育委員会 |
| ○ 学校の余裕教室や児童館等を活用し、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場である放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進します。(再掲) | 保健福祉部 |

(2) 「安全・安心」な地域社会づくりの推進

不審者の出没、連れ去り事件、通り魔事件、児童虐待等により、青少年が被害者となる事件が依然として発生しています。また、青少年が事故の当事者となる交通事故も発生しています。

このように、現代の地域社会は、青少年が日常生活を送る上で様々な危険が潜む社会と

なっています。

本来、地域社会は、青少年が日常生活の場として活動し、豊かな人間関係と体験を通して、社会の一員としての在り方など、自立に向けた多くのことを身に付ける大切な場です。

青少年が、人として豊かに成長するための「安全・安心」な地域社会づくりが求められます。

ア 登下校時等の子どもの安全確保対策の推進

【現状と課題】

- ・ 子供の安全確保は安全・安心な社会の要です。
- ・ 子供の被害は登下校、特に下校時（15時～18時）に集中しており、既存の防犯ボランティアの高齢化や共働き世帯の増加により、地域の目が減少し、見守りの空白地帯が生じていることから、登下校時における総合的な防犯対策が必要です。
- ・ 本県においても、青少年などへの声かけ事案などが多く見られます。
- ・ 警察では、電子メールを活用して、県内の不審者情報などの安心・安全情報をタイムリーに発信する「びかぼメール」（※1）の取組を平成30年度から行っています。
- ・ また、地域の防犯ボランティアと警察の連携により、緊急避難場所として「子ども110番の家」を設置しています。
- ・ 「びかぼメール」の登録普及、「子ども110番の家」の活用や被害者にならないための防犯意識の啓発について、家庭、学校、地域、行政が連携を強化していく必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|------|
| ○ 子供が事件に巻き込まれないようにするため、いわゆる「ながら見守り」を推進するほか、「びかぼメール」の配信などの各種広報媒体を活用したタイムリーな情報提供や、学校との粒度の高い情報共有を行います。 | 警察本部 |
| ○ 「子ども110番の家」の活用や被害に遭わないための対応等について必要な情報提供などに取り組みます。 | 警察本部 |
| ○ 子供が事件に巻き込まれないようにするため、学校との連携にスクールサポーター等を活用し、情報共有を図るほか、各種媒体利用による広報啓発を行います。 | 警察本部 |
| ○ 児童生徒対象の防犯教室や不審者対応訓練を継続して開催し、防犯意識の醸成を図ります。 | 警察本部 |

※1）びかぼメール：警察から、登録者の携帯電話やパソコンに電子メールで安心・安全情報を提供するネットワークのこと。

イ 見守り活動の推進

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、誰とどのように過ごすかについて、「一人で家で過ごす」が前回調査より増加しています。
- ・ 地域の広場、公園で遊んでいる子供が少なくなっており、青少年にとって、地域社会が

友達との遊びや生活の場としての機能を十分果たしていないということを意味しています。

- ・ 地域社会が、青少年の生活空間から遊離してしまうと、「青少年の生活空間としての地域」という地域住民の意識や関心も薄れ、青少年にとって危険な場所等についても見逃しがちになる傾向があります。その結果、危険箇所に気づかない青少年が、水の事故等の不慮の事故のほか、誘拐等の事件に遭うことも少なからず起きています。
- ・ 地域社会を青少年の豊かな成長のための遊びや生活空間としていくために、地域全体で子供を育てていくこととして、地域住民自らが、青少年を見守ることが必要です。
- ・ 青少年環境浄化条例の改正(平成19年施行)により、青少年の深夜連れ出しなど福祉犯(※1)の検挙者が後を絶たず、青少年に対しての声かけ等地域全体での見守り活動が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|---|----------------|
| ○ 少年警察ボランティアや学校と警察の橋渡しをするスクールサポーター等と連携した街頭補導活動や朝のあいさつ運動等を通じ、少年に対する積極的な声かけを行います。 また、少年が事件・事故に遭わないよう日常を通じた見守り活動を推進します。 | 警察本部 |
| ○ スクールガード・リーダーに対する研修会の実施及び助言・指導を行い、地域の見守り活動を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 保護者・地域住民・関係機関の協力を得ながらスクールガード等による見守り活動を推進します。 | 教育委員会 環境生活部 |
| ○ 地域全体で青少年を見守り育てる活動を推進します。 | 環境生活部 |

※1) 福祉犯：「少年の福祉を害する犯罪」の略称で、児童買春、児童ポルノ、子供への違法な薬物の提供、酒・タバコの提供、年少者の不法雇用等。

ウ 児童虐待の防止

【現状と課題】

- ・ 児童虐待とは、親や親に代わる保護者等が、子供の心や身体を傷つけ、健全な成長や発達を損なう行為のことです。
- ・ 虐待の類型は、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる等の「身体的虐待」、子供への性交、性的行為等の「性的虐待」、食事、衣服等が極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢等の「ネグレクト」、言葉による脅かしや無視、他の家族への暴力行為目撃等の「心理的虐待」などがあります。
- ・ 虐待は、子供の人格形成に関わる重大な人権侵害であり、身体、情緒、行動面に深刻な影響が生じることが懸念されます。
- ・ 虐待の発生を予防するため、県民の虐待に関する意識を高め、早期発見・早期通告により、児童福祉に携わる関係機関が緊密な連携を図り対応していくことが重要です。
- ・ 虐待を防止し、子供が健やかに成長するため、幸福と愛情にあふれ、理解のある温かい雰囲気のある家庭環境をつくる必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---------------|
| ○ 家庭の役割の重要性を認識するため、家庭フォーラム等の開催により、意識の啓発や、楽しく親子がふれあう機会の提供を行います。 (再掲) | 環境生活部 |
| ○ 「児童虐待防止アクションプラン」(※1)に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携し総合的な取組を進めます。 | 保健福祉部 |
| ○ 児童虐待に関して、各種広報媒体を活用して県民への意識啓発を行います。 | 保健福祉部 警察本部 |
| ○ 教員を対象とした研修会等の中で、児童生徒理解の大切さと虐待が疑われる際の通告義務等について徹底を図ります。 | 教育委員会 |
| ○ 少年相談、街頭活動のほか、学校等と連携の上、早期発見の取組を進めます。 | 警察本部 |
| ○ 少年サポートセンター、各署における少年相談の充実を図ります。 | 警察本部 |

※1) 児童虐待防止アクションプラン：「児童虐待防止アクションプラン（2016～2020）なくそう子ども虐待～子どもの健やかな育ちのために～」(平成 28 年 3 月岩手県要保護児童対策地域協議会・岩手県策定)。
P83 参照のこと。

エ 交通安全運動の充実

【現状と課題】

- ・ 青少年の交通事故防止のためには、歩行者、運転者がお互いに交通安全を心がけるような取組を一層進めていく必要があります。特に、小学校低学年については、通学路等の安全を確保するため、家庭、学校、地域、行政の連携のもと正しい交通ルールについて指導するとともに、常に見守る必要があります。
- ・ 県内における子供が関係する交通事故は、10年前と比べ約3分の1まで減少しており、年間の死者数は5人以下で推移しています。
- ・ 過去5年間の子供が関係した事故では、小学生は歩行中の事故が最も多く、中・高校生では、自転車乗用中の事故が高い割合を占めています。
- ・ 青少年の交通事故を防止していくためには、交通ルールが守られ、交通マナーが習慣付けられるよう、家庭での指導を始め、年代に応じた効果的な安全教育により、安全意識を高めていくことが重要です。また、子供の安全確保のため、学校、地域、行政が連携した通学路の安全点検や広報啓発活動を通じ、社会全体で子供を見守る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|------------|
| ○ 青少年の交通事故を防止するため、各種の交通安全県民運動を展開します。 | 復興防災部環境生活部 |
| ○ 各種広報媒体を活用した広報を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。 | 復興防災部環境生活部 |
| ○ 交通安全教育を充実するため、学校や関係機関と連携を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に開催します。 | 警察本部 |

オ 被害者支援の充実

【現状と課題】

- ・ 青少年が事件や事故に巻き込まれたり、虐待を受けたりすることなどによって、心に大きな傷を抱えてしまうことが多々あります。
- ・ その心の傷が原因で、人間関係をうまく築けない、自分が思うとおりの行動ができないことによって、日常生活に支障をきたすばかりでなく、社会生活を営むことが困難になる事例が見受けられます。
- ・ このような被害者となった青少年の心の状態を理解し、自立に向けて支援していく体制の整備が必要です。また、その家庭に対するきめ細かい支援について、関係機関との連携を深めながら進めることも大切です。
- ・ 一方で、青少年が加害者となる場合もあります。この場合、被害者の求めに応じて情報の提供を行う際には、被害者への配慮と同時に加害者少年のプライバシーや健全育成への影響、事件の性質等を考慮する必要があります。
- ・ 「岩手県犯罪被害者等支援指針」（平成 20 年 12 月策定、平成 28 年 3 月改訂）に基づき、被害に遭われた方々を支える社会づくりに取り組むとともに、支援のネットワークを通じて、被害者支援の充実を図っていく必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|--------------------|
| ○ 福祉総合相談センターや児童相談所における相談の充実を図ります。 | 保健福祉部 |
| ○ 犯罪被害者の求めに応じたきめ細かい支援を行うため、「少年サポートセンター」や(公社)いわて被害者支援センターにおける相談・指導の充実を図ります。 | 警察本部 |
| ○ (公社)いわて被害者支援センターによる被害者支援等、犯罪被害者への支援を推進します。 | 復興防災部環境生活部 警察本部 |

(3) 「非行防止活動」の推進

本県における刑法犯少年の検挙・補導人数は、全国の中でも少ない現状にあり、全刑法犯に占める少年非行の割合も、全国と同様に減少傾向にあります。

「意識調査」では、全体的に青少年の非行や問題行動に対する高い規範意識がうかがえます。

しかし、凶悪・粗暴な非行などを誘発・助長するおそれのある有害な図書や物品が巷にあふれ、青少年にも手に入れやすい現状にあります。

また、昨今、大麻等の薬物乱用者が後を絶たず、凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こすことが危惧されるなど深刻な社会問題となっており、青少年への影響が懸念されています。

青少年の豊かな心を育むことによって、自ら非行に走らない規範意識を養うことが必要です。

ア 非行防止活動の充実

【現状と課題】

- ・ 本県における刑法犯少年の人数は全国と同様に年々減少し、平成 26 年の 269 人から平成 30 年には 181 人まで減少しています。
- ・ しかし、刑法犯少年に占める小・中学生の割合は 5 割を超えており、非行の低年齢化が見られます。
- ・ また、刑法犯少年の約 6 割は本格的な他の非行の入口となりやすい初発型非行となっています。特に万引きは、刑法犯少年全体の約 5 割を占めています。
- ・ 「意識調査」によると、「保護者が考える非行防止策」については、「家庭の中で親子の会話などふれあいの時間を持つようにする」が最も多く、次いで「他人の子供でも悪いことは注意する」、「親がしつげに力を入れる」という回答が約 2 割となっています。
- ・ このように、家庭や地域と関係機関が連携して青少年を見守ることにより、早期に非行の芽を摘むことが必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 全県的な啓発を図るため、関係機関・団体が連携して、青少年の非行・被害防止県民運動（※1）を推進します。 | 環境生活部 |
| ○ 学校・家庭・地域の関係機関（警察・福祉等）が連携し、児童生徒の健全育成を図り、非行防止を推進します。 | 教育委員会 |
| ○ 少年期における規範意識の高揚啓発のため、非行防止教室や地域懇談会を開催します。 | 警察本部 |
| ○ 少年の非行を防止するため、少年ボランティア最大動員による「朝のあいさつ運動」や「愛の一声運動」などを推進します。 | 警察本部 |

※1) 青少年の非行・被害防止県民運動：コラム 3（p 72）を参照のこと。

イ 相談・補導体制の整備充実

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、約8割の青少年が悩みを持っており、また、約9割は悩みの相談相手がいいます。
- ・ しかし、「相談相手がない」青少年が約1割います。また、悩み事の内容によっては、専門的な指導や助言を必要とする場合があります。
- ・ このような青少年の悩みに対応するため、青少年活動交流センターや少年センターなど、相談・補導体制の一層の充実を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 青少年活動交流センターの「青少年なやみ相談」において、青少年や保護者からの様々な悩みの相談対応を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 学校生活に不安や悩みを抱えている児童生徒の状況に応じた専門的見地からの支援を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、24時間子供SOSダイヤル相談員等を配置します。(再掲) | 教育委員会 |
| ○ 「ふれあい電話」等を通じて、学校生活や教育に関わる相談対応を行います。 | 教育委員会 |
| ○ 非行、いじめ、犯罪被害など少年や保護者からの多様な相談について、「少年サポートセンター」 、「県南少年サポートセンター」 で専門的な相談対応を行います。(再掲) | 警察本部 |
| ○ 悩みを抱えている少年に的確に対応するため、警察職員や少年ボランティアによる街頭補導等の活動を通じて、適切な指導・助言を行います。 | 警察本部 |
| ○ 県内15か所に設置されている少年センター相互の連携を図るとともに、各センターの活動について情報の収集や提供を行います。 | 環境生活部 |

ウ 薬物乱用防止活動の充実

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」においては、青少年及び保護者のほとんどが、「危険ドラッグを使用すること」や「シンナーや覚醒剤の薬物使用」は「してはいけないこと」と回答しています。しかし、少数ながらも肯定したり、わからないと回答したりしている青少年や保護者がいます。
- ・ 薬物乱用の拡大の理由については、薬物に対する正しい知識がないことや、俗称で呼ぶことにより薬物に対する抵抗感が希薄になっていること、街頭等で手に入れやすいことなどがあげられています。そのような意識の隙間に入り込み、常習化し、身体をむしばんでいくことが薬物の恐ろしさです。
- ・ また、「中高生の飲酒、喫煙」についても、青少年や保護者のほとんどが「してはいけない」と回答しており、特に青少年の規範意識の高まりもみられます。しかし、少数ながら肯定する青少年や保護者もいます。
- ・ 青少年期から、薬物の有害性や危険性についての正しい知識を身に付けるとともに、飲酒・喫煙は、薬物乱用の入口となる行為であることを認識させる啓発活動を進めることが大切です。

す。一方で、薬物の販売に対する取締りの一層の強化を図る必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| <p>○ 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため、薬物乱用防止指導員を設置して、地域の会合、市町村行事等と連携し啓発活動を行います。</p> <p>また、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（※1）、麻薬・覚醒剤乱用防止運動等により広く県民へ啓発を行います。</p> | 保健福祉部 |
| <p>○ 薬物に関する一般的な相談に応じるため、各保健所に薬物相談窓口を設置するほか、精神保健福祉センターに薬物関連問題相談窓口を設置して、薬物依存者や家族の個別相談に応じます。</p> | 保健福祉部 |
| <p>○ 岩手県薬物乱用対策推進本部を中心として、各関係機関・団体の情報交換、連絡調整等により連携の充実・強化を図り、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用防止対策を総合的に推進します。</p> | 保健福祉部 |
| <p>○ 発達段階に応じた指導ができるよう指導者養成研修会の充実を図り、全ての中学校・高等学校において、年1回は「薬物乱用防止教室」を開催するよう努めます。</p> <p>また、ゲートウェイドラッグ（※2）と言われる喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を小学校においても開催していきます。</p> | 教育委員会 |
| <p>○ 学校、保健所、薬剤師等と連携した薬物乱用防止教室を開催するほか、各学校及び各種行事の開催場所へ薬物乱用防止広報車を派遣するなどして、規範意識の醸成を図ります。</p> | 警察本部 |

※1) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動：6月26日が国連の「国際麻薬撲滅デー」であることを踏まえ、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるため、毎年6月から7月の間の1カ月間、正しい知識の普及、広報活動を全国的に行うもので、平成5年から実施している。

※2) ゲートウェイドラッグ：比較的入手しやすい薬物Aを使用したことがきっかけで、より作用の強い薬物Bの使用につながってしまった場合、薬物Aを薬物Bのゲートウェイドラッグという。喫煙・飲酒は、麻薬へのゲートウェイドラッグになることが危惧されている。

(4) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

凶悪・粗暴な非行などを誘発・助長するおそれのある有害な図書や物品が巷にあふれ、青少年にも手に入れやすい現状にあります。

また、インターネット・スマートフォン等が青少年にも急速に普及し、利用者の低年齢化が進むとともに、「意識調査」によると1日当たりの利用時間も長時間化しています。

このような中で、SNS上での誹謗中傷やいじめ、ネット犯罪に巻き込まれる危険が深刻化していることから、発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を育成することが必要となっています。

また、青少年が有害情報に触れないようにするためにフィルタリング（※1）の普及啓発等、青少年を取り巻く有害な環境を改善する取組の一層の充実が求められています。

ア 環境浄化の充実

【現状と課題】

- ・ 成人向け図書等の自動販売機の設置台数は、インターネットの普及、販売不振等により減少傾向にあります。
- ・ しかし、不健全な図書類やわいせつ画像サイト等の有害情報が依然として氾濫していることや、SNS等に起因する犯罪被害は福祉犯被害全体の半数以上を占めていることから、予断を許さない状況にあります。
- ・ 生命尊重や人間尊重の視点に立ちながら、発達段階に応じた指導の充実を図るとともに、青少年の健全な成長にとって有害な環境の浄化と青少年の被害防止を一層進めていく必要があります。
- ・ そして、これらの問題には、家庭、学校、地域、行政、警察、医療機関等が連携して取り組むことが大切です

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 有害な図書類を青少年に販売・閲覧等させないため、条例に基づく不健全図書類の指定や立入調査を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 各市町村の中学校区毎に配置する青少年育成委員による、有害図書類の点検など、青少年に不健全な環境の実態把握を行います。 | 環境生活部 |
| ○ 風俗環境浄化対策やSNS利用等による福祉犯被害を防止するため、取締りを強化するとともに、情報モラル講話や非行防止教室等を開催します。 | 警察本部 |
| ○ 幼稚園（保育園）、小学校、中学校、高等学校等における防犯教室を継続的に開催し、有害な環境の正しい理解を通して、規範意識を醸成します。 | 警察本部 |

※1) フィルタリング：主に子供を対象として、インターネット上にあるサイトの閲覧を制限するサービス。

イ インターネット・スマートフォン等への対応

【現状と課題】

- ・ 平成30年度政府統計では、インターネットを利用している青少年の割合は、小学生では約8割、中学生では約9割、高校生ではほぼ100%利用となっています。
- ・ 「意識調査」によると、最も多い「友達とのコミュニケーション手段」としてSNS等を活用する青少年が、少年で約3割、青年で約7割となっています。
- ・ また同調査によると、少年の5割以上、青年の6割以上が1日2時間以上インターネットを利用しており、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイト等を通じた被害などが問題となっています。
- ・ 県では、青少年が適切にインターネットを活用できるよう、主に青少年の指導的立場にある方を対象に、情報メディア対応能力養成講座を各地で開催しているほか、学校等の研修会に講師を派遣し、年齢に応じた指導を実施し、各地域での主体的な活動を支援しています。
- ・ また警察では、犯罪被害に巻き込まれないよう、学校等が開催する非行防止教室への

講師派遣や、サイバーセキュリティカレッジを実施しています。

- ・ SNS等のコミュニティサイト（※1）に起因する福祉犯被害者は、平成28年28人、平成29年20人、平成30年16人と減少していますが、インターネット関連の犯罪は傾向が見えず、予断を許さない状況にあります。
- ・ また、インターネット上でのいじめ、誹謗・中傷等の書き込みなどにより、自らが加害者になるケースもあることから、適切な活用を指導することも必要です。
- ・ 岩手県「青少年のための環境浄化に関する条例」において、保護者等には、青少年に有害情報を閲覧させないようにする努力義務、インターネットカフェ等でインターネットを利用させる業者には、フィルタリングの活用等により、青少年に有害情報を閲覧させないようにする努力義務が、それぞれ規定されています。
- ・ このようなことから、引き続き保護者や地域、関係団体等と連携して、ネット依存も含むインターネットを適切に活用する能力の習得やフィルタリングの普及について取り組む必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|---|------------------------|
| <p>○ いわゆるネット依存への対策や利用者の低年齢化も含めたインターネットを適切に活用する能力の習得のため、保護者や地域の方、青少年の指導的立場にある方など青少年に関わる大人を主な対象として、メディア対応能力養成講座を各地で開催します。</p> <p>また、学校、自治会等の各団体が自ら開催する研修会等に、講師を派遣します。</p> | <p>環境生活部 教育委員会</p> |
| <p>○ 児童生徒が、情報化社会において適切に行動する考え方や態度を身に付ける指導を行うため、教員研修を実施し、情報モラル教育に取り組みます。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>○ 児童生徒を性的被害や有害情報から守るため、スマートフォンなどの情報端末のフィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を、保護者や地域、関係団体等と連携して取り組みます。</p> | <p>教育委員会</p> |
| <p>○ インターネット犯罪被害防止のため、フィルタリング普及の広報啓発を行います。</p> <p>また、学校等が開催する非行防止教室へ講師派遣するとともに、情報セキュリティ意識の高揚と、より安全で安心なインターネットの利用を図り、サイバー犯罪等の被害を防止することを目的とする「サイバーセキュリティカレッジ」を実施します。</p> | <p>警察本部</p> |
| <p>○ 関係機関・団体の情報メディア対応に関する取組内容の情報を共有し、研修内容や取り合わせ先等を青少年活動交流センターのHPに掲載するなどして、県民に広く周知します。</p> | <p>環境生活部</p> |

※1）コミュニティサイト：共通の趣味や興味など持つ者同士が集まるインターネット上のウェブサイト。

コラム3 「青少年の非行・被害防止県民運動」

青少年を非行・被害防止県民運動は、「青少年は地域社会から育む」という観点から、毎年7月1日から8月31日までの2か月間、家庭や学校、職場、地域住民等による青少年の健全育成のための諸活動と連携して、集中的に青少年の非行・被害防止の徹底を図ろうとする県民運動です。

昭和54年から、岩手県、県教育委員会、県警察本部、(公社)岩手県青少年育成県民会議の主唱のもとに、市町村、市町村教育委員会、青少年育成市町村民会議、その他本運動の趣旨に賛同する団体と共に実施しています。

国では、昭和54年度以来毎年7月を「青少年を非行から守る全国強調月間」としており、県は国に呼応して毎年7月と8月を県民運動としてきました。8月も運動期間としたのは、児童生徒が夏休み中の8月上旬から中旬にかけて非行・補導少年が増加することから、対策を継続して全県的に行うためとされています。

なお、平成22年度に、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加えたことから、名称にも「被害防止」を加え実施しています。

◇ 月間中は毎年下記のような取組を行っています。

7月：夏休みなどの長期休暇を迎える前に、各自治体等の少年補導員や青少年育成委員によりコンビニエンスストアやカラオケボックスなどの実態調査や点検活動を行います。
そのほか、関係機関や生徒等と合同の「あいさつ運動」を実施します。

8月：夏祭り等における街頭補導活動を強化するほか、フェスティバルや高校生への一日少年補導員の委嘱などにより、街頭啓発活動を行います。

また、地域では、学区、地区、自治会単位など、市町村の実情に即して地域懇談会を開催し、次の地域活動を実施しています。

- 不健全図書「買わない・読まない・持ち込ませない」の三ない運動の実施
- 図書類等自動販売機の不設置に向けた地域ぐるみの取組
- いわて家庭の日運動（毎月第3日曜日）の実施
- 「朝のあいさつ運動」「愛の一声運動」の実施
- 困難を抱える青少年の立ち直り支援

❗ 非行少年を生まない社会づくりの推進

次代を担う少年の健全育成・少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため、警察では「非行少年を生まない社会づくり」に取り組んでいます。

少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

問題を抱え、再び非行に走りかねない少年に対して、積極的に手を差し伸べて支援

社会の
きずな再生

少年を見守る社会気運の向上

地域全体で、厳しくも優しい目で少年の見守りを実施

コラム4 本県におけるメディア対応の取組

インターネット・スマートフォンの青少年への普及に伴い、県では、様々な関係機関がメディアリテラシーの育成やフィルタリングの普及のための取組を実施しています。

1 インターネットを適切に活用する能力の習得

【岩手県環境生活部若者女性協働推進室】

○ 情報メディア対応能力養成講座

主に青少年健全育成の指導的立場にある方（県が市町村の中学校区毎に1名任命している青少年育成委員、青少年健全育成関係者や保護者等）を対象に、青少年の適切な情報メディア利用を推進する各地域での主体的な取組を支援するために開催しています。

【岩手県青少年育成県民会議】

○ 情報メディア対応サポーター育成セミナー

地域において、子供のインターネット利用の現状と課題や適正な利用について、必要な情報提供やアドバイスができ、トラブル等の解決にも対応できる情報メディア対応サポーターを育成するために開催しています。

○ 情報メディア「出前」講座

「子供たちが関わるネットの危険やトラブルと家庭でのトラブル」「家庭でのフィルタリングやルール作り」等をテーマとして、児童・生徒、保護者、青少年健全育成関係者等を対象に講師が研修会に直接赴いて実施しています。年間30回程度実施しています。

【岩手県立生涯学習推進センター】

○ 情報メディア講座（情報メディアとの上手な付き合い方）

子供たちを取り巻く情報メディアの現状や課題を知り、情報メディアとの上手な付き合い方を学ぶことを目的として、保護者、教育振興運動関係者、PTA関係者、教職員関係者等を対象に、講師が研修会に直接赴いて実施しています。

2 インターネットセキュリティ意識の養成

【岩手県警察本部サイバー犯罪対策課（各警察署）】

○ サイバーセキュリティ・カレッジ

情報セキュリティ意識の高揚と、より安全で安心なインターネットの利用を図り、サイバー犯罪等の被害を防止することを目的として、児童・生徒、保護者、教職員を対象に、各地域や学校等の要請により、講師が研修会に直接赴いて実施しています。平成30年度は352回実施しました。

💡 スマホ時代の子育てについて

スマホ利用の低年齢化が進んでいます。内閣府では、悩める保護者のために乳幼児編の普及啓発リーフレット「スマホ時代の子育て」を作成しています。また、公益社団法人日本小児科医会は、心身の発達過程にある子供への影響などを列挙した啓発資料を、全国の診療所等に配布し、保護者の目に届く場所への掲示を呼び掛けている。



4 若者が活躍できる『環境づくり』

(1) 若者間のネットワーク構築の促進

少子高齢化・人口減少が進んでおり、若者の更なる活躍が期待されていますが、若者の地元志向は強いものの、進学期、就職期の若者の転出による社会減が続いています。

「意識調査」においては、本県の若者は、住んでいる地域に対する愛着が高い傾向にあり、若い人たちと共に新しいことを学ぶ機会を持つことや地域貢献を行うことへの意欲が見られます。また、友達や仲間という時に幸せを感じる若者が多く、青年の地域活動への参加率も高まっています。

このようなことから、若者間の交流・ネットワークづくりや、地域や社会における若者の主体的な活動を一層促進し、多様な分野で若者が活躍できる環境づくりが必要です。

ア 若者間の交流とネットワークづくりの促進

【現状と課題】

- ・ 東日本大震災津波からの復旧・復興に当たり、多くの若者が、まちづくり、NPOやボランティア活動に参画し、大きな力を発揮しています。未来を担う若者たちの活躍は、復興に取り組む県民を励まし、未来への希望を感じさせ、復興に向けた大きな力となっています。
- ・ 「意識調査」によると、本県の若者は「地域への愛着」が強い傾向があるとともに、将来の夢として「好きなことをしてのんびり暮らしたい」と考える若者が多く、心の豊かさやゆとりを求める傾向が見られます。
- ・ また、同調査によると「家族」や「友達や仲間という時」に幸せを感じる若者が多く、「気軽に立ち寄れる施設や場所」を必要とする割合が約6割と多くなっています。
- ・ こういった若者を更に取り込んだ形での地域活動・交流の推進が、地域活性化につながると考えられます。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 青少年の声を施策に活かすため、 <u>青少年の交流を通じて意見を交換し合い、その意見を提言する機会を設けます。</u> <u>青少年の意見は関係部局と共有し施策に活用するとともに、県民へ発信し、青少年の活躍を地域で応援する機運の向上を図ります。青少年が意見を交換し合ったり、表明したりすることができる事業に取り組みます。</u> （再掲） | 環境生活部 |
| ○ 若者が地域の課題解決を目指して、自由な発想で考え、話し合い、次への活動につなげられるよう、地域づくり、ボランティア、起業、文化等の多様な分野で活躍する若者の交流促進を図ります。 また、若者同士のネットワークづくりの支援に取り組みます。 | 環境生活部 |
| ○ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や、学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を | 環境生活部 |

| | |
|--------|--|
| 提供します。 | |
|--------|--|

イ 若者の情報発信などによる活動参画の促進

【現状と課題】

- ・ 「意識調査」によると、青年は約3割以上が地域活動に「参加したことがない」と回答しており、参加しなかった理由は「どのような行事や活動があるのか知らないから」が最も多くなっています。
- ・ 同調査によると青年の約7割がSNSでコミュニケーションを取っています。
- ・ また、インターネットやメールの利用時間は、3時間以上利用する若者が43%と平成27年調査(32.5%)に比べて、利用時間が増加しています。
- ・ このような青年の生活スタイルやコミュニケーション・ツールの変化を捉えた情報発信の仕方等の工夫が必要です。

【施策の推進方向】

| | |
|--|-------|
| ○ 様々な活動を行っている若者の情報発信や交流機会の提供等により、活動意欲のある若者の活動参加を促進します。 | 環境生活部 |
|--|-------|

(2) 若者の活躍を支援する仕組の充実

ア 若者団体自らが実施する復興や地域づくり等の取組の支援

【現状と課題】

- ・ 「意識調査によると、若者自身が主体的に行うべき活動として、「新しいことを学ぶ機会を持つこと」が最も多く、次いで「地域に役立つことをすること」、「若い人たちと活動すること」との回答が多くなっています。

【施策の推進方向】

| | |
|---|-------|
| ○ 復興や地域づくり等に関し、若者が活躍し、自己実現を果たすことができる社会となるよう、若者団体が実施する地域課題の解決や地域の元気創出に資する取組を支援します。 | 環境生活部 |
| ○ 新しいアイデアを創出し、地域をけん引する若者の人材育成や県内学卒者等の地元定着につながるよう若者の活動を支えるキーパーソンによる支援や助言の充実を図りながら、関係団体との連携により分野横断的な支援を強化します。 | 環境生活部 |

イ 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりの支援

【現状と課題】

- ・ 本県には、大学6校、短期大学5校、高等専門学校1校の高等教育機関があります。

- これらの高等教育機関は、それぞれ特色ある教育研究を行っているほか、各機関の特色を生かした連携も進められており、相互の機能を補完・拡充するための取組等を更に充実していく必要があります。
- また、岩手県の人口の社会減は、18歳の進学・就職期と22歳前後の就職期における若者の転出が顕著になっていることから、関係機関が連携し、地域社会に貢献する意欲のある人材が、岩手で活躍できるよう、地元定着につながる取組を一層促進する必要があります。

【施策の推進方向】

| | |
|--|------------------|
| ○ 県内高校から県内大学等への進学機運を高めるため、県内大学と連携した「高大連携講座」(※1)の拡充など、県内高校生に対する県内大学の魅力紹介などの取組を推進します。 | ふるさと振興部政策 地域部 |
| ○ 県内大学生等の卒業後の地元定着を高めるため、産学官連携により地元企業の魅力を伝えるとともに、インターンシップの取組強化や県内企業と大学生等との交流機会の創出等により地元定着の意識を醸成します。 | ふるさと振興部政策 地域部 |

※1) 高大連携講座：大学等が主催し、高校生を対象に授業科目の公開や公開講座を開設するもの。岩手県においては、いわて高等教育コンソーシアム（構成校：岩手大学、岩手県立大学、富士大学、盛岡大学、放送大学岩手学習センター、一関高等専門学校）と岩手県教育委員会とが高大連携に関する協定書を締結し、実施。

ウ 若者の起業支援

【現状と課題】

- 本県の開業率は廃業率を下回っており、また、人口減少が進む中、新たな人の流れを生み出すため、若者を始めとする起業者や後継者の育成による経営人材の確保が必要となっています。

【施策の推進方向】

| | |
|---|---------|
| ○ 若者の起業マインドの醸成や、 後継者の 経営能力の向上を図るための取組を大学や商工指導団体等と連携して行います。 | 商工労働観光部 |
| ○ 県、市町村、金融機関、大学、研究機関等で構成する「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」の設置、岩手イノベーションベースや県出身IT経営者との連携により、起業のステージやパターンに適したプログラムの提供等を通して起業・スタートアップ支援を強化します。 | 商工労働観光部 |
| ○ 創業支援の取組を促進するため「産業競争力強化法」に基づく市町村の取組や、産業支援機構等で組織する「いわて起業家サポーターリングネットワーク会議」(※1)の活動等を通じ、支援体制を強化します。 | |

※1) ~~いわて起業家サポーターリングネットワーク会議：県内の起業を目指す者に対し、総合的かつ効率的な起業支援を行うことを目的として、創業支援を行っている産業支援機関等相互の情報共有を図るとともに、支援事業の連携を図るため、平成17年度（2005年度）から開催している連絡会議。~~

コラム5：青少年や若者の活動拠点

◇ 青少年活動交流センター

青少年活動交流センターは、主体的に行動する青少年を育成・支援するための拠点施設として、いわて県民情報交流センター(アイーナ)の6階に平成 18 年(2006 年)にオープンしました。「活動支援」「交流促進」「情報提供」「相談」の4つを主な業務内容として、月曜から日曜まで毎日開館しています。

| | | |
|------|------------------|--|
| 活動支援 | 青少年活動サポート事業 | 家庭の教育力向上のための「いわて親子・家庭フォーラム」の開催、インターネット・スマートフォン等の正しい利用について「情報メディア出前講座」などを実施 |
| 交流促進 | 青少年による社会参加活動促進事業 | 岩手の復興や地域づくりを担おうとする意欲ある人材育成を目的とした「いわて希望塾」の実施 |
| 情報提供 | 青少年活動情報発信事業 | 青少年ボランティアネットワークの構築(青少年ボランティアの登録)、関係図書や先進的事例の収集、ホームページによる情報発信 |
| 相談 | 青少年活動等相談事業 | 青少年の悩みや青少年活動に関する相談対応 「青少年なやみ相談室」 電話：019-606-1722 メール：nayami@aiina.jp |



◇ いわて若者カフェと若者交流ポータルサイト(コネクサス)

若者カフェは、若者同士の交流を促進し、若者の主体的な活動を発信する場として平成 29 年(2017 年)に岩手県公会堂地下にオープンしました。カフェでは、若者の活躍を応援する様々な分野のプロであるカフェマスターと若者のミーティングやワークショップなどを開催しています。カフェ内のイベントスペースや交流スペースも利用できます。

また、若者カフェのオープンよりも前に、若者団体のインターネット上の発信拠点・交流の場として「いわて若者交流ポータルサイト(コネクサス)」を 2015 年から運営しています。

【若者カフェの事業内容等】

| | |
|--------------------|--|
| カフェマスターと若者とのミーティング | まちづくり、芸術文化、起業、ICT等のプロであるカフェマスターと若者のミーティング |
| カフェミーティング | 課題出しから解決までを自身で創造するワークショップ。県内各地で出張開催もしています。 |
| わいわいトーク | カフェから発信する様々な分野で活躍する若者ゲストのトークを生放送で発信 |
| 利用スペース | イベントスペース、交流スペース、情報発信スペース ※利用にはコネクサスで団体登録が必要です |

コネクサス公式
キャラクター
「コネック」さん



※県内に住んでいるか県出身の 40 歳未満の若者が 2 名以上で構成されている団体で、メンバーの半数以上が若者であれば登録できるクサッ。団体の運営に関する規則や名簿、団体の所定のプロフィールをサイト上で公開する必要もあるクサッ。

第4章 推進体制の整備

青少年の健全育成は、県民の皆さん一人ひとりの願い、行動が結集して、地域全体で取り組んでいくことが重要です。

これまで、各地域において、様々な団体が、様々な形で取り組んできた健全育成活動を、より実のあるものとするために、関係者の方々の連携・協力を深めていく必要があります。また、県も、関係機関との連携を密にして、総合的かつ効果的な青少年の健全育成に取り組んでいきます。

1 推進体制

青少年の健全育成は、教育、福祉、警察など様々な部門が関わっており、多くの組織において取り組まれています。

このため、関係機関の連携を密にして、総合的かつ効果的な青少年の健全育成に取り組んでいきます。

(1) 青少年の健全育成に関する総合調整

青少年の健全育成に一体的に取り組んでいくためには、様々な組織が担当している青少年の育成に関する情報を集約し、県民が情報収集や相談をする際に、適切に対応できる総合調整を担う部門、いわば「総合窓口」が必要です。

このため、若者女性協働推進室と青少年活動交流センターが、その役割を担い、県民への迅速な情報提供や関係部局との調整を図ります。

また、市町村においても同様に、一体的な取組が円滑に進むよう、「この部署に行けば、青少年に関することがわかる」という「窓口」を設定するなどの対応を期待します。

(2) 県関係部局の連携強化

知事部局、教育委員会及び警察本部との連携を一層密にし、各分野にわたる青少年施策の総合的・効果的な実施を推進するため、企画・調整機能の充実強化を図ります。

(3) 市町村、国との連携強化

市町村も青少年の健全育成に取り組む活動主体であり、また、住民の身近にあって住民に直結する施策を実施していることから、地域活動の企画・運営や活動団体への支援など、プラン推進に当たっての重要な役割を担っています。

このため、市町村においてもプランの取組に呼応した施策の展開が期待されます。

県においても、市町村が青少年施策を円滑に実施できるよう、青少年施策に関する情報を交換・共有するとともに、必要に応じて調整等の支援を行うなど、緊密な連携による青少年施策の効果的な推進に努めます。

また、国においても関係機関において青少年健全育成にかかわる業務を行っていることから、少年鑑別所、少年院、保護観察所、家庭裁判所等と一層の連携を深め、事業を協働して行うなど、効果的な施策の推進を図ります。

(4) 民間団体活動の連携及びネットワークの構築

県内には、(公社)岩手県青少年育成県民会議をはじめ、青少年の健全育成に携わる多くの民間団体があり、重要な役割を担っています。

このため、青少年活動交流センターを核として、これらの団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携の強化に努めます。

特に、(公社)岩手県青少年育成県民会議は、平成24年に公益社団法人へ移行したことにより担うべき役割も強まっています。組織の役割を明確化し、自立性と専門性を強化しながら、困難を抱える青少年への支援など今日的な課題に対応するための県の重要なパートナーとして支援していきます。

また、青少年の健全育成は、県民の皆さんの参画・協力のもとで県民運動として進めることが重要なことから、(公社)岩手県青少年育成県民会議が中心となって、「毎月第3日曜日は『いわて家庭の日』運動」「青少年の非行・被害防止県民運動」などの取組を進めていきます。

(5) 困難を抱える青少年を支援する体制の構築

子ども・若者育成支援推進法では、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援を行うため、地方公共団体は「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保と、支援関係機関・団体に構成される「子ども・若者支援地域協議会」の設置に努めることとされています。

本県では、困難を抱える青少年の課題に適切に対応するため、平成28年12月に「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」を設置したことから、ネットワーク会議を中心として青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施していきます。

2 プランの進行管理等

プランが具体的かつ効果的に実行されるよう、次のことに取り組みます。

(1) 指標の管理

プランの進み具合を示す「指標」について、毎年度、その目標管理を行います。

(2) 施策・事業の把握

プランの取組方向に対応した施策・事業を、毎年度把握し、その効果を検証しながら、より効果的な施策・事業を実施します。

(3) 取組事例の収集・提供

(公社)岩手県青少年育成県民会議と協働して、地域における連携体制やプランの取組方向に応じた実際の活動事例等を収集し、関係機関・団体に提供します。

(4) 実態調査の実施

定期的に、青少年や保護者の意識等に関する実態調査を実施し、プランの成果を検証するとともに、課題に応じたより効果的な施策・事業を実施します。

(5) 有識者等の意見の反映

指標や施策の進捗状況については、知事の諮問機関である岩手県青少年問題協議会に毎年度報告し、専門的な意見や提言をいただきながら、プランの推進を図ります。

主要指標一覧

| 重点目標 | 中項目 | 小項目 | 指標名 | 単位 | 実績 2021 | 目標値 | | |
|--|-------------------------------------|--|------------------------------|-------------------|------------|--------|--------|-----|
| | | | | | | 2023 | 2024 | |
| 1 個性 や主体性 を発揮して 自立した活動が できる環境 づくり | (1)豊かな 人間性と社会性 「健康やかな体 の育成 | ア 親子の触れ 合いの充実 | 自己肯定感を持つ児童生徒の割合 | | | | | |
| | | | (小学生) | % | 76.4 | 78.0 | 78.0 | |
| | | | (中学生) | % | 76.2 | 78.5 | 78.5 | |
| | | イ 道徳教育の 充実 | 多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合 | | | | | |
| | | | (小学生) | % | = | 77.0 | 78.0 | |
| | | | (中学生) | % | = | 81.0 | 82.0 | |
| | | ウ 環境学習の 充実 | 環境学習交流センター利用者数 | 人 | 33,258 | 41,000 | 41,000 | |
| | | | エ 食育の推進 | 食育普及啓発行事の参加者数【累計】 | 人 | 273 | 340 | 680 |
| | | | | 朝食を毎日食べる児童生徒の割合 | | | | |
| | | オ 体育・ス ポーツの充実 | (小学生) | % | 96.6 | 97.0 | 97.0 | |
| | | | (中学生) | % | 89.2 | 90.0 | 91.0 | |
| | | | 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 | % | 86.0 | 89.0 | 89.0 | |
| | キ 読書活動の 推進 | 毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合 | | | | | | |
| | | (小学生) | % | 84.7 | 85.0 | 85.0 | | |
| | | (中学生) | % | 84.6 | 85.0 | 85.0 | | |
| | ク 文化芸術活 動の推進 | 読書が楽しいと感じる児童生徒の割合 | | | | | | |
| | | (小学生) | % | 89.0 | 90.0 | 90.0 | | |
| | | (中学生) | % | 85.0 | 85.0 | 85.0 | | |
| | ク 文化芸術活 動の推進 | (高校生) | % | 84.0 | 85.0 | 85.0 | | |
| | | 子どものための芸術家派遣事業公演数【累計】 | 件 | 57 | 62 | 126 | | |
| | | 生涯学習情報提供システム(データベース)利用件数 | 件 | 4,166 | 4,550 | 4,750 | | |
| (2)生涯を 通じて学び 続ける力の 育成 | 総合的な生涯学習の推進 | | | | | | | |
| | ウ 個性を伸ばし主体的に学ぶ力を育てる教育の推進 | 私立高等学校における特色ある教育活動の実施率 | % | 56.4 | 65.0 | 67.5 | | |
| | エ 魅力ある社会教育の推進 | 自分の住む地域や社会をよくするために何をするべきかを考えたことがある高校2年生の割合 | % | 50 | 75 | 75 | | |
| (3)若者の 職業的自 立、就労等 支援 | イ 職業能力・意欲の習得 | 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数 | 人 | 107 | 130 | 140 | | |
| | イ 就労等支援の充実 | 将来希望する職業(仕事)について考えている高校2年生の割合 | % | 48 | 50 | 52 | | |
| | | 大卒者3年以内の離職率 | % | 37.0 | 31.0 | 31.0 | | |
| (4)社会参 画の機会 の拡大 | ア ボランティア活動、地域活動等の促進 | 正社員就職・正社員転換数 | 人 | 29,267 | 12,000 | 12,000 | | |
| | | 青少年ボランティア活動者数【累計】 | 人 | 470 | 500 | 1,000 | | |
| | ウ 男女共同参画の普及、啓発 | 「わたしの主張」応募総数【累計】 | 人 | 3,807 | 4,000 | 8,000 | | |
| | | デートDV出前講座受講者数【累計】 | 人 | 1,772 | 1,800 | 3,600 | | |

| 重点目標 | 中項目 | 小項目 | 指標名 | 単位 | 実績 | 目標値 | |
|---------------------------------------|----------------------------|------------------------------|----------------------------------|--|-------|-------|-------|
| | | | | | 2021 | 2023 | 2024 |
| 1 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくり | (5)困難を抱える子供・若者とその家族への支援 | ア ニートやひきこもりなど困難を抱える子供・若者への対応 | 若年無業者等「交流・活動支援（ステップアップ）参加者数【累計】 | 人 | 468 | 580 | 1,160 |
| | | イ 学校不適應への対応 | いじめはいけないと思う児童生徒の割合 | % | / | / | / |
| | | | (小学生) | % | 97.0 | 100.0 | 100.0 |
| | | | (中学生) | % | 97.4 | 100.0 | 100.0 |
| | | | 学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合 | % | / | / | / |
| | | | (小学生) | % | 87.0 | 88.0 | 89.0 |
| | | | (中学生) | % | 84.0 | 85.0 | 87.0 |
| | | ウ 障がいのある青少年への対応 | 特別支援教育サポーター登録者数 | 人 | 335 | 390 | 420 |
| | | | オ 社会復帰への支援と温かく見守る環境づくり | 犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数【累計】 | 人 | 4,867 | 3,000 |
| | | | | 「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行ったものの割合 | % | 30.8 | 36.8 |
| 2 愛着が持てる地域づくり | (1)地域ぐるみの子育て支援 | ア 子育て支援ネットワークづくり | すこやかメールマガジン登録人数 | 人 | 3,635 | 4,500 | 5,000 |
| | | | 放課後児童クラブの待機児童数(5月時点) | 人 | 142 | 90 | 60 |
| | | イ 親育ちの支援 | 子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数【累計】 | 人 | 136 | 140 | 280 |
| | | | 子育てサポーターを対象とした家庭教育支援に関する研修会参加者数 | 人 | 559 | 615 | 625 |
| | | | 子ども・若者支援セミナー受講者数【累計】 | 人 | 177 | 240 | 480 |
| | | | ウ 地域の教育力の充実 | コミュニティスクールを導入している学校の割合 | % | 19 | 75 |
| | | | 教育振興運動や地域学校協働活動を推進している市町村・地区の割合 | % | 95.7 | 95.7 | 95.7 |
| | | | 社会教育指導員・地域づくり関係者の資質向上を図る研修会の受講者数 | 人 | 107 | 130 | 140 |
| | | | 保護者や地域住民による教育支援活動が行われている学校の割合 | % | / | / | / |
| | | | (小学生) | % | 76.9 | 78.0 | 78.5 |
| | | (中学生) | % | 57.8 | 61.8 | 63.8 | |
| | (2)「ふるさと」を知り「地域」を体験する活動の支援 | ア まつりや地域活動への参加促進 | 自分の住んでいる地域が好きだと思っている児童生徒の割合 | % | / | / | / |
| | | | (小学生) | % | 72.0 | 72 | 73 |
| | | | (中学生) | % | 53.0 | 55 | 57 |
| | | | (高校生) | % | 45.0 | 47 | 49 |
| | | ウ 豊かな体験学習の充実 | 県立社会教育施設で「岩手」をテーマとした講座の受講者数 | 人 | 678 | 1,050 | 1,100 |
| 放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合 | | | % | 67.0 | 75.0 | 80.0 | |

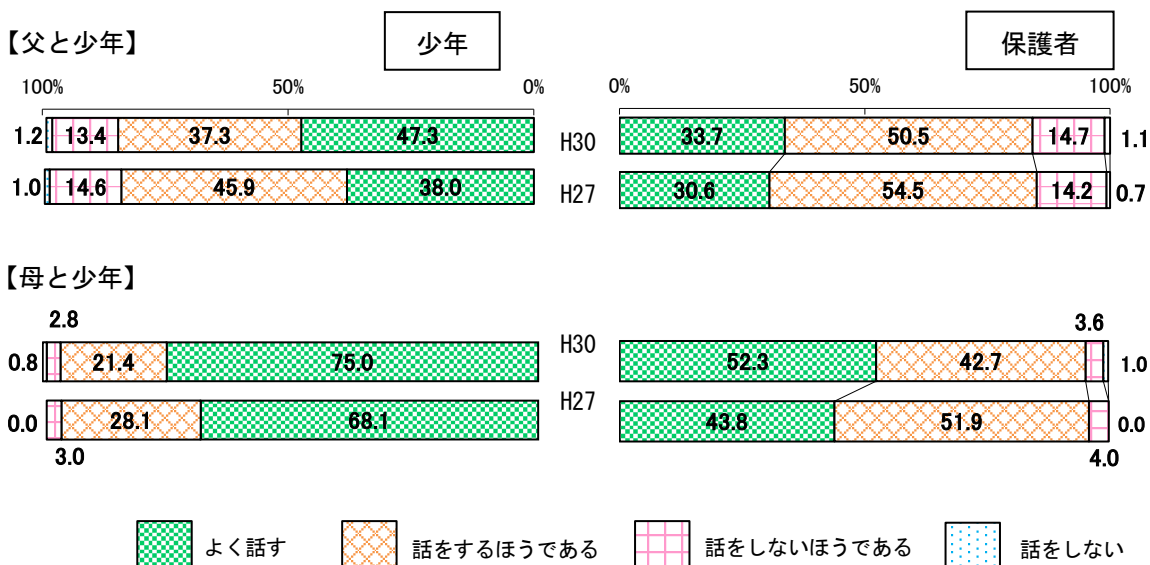
| 重点目標 | 中項目 | 小項目 | 指標名 | 単位 | 実績 2021 | 目標値 | | |
|----------------------|------------------------|----------------------------|--|------------------------------------|------------|--------|--------|-------|
| | | | | | | 2023 | 2024 | |
| 2 愛着が持てる地域づくり | (3)「世代間・地域間」等の多様な交流の促進 | ウ 国際理解・国際協力の推進 | いわてグローバル人材育成推進協議会の支援制度を利用して海外留学した学生数【累計】 | 人 | = | 5 | 10 | |
| | | (4)ワークライフバランスの推進 | ア ワークライフバランスの推進 | いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数 | 事業者 | 75 | 245 | 335 |
| | (5)「青少年団体活動」の支援 | イ 青少年活動交流センターの充実 | いわて働き方改革推進運動参加事業者数 | 事業者 | 680 | 945 | 1,080 | |
| | | | 「いわて子育て応援の店」協賛店舗数 | 店舗 | 2,225 | 2,500 | 2,600 | |
| | | | 青少年活動交流センター利用者数 | 人 | 8,842 | 12,500 | 16,000 | |
| 3 青少年を事件・事故から守る環境づくり | (1)「青少年の居場所づくり」の推進 | イ 自由に集える居場所づくり | 子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む市町村数 | 市町村 | 24 | 26 | 28 | |
| | | (2)「安全・安心」な地域社会づくりの推進 | イ 見守り活動の推進 | 青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数【累計】 | 人 | 596 | 550 | 1,100 |
| | ウ 児童虐待の防止 | | 地域住民による見守り活動が行われている学校の割合 | % | 81.8 | 85.0 | 85.0 | |
| | | | 市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数 | 市町村 | 30.0 | 31 | 32 | |
| | | | 交通安全の充実 | 交通事故死傷者数 ※ 低減させる指標 | 人 | 1,865 | 1,770 | 1,710 |
| | | | オ 被害者支援の充実 | 犯罪被害者等に係る理解促進のための講演会等の参加者数【累計】【再掲】 | 人 | 4,867 | 3,000 | 6,000 |
| | (3)「非行防止活動」の推進 | ア 非行防止活動の充実 | 「はまなすサポートセンター」相談窓口の新規相談者数のうち、県広報により窓口を認知し相談を行ったものの割合【再掲】 | % | 30.8 | 36.8 | 39.8 | |
| | | | 犯罪少年の再犯者率 | % | 23 | 20.0 | 20.0 | |
| | | | ウ 薬物乱用防止活動の推進 | 喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合 | % | 89.9 | 100.0 | 100.0 |
| | (4)子供・若者を取り巻く優雅環境等への対応 | イ インターネット・スマートフォン等への対応 | 青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数【累計】 | 人 | 307 | 310 | 620 | |
| | | | スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合 | % | / | / | / | |
| | | | (小学生) | % | = | 100.0 | 100.0 | |
| | | | (中学生) | % | = | 100.0 | 100.0 | |
| (高校生) | % | = | 100.0 | 100.0 | | | | |
| 4 若者が活躍できる環境づくり | (1)若者間のネットワーク構築の促進 | ア 若者間の交流とネットワークづくりの促進 | いわて若者交流ポータルサイト新規登録団体数 | 団体 | = | 4 | 4 | |
| | | イ 若者の情報発信などによる活動参画の促進 | いわて若者交流ポータルサイトアクセス数 | 回 | 61,827 | 69,000 | 72,500 | |
| | (2)若者の活躍を支援する仕組の充実 | ア 若者自らが実施する復興や地域づくり等の取組の支援 | 若者活躍支援イベント参加者の満足度割合 | % | 83 | 83 | 83 | |
| | | | 若者関連文化イベントの参画団体数(団体)【累計】 | 団体 | 31 | 31 | 62 | |
| | | イ 高等教育機関と連携した地域づくり・人づくりの支援 | 高大連携ウインター・セッションへの参加者数 | 人 | = | 700 | 710 | |

参考指標

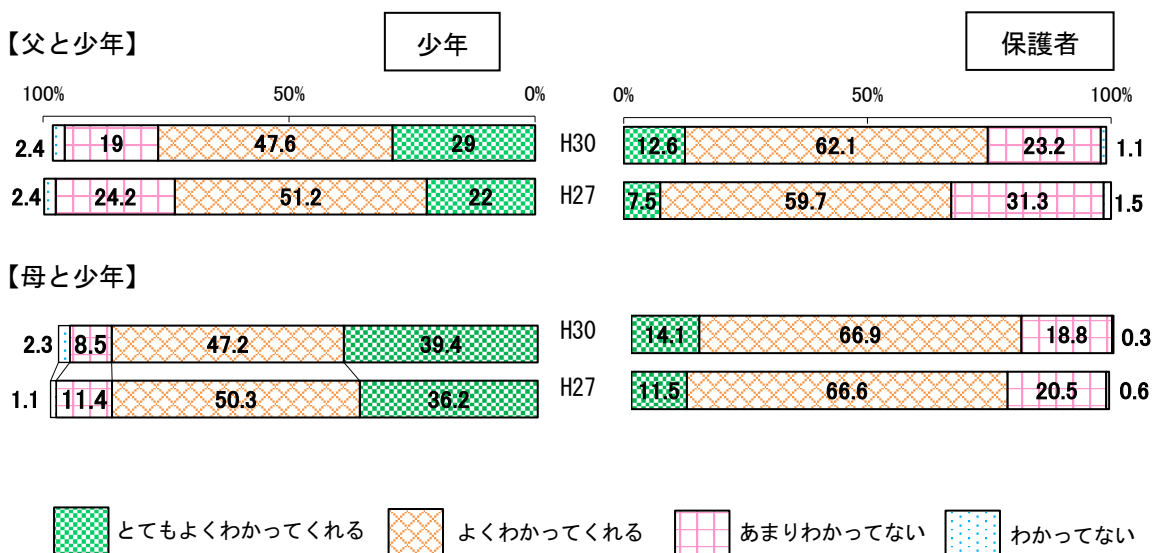
| 重点目標 | 中項目 | 小項目 | 指標名 | 単位 | 実績 2021 |
|------------------------------|-----------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------------|------------|
| 1 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくり | (3)若者の職業的自立、就労等支援 | イ 就労等支援の充実 | 「いわてアグリフロンティアスクール」の修了生数【累計】 | 人 | 484 |
| | | | 「いわて林業アカデミー」の修了生数【累計】 | 人 | 81 |
| | | | 「いわて水産アカデミー」の修了生数【累計】 | 人 | 20 |
| | | | 離職者を対象とした職業訓練の受講者の就職率 | % | 80.7 |
| | | | 障がい者委託訓練の修了者の就職率 | % | 73.7 |
| | (4)社会参画の機会の拡大 | イ 青少年の声を反映する機会の拡大 | いわて希望塾参加者数【累計】 | 人 | 176 |
| | | | 「わたしの主張」大会発表者数【累計】 | 人 | 536 |
| | (5)困難を抱える青少年とその家族への支援 | エ 消費者教育等の充実 | 消費者教育関連セミナー受講者数【累計】 | 人 | 6,302 |
| | | | ア ニートやひきこもりなど困難を抱える子ども・若者への対応 | ニート等の自立に関する相談件数【累計】 | 件 |
| | | | 自殺者数（10万人当たり） | 人 | 16.2 |
| | | イ 学校不適應への対応 | 不登校児童生徒数 | 人 | 2,270 |
| | | | いじめの校種別認知件数 | 件 | 8,039 |
| 2 愛着が持てる地域づくり | (1)地域ぐるみの子育て支援 | イ 親育ちの支援 | いわて親子家庭フォーラム参加者数【累計】 | 人 | 15,550 |
| | | | 家庭の教育力が低下していると思う保護者の割合 | % | 49.8 |
| | (2)「ふるさと」を知り、「地域」を体験する活動の支援 | ア まつりや行事、地域活動への参加促進 | 町内会などの地域活動に参加したことのある青年の割合 | % | 21.4 |
| | | ウ 豊かな体験学習の充実 | 景観学習実施学校数（校）【累計】 | 校 | 19 |
| | (3)「世代間・地域間」等の多様な交流の促進 | イ 交流体験活動の充実 | いわて希望塾参加者数【累計】【再掲】 | 人 | 176 |
| | | | グローバルキャリアフェアの参加者数【累計】 | 人 | 91 |
| | (4)ワーク・ライフ・バランスの推進 | ア ワークライフバランスの推進 | 総実労働時間（年間） | 時間 | 1,761.6 |
| | | | 年次有給休暇の取得率 | % | 58.6 |
| | | | 共働き世帯の男性の家事時間割合（週平均） | % | 39.2 |
| | (5)「青少年団体活動」の支援 | ア リーダー・指導者育成 | いわて希望塾参加者数【累計】【再掲】 | 人 | 176 |
| 3 青少年を事件・事故から守る環境づくり | (3)非行防止活動の推進 | ア 非行防止活動の推進 | 少年（20歳未満）の再犯者率 | % | 23.0 |
| 4 若者が活躍できる環境づくり | (2)若者の活躍を支援する仕組の充実 | ウ 若者の起業支援 | 商工指導団体による創業指導回数【累計】 | 回 | 995 |
| | | | いわて起業家育成資金の貸付件数【累計】 | 件 | 192 |

1 平成30年度岩手県青少年の健全育成に係る意識調査の概要

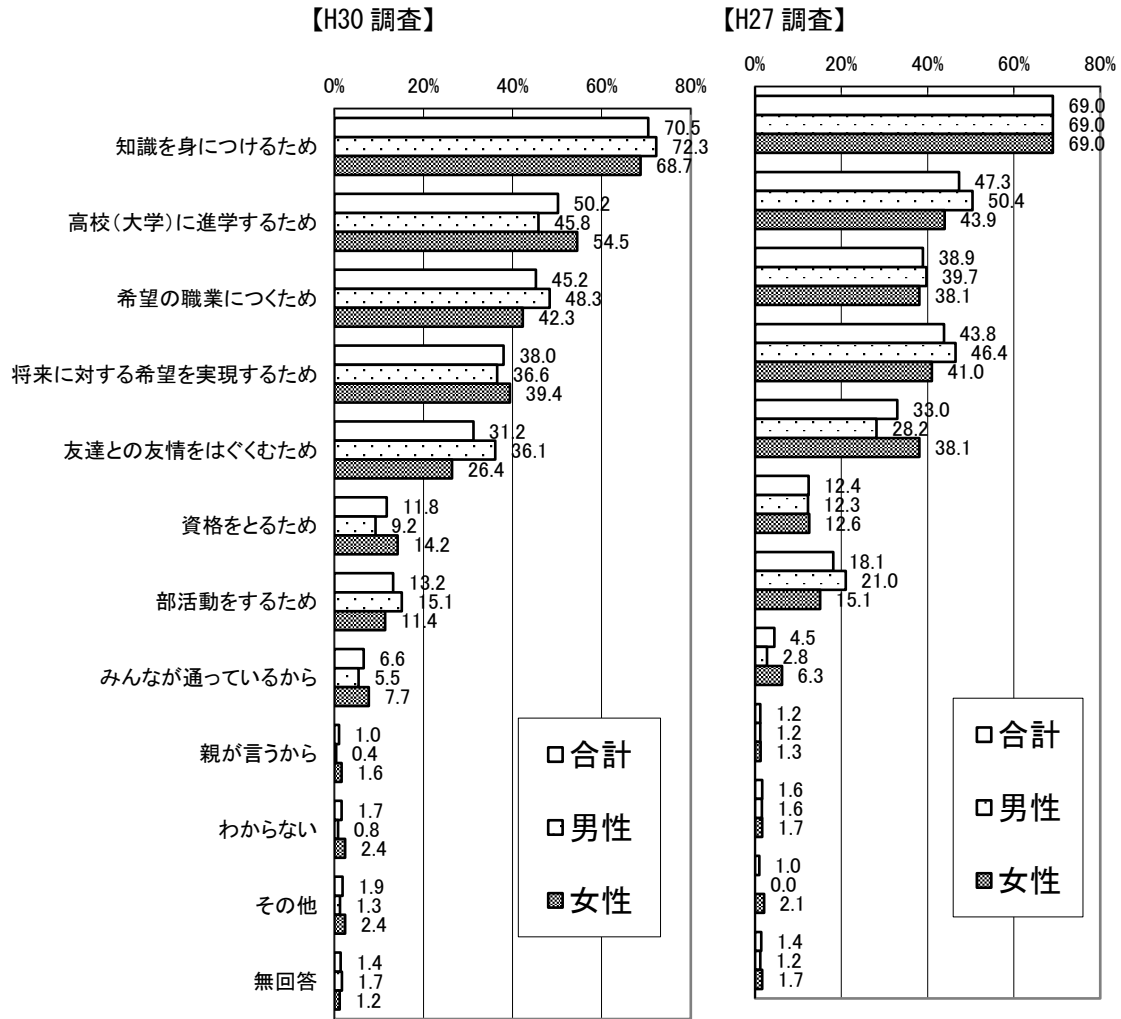
・親子の会話（少年）



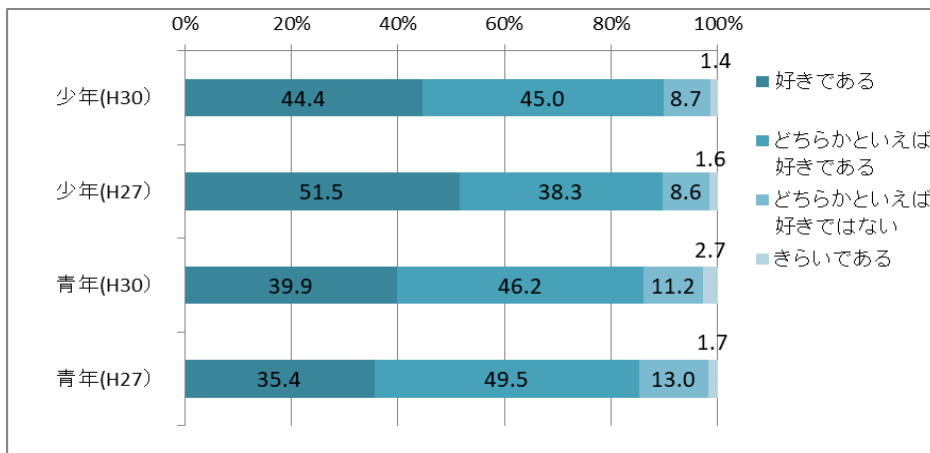
・親子の相互理解（少年）



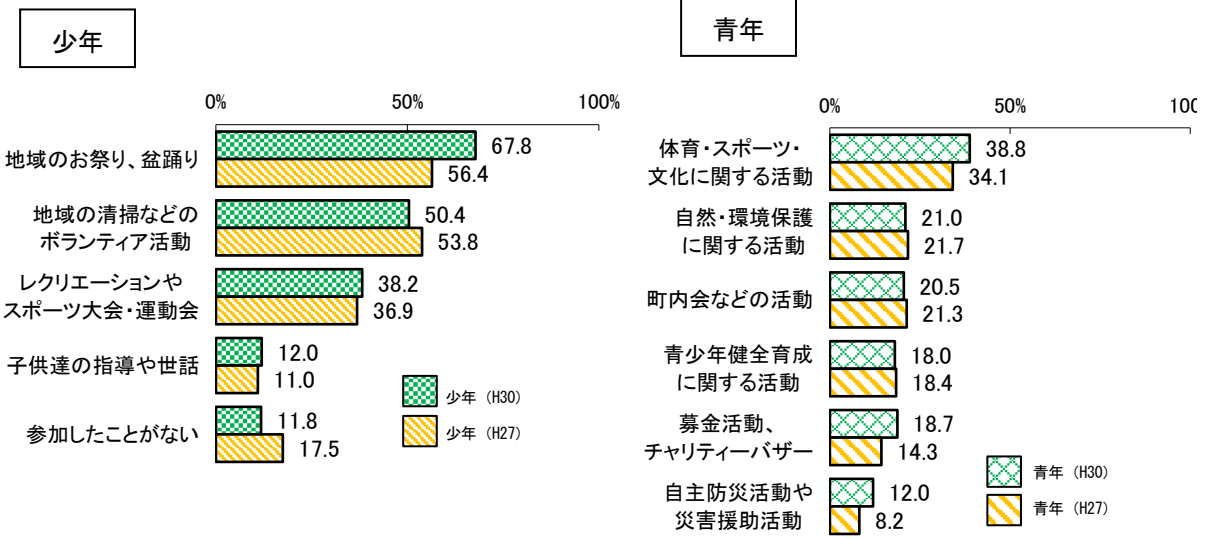
・ 学校で学ぶ目的（少年）



・ 住んでいる地域への愛着（少年・青年）（第1章再掲）

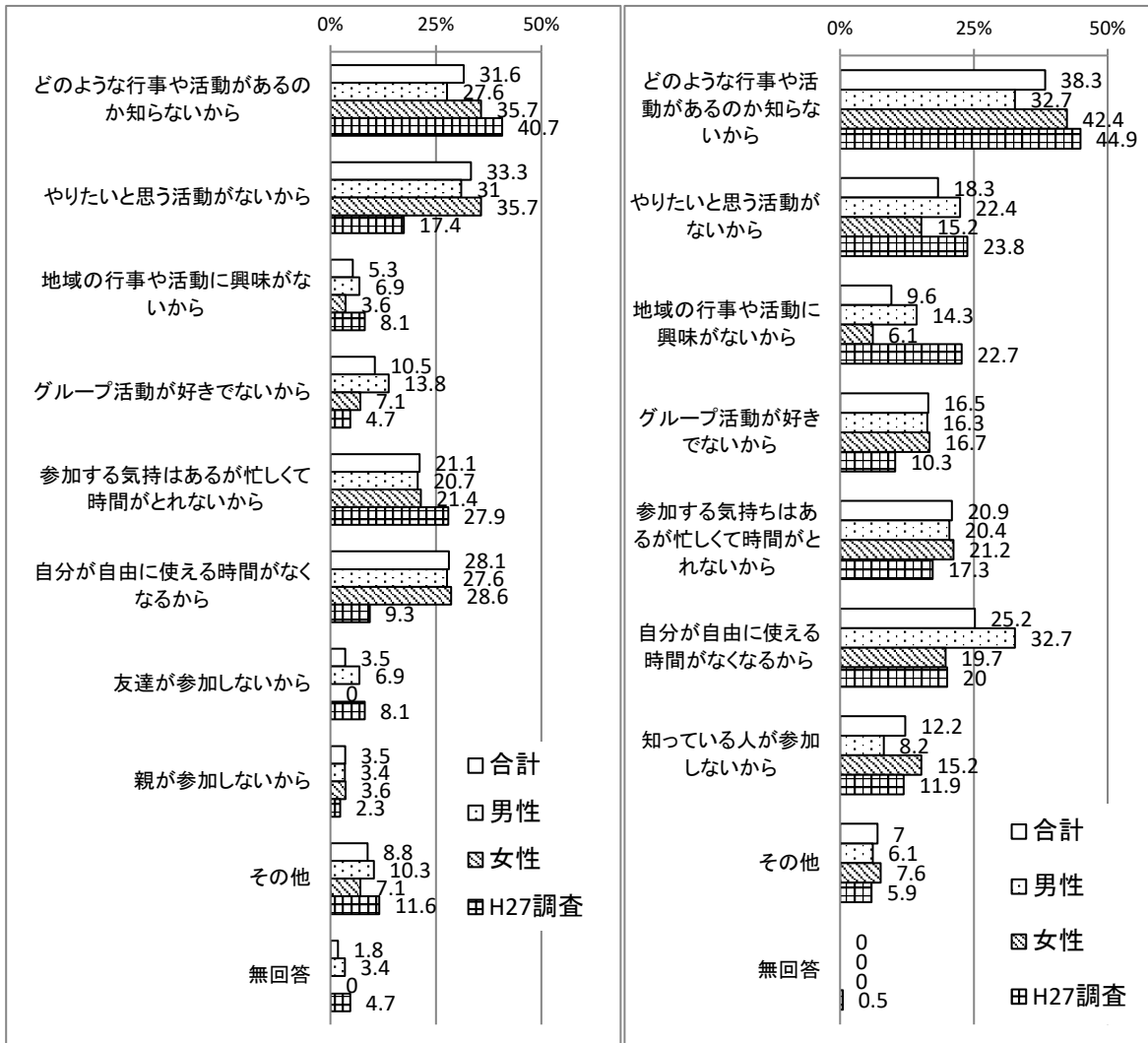


・地域活動への参加（少年・青年）



・地域活動に参加しない理由（少年・青年）

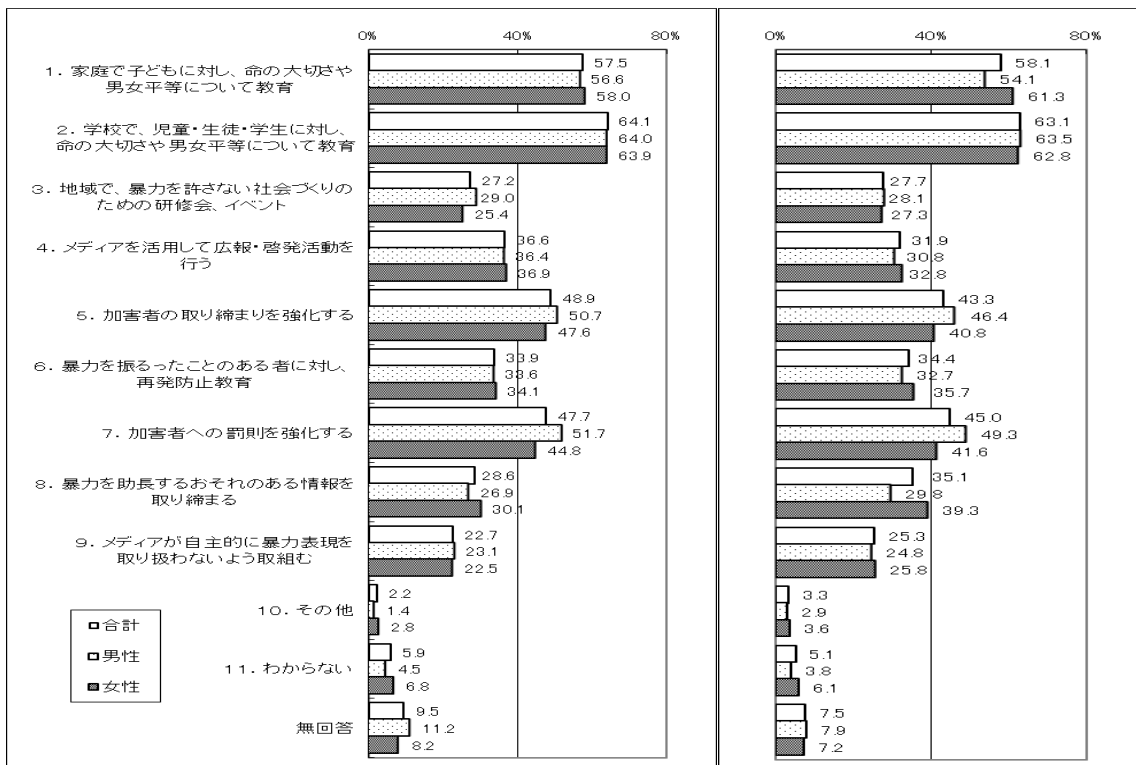




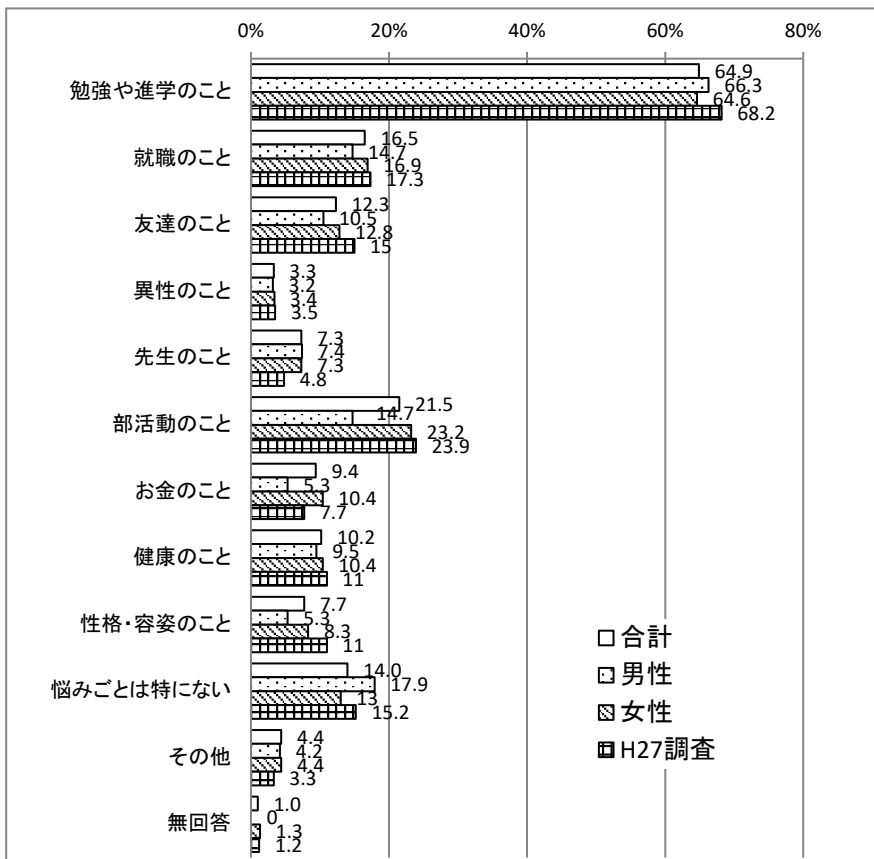
・女性に対する暴力を無くするために必要なこと（男女意識調査）

【H30 調査】

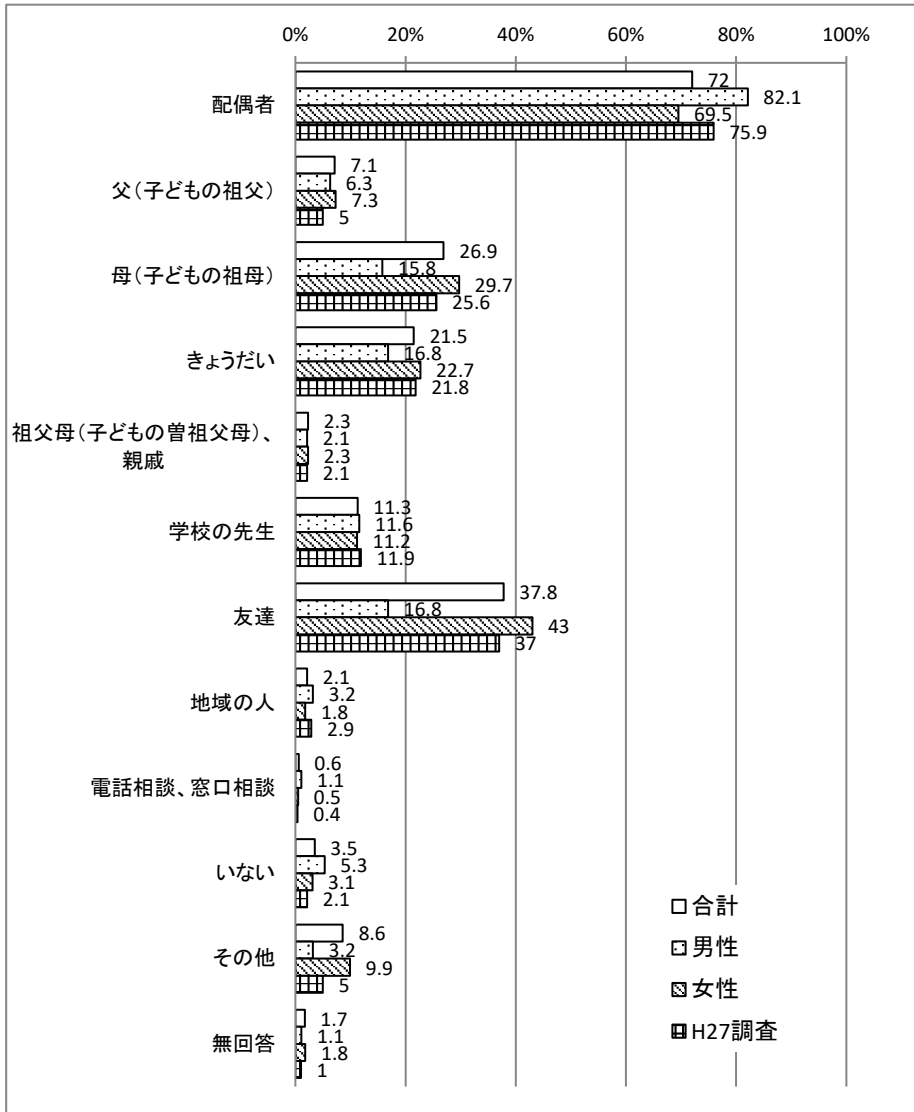
【H27 調査】



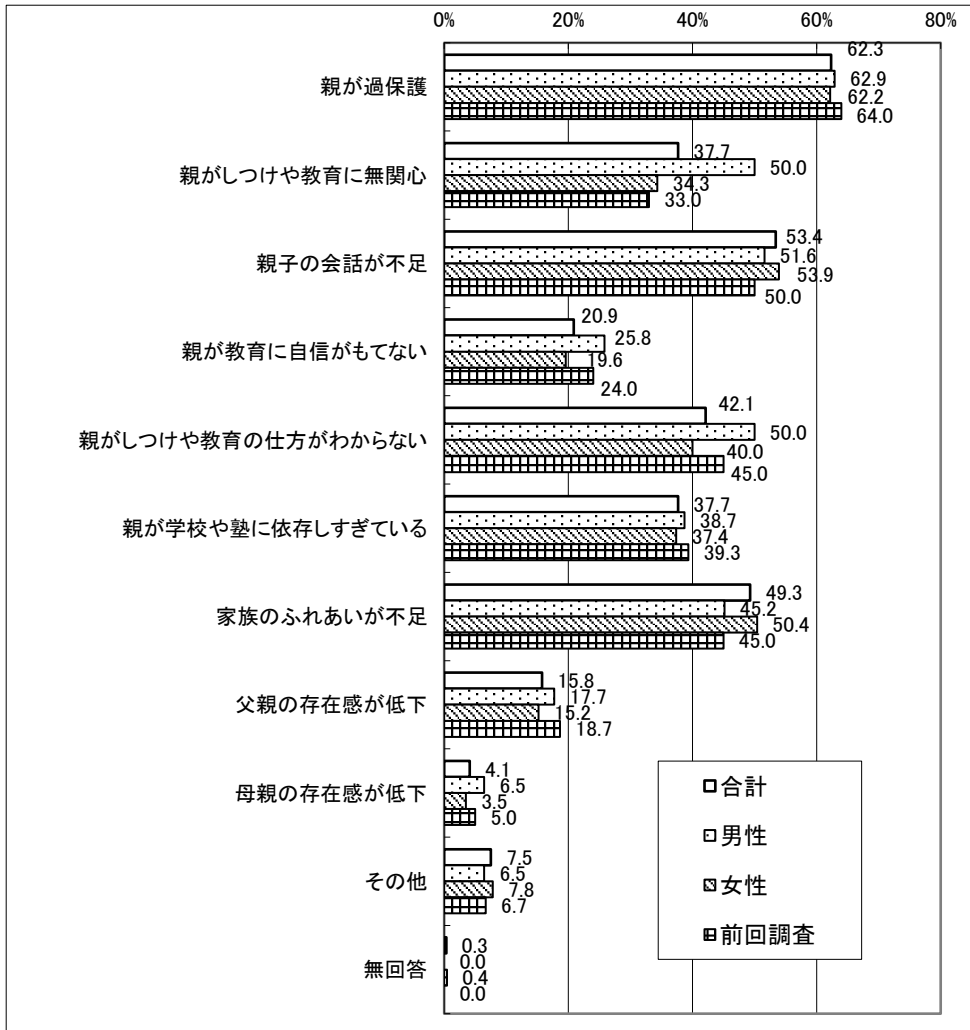
・ 子供に関する保護者の悩み



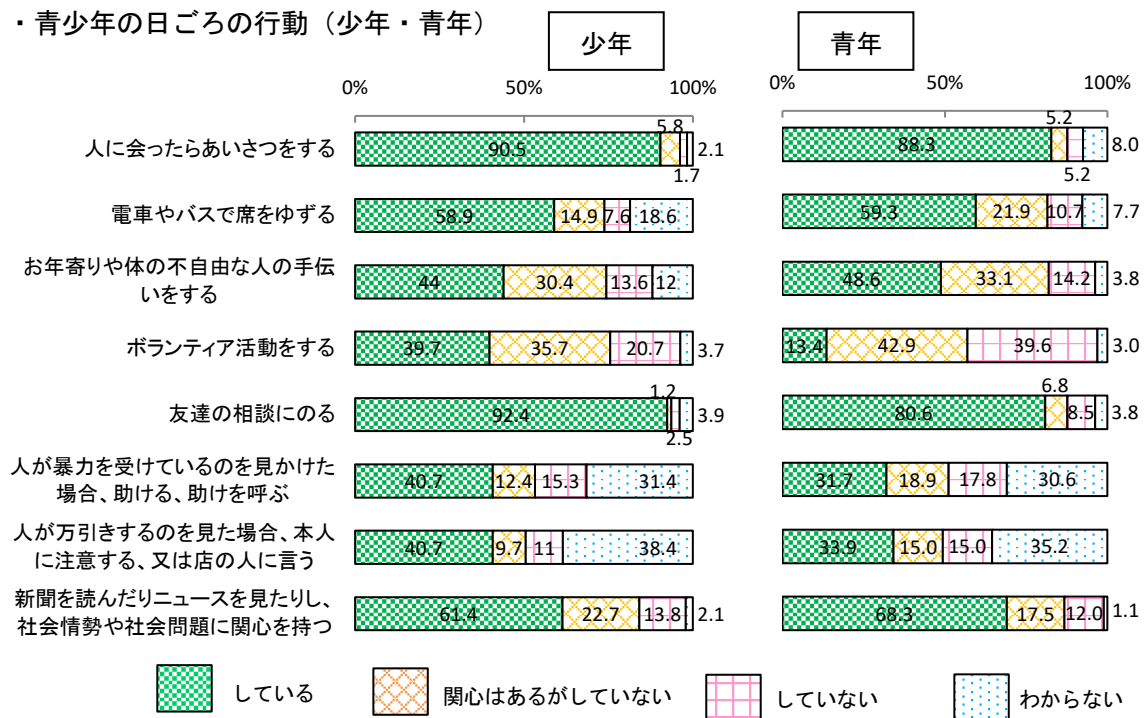
・ 子育ての悩みの相談相手



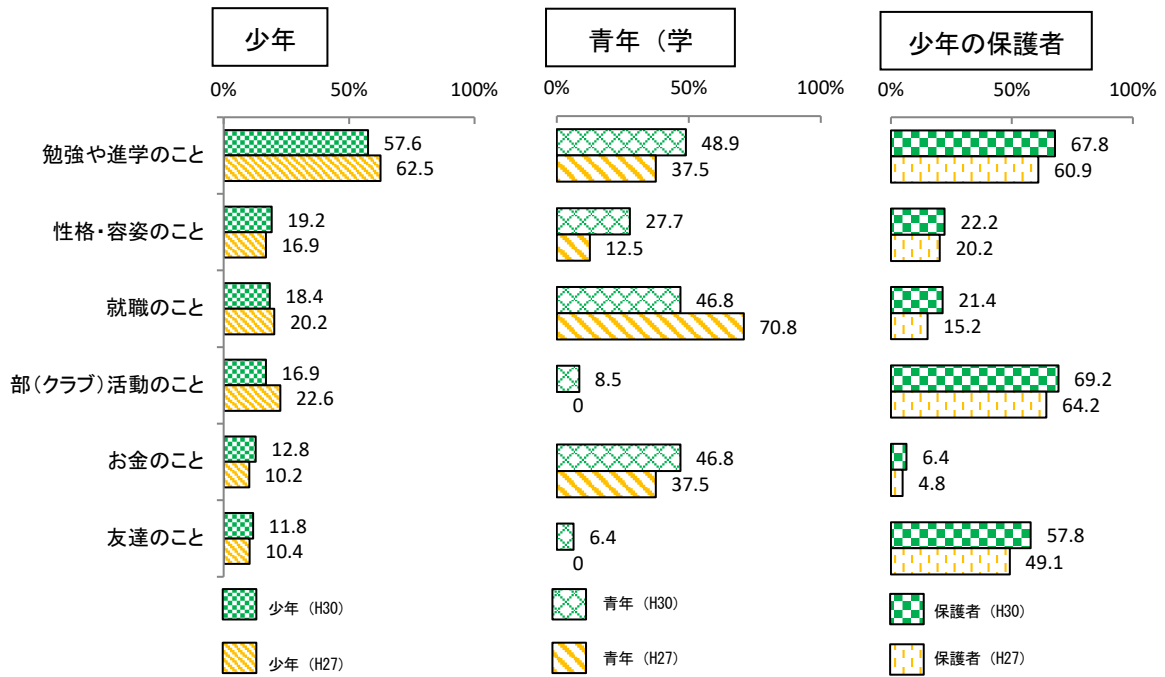
・ 家庭の教育力が低下している理由（保護者）



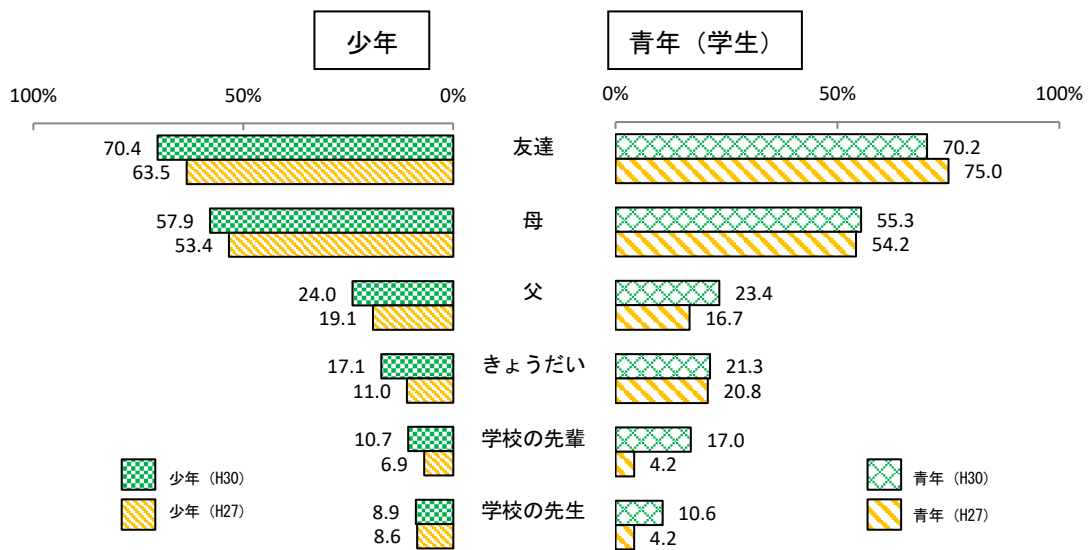
・ 青少年の日ごろの行動 (少年・青年)



・ 青少年の悩み

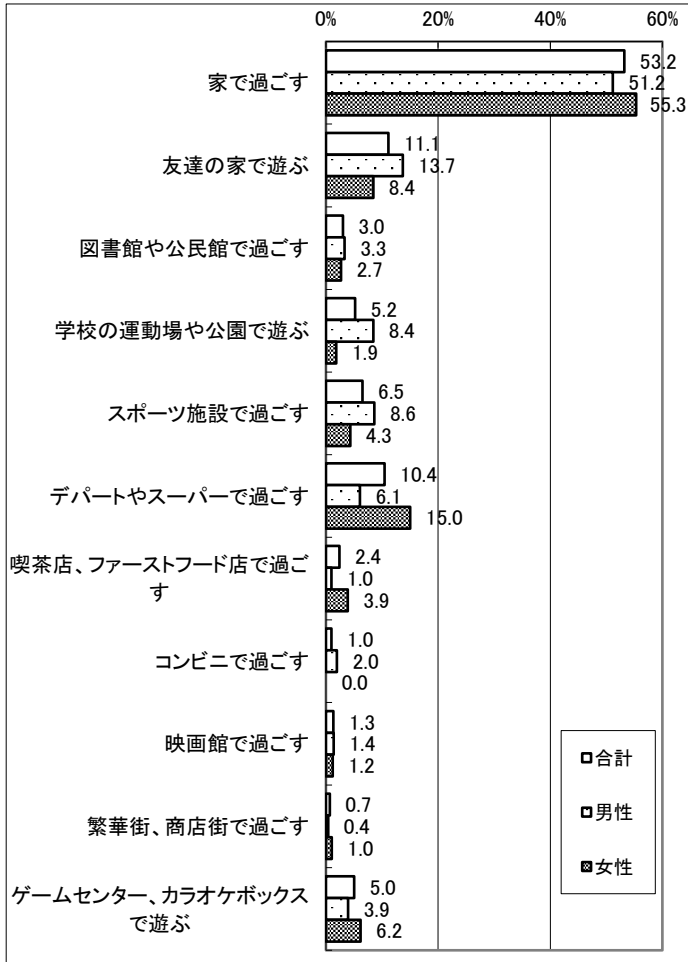


・ 悩みごとの相談相手

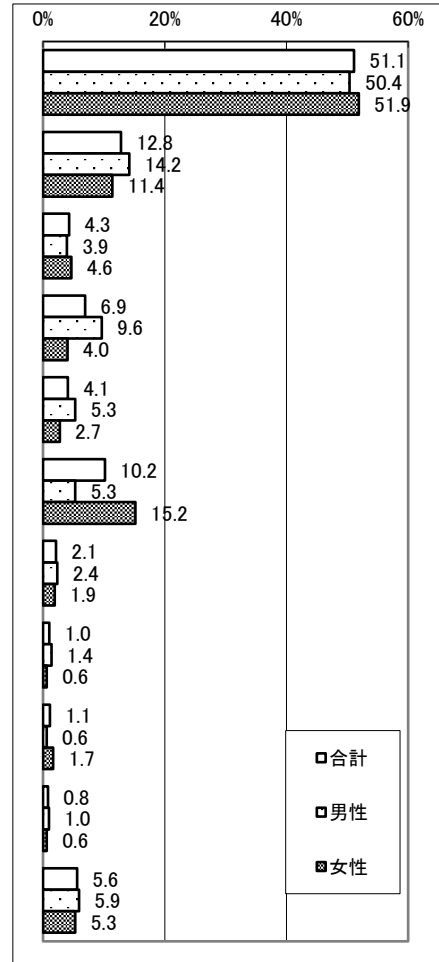


・ 生活時間の使い方 (少年)

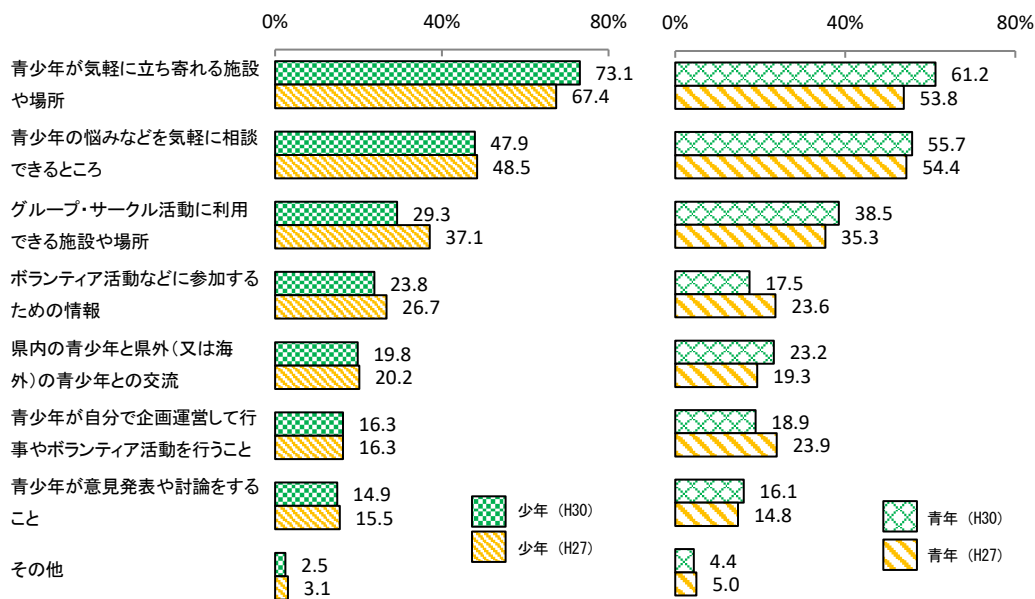
【H30 調査】



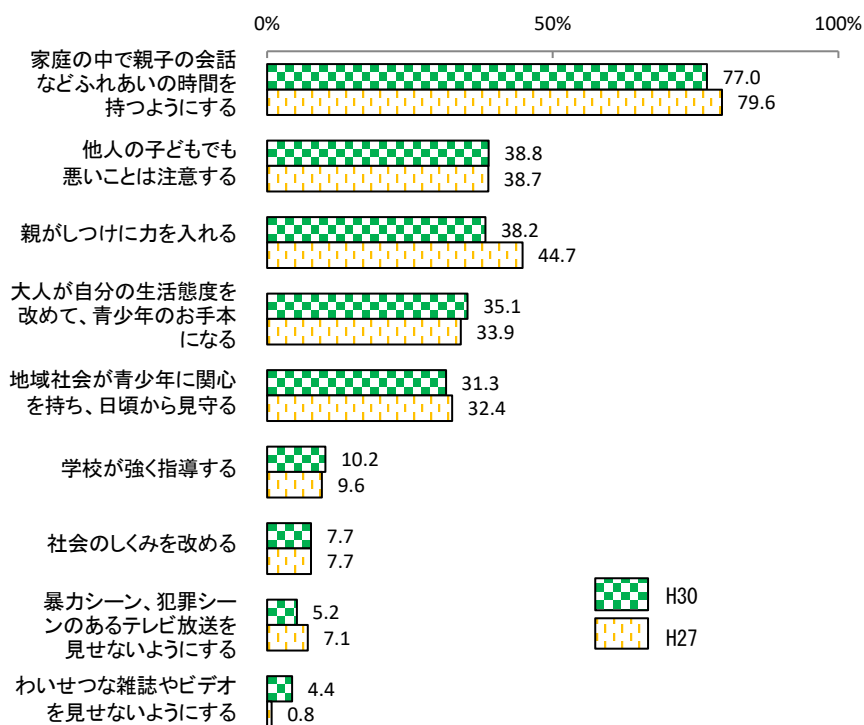
【H27 調査】



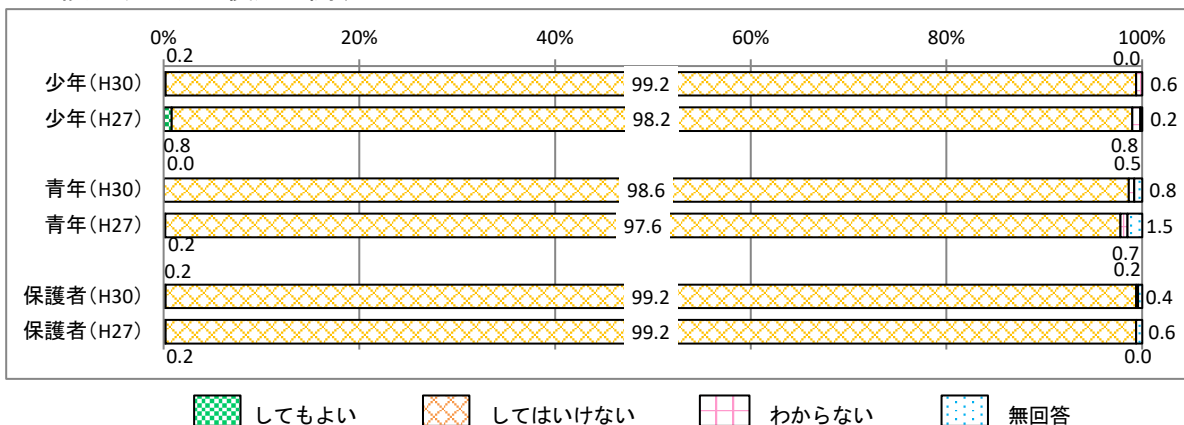
・ 青少年に必要なもの（少年・青年）



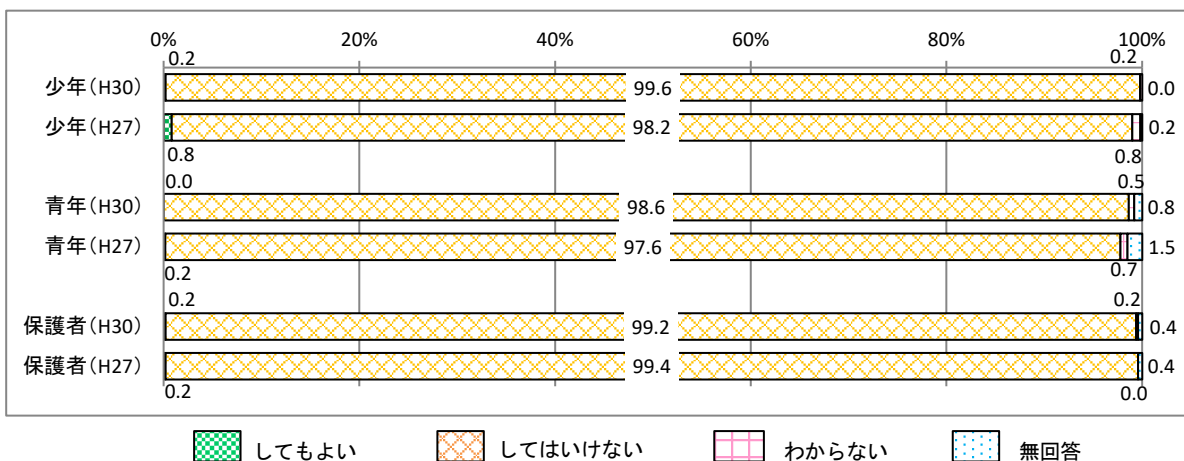
・ 保護者が考える非行防止策



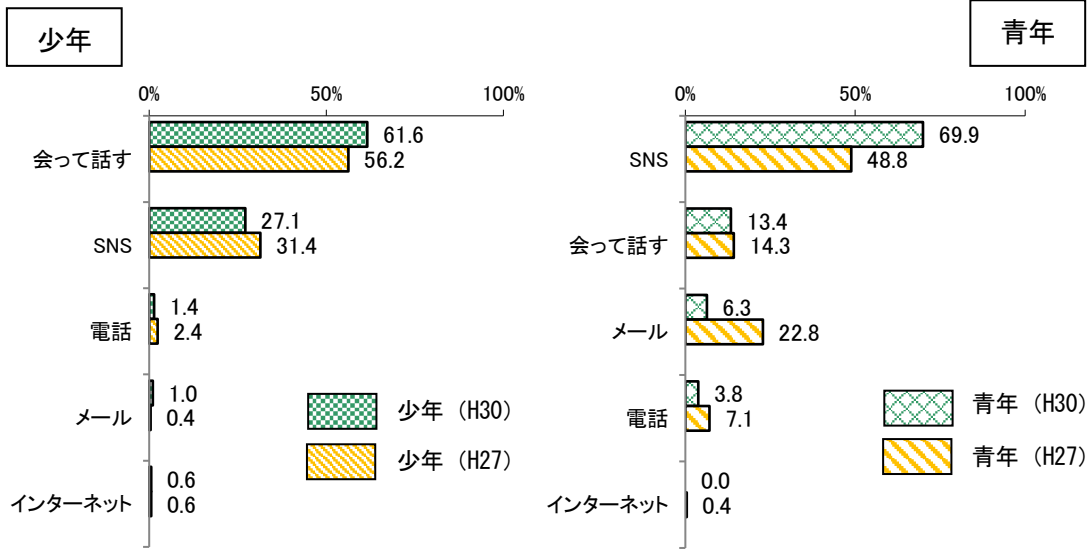
・危険ドラッグの使用に関すること



・シンナーや覚せい剤、薬物使用に関すること



・友達とのコミュニケーション（少年・青年）（第1章再掲）



2 主な青少年関係計画等

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 所管部局・室課 | 計画期間 (年度) |
|-----------------------------|---|----------------------------------|------------------|
| いわて県民計画(2019～2028) | 本県の総合計画。県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画。昭和39年(1964年)から切れ目なく策定している。 | 政策企画部政策地域部 政策推進室 | H31～R10 |
| 岩手県環境基本計画 | 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画として、持続可能な社会づくりに向けた環境学習等や環境に配慮した行動・協働を推進 | 環境生活部 環境生活企画室 | R3～R12 |
| 岩手県環境教育等行動計画 | 県民一人ひとりが、よりよい環境の保全及び創造活動に、自ら取り組めるように、体系的に学習を進めることを目指した環境教育の推進 | 環境生活部 環境生活企画室 | H23～R2 |
| 岩手県消費者施策推進計画 | 消費者被害のない地域づくりを進め、消費生活の安定と向上を図るための施策を総合的に推進 | 環境生活部 県民生活センター | R2～R6 H27～H31 |
| 岩手県食育推進計画 | 岩手の風土や文化などの特性を生かしながら、食に関わる人々への感謝と思いやりの念を深めつつ、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を育むための施策を推進 | 環境生活部 県民くらしの安全課 | R3～R7 H28～H32 |
| 第1140次岩手県交通安全計画 | 交通事故のない社会を目指し、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進 | 復興防災部消防安全課 環境生活部県民くらしの安全課 | R3～R7 H28～H32 |
| 学校等及び通学路等における児童等の安全確保に関する指針 | 学校、児童福祉施設のほか、児童・生徒等が日常的に使用している道路、公園等における犯罪防止施策の推進 | 環境生活部 県民くらしの安全課 | H19～ |
| いわて男女共同参画プラン | 男女が互いの人権を尊重し、家庭・地域・職場など様々な分野において対等なパートナーシップを発揮できる社会の実現に向けた施策の推進 | 環境生活部 若者女性協働推進室 | R3～R7 H23～H32 |
| いわて配偶者暴力防止対策推進計画 | 暴力のない家庭・社会の実現をめざし、将来のDV被害者・加害者をつくらないための若年層への教育啓発等、DV防止・被害者保護施策を推進 | 保健福祉部子ども子育て支援室 環境生活部若者女性協働推進室 | R3～R7 H28～H32 |
| 社会貢献活動の支援に関する指針 | ボランティア活動やNPO活動の支援に関する施策の基本的な方向を定め、その活動環境の計画的な整備を推進 | 環境生活部 若者女性協働推進室 | H11～ |
| 岩手県多文化共生推進プラン | すべての人がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体としてともに生きる多文化共生社会の実現に向けた施策の推進 | ふるさと振興部政策地域部 国際室 | R2～R6 H27～H31 |
| 第3期岩手県文化芸術振興指針 | 県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、文化芸術振興施策を総合的に推進 | 文化スポーツ部 文化振興課 | R2～R6 |
| 岩手県スポーツ振興計画 | スポーツの推進により、県民の幸福で豊かな暮らしが実現するよう、県民をはじめ市町村やスポーツ関連団体等と連携・協働し、総合的かつ計画的なスポーツ振興施策を推進 | 文化スポーツ部 スポーツ振興課 | R1～R5 |
| ひとにやさしいまちづくり推進指針 | すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の形成を目指し、総合的に施策を推進 | 保健福祉部 地域福祉課 | R2～R6 |

| 計画等の名称 | 計画等の概要 | 所管部局・室課 | 計画期間 (年度) |
|-------------------------|---|--------------------|------------------------------------|
| 岩手県自殺対策アクションプラン | 一人でも多くの自殺を防ぐため、具体的な役割分担と取組を整理集約し、総合的な自殺対策を推進 | 保健福祉部 障がい保健福祉課 | H31～R 5 |
| 岩手県障がい者プラン | 本県の障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的推進方策及び達成すべき障がい保健福祉サービスの目的等を明らかにし、障がい者施策を総合的・計画的に推進 | 保健福祉部 障がい保健福祉課 | H30～R 5 |
| いわて子どもプラン | 男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指し、総合的かつ計画的に施策を推進 | 保健福祉部 子ども子育て支援課 | R 2～R 6 |
| 児童虐待防止アクションプラン | 児童虐待を防止するため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施 | 保健福祉部 子ども子育て支援課 | <u>R 3～R 7</u> <u>H28～H32</u> |
| 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画 | 子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、市町村を広域的・専門的立場から支援し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進 | 保健福祉部 子ども子育て支援課 | R 2～R 6 |
| 岩手県ひとり親家庭等自立促進計画 | ひとり親家庭等生活の安定と向上を図り、ひとり親家庭が将来にわたって安心して暮らすことができる社会づくりを目指し、総合的かつ計画的に施策を推進 | 保健福祉部 子ども子育て支援課 | R 2～R 6 |
| 岩手県 子どもの貧困対策推進計画 | 子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されないことがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進 | 保健福祉部 子ども子育て支援課 | R 2～R 6 |
| 岩手県教育振興計画 | 「学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり」を基本目標として掲げ、関係者が一体となって総合的に教育政策を推進 | 教育委員会 教育企画室 | R 1～R 5 |
| これからの岩手の義務教育 | 本県の義務教育の今後の方向性と、学校、教員、教育委員会の取組を整理 | 教育委員会 学校教育室 | H21～ |
| 今後の高等学校教育の基本的方向 | 今後の高校教育の充実に向け、県立高校における教育の基本的な考え方と方向性を整理 | 教育委員会 学校教育室 | H22～ |
| いわてキャリア教育指針 | 県内小・中・高等学校等におけるキャリア教育の進め方について示し、各学校が、発達段階に応じて計画的・組織的にキャリア教育を実践 | 教育委員会 学校教育室 | H22～ |
| 第4次岩手県子どもの読書活動推進計画 | 本県の子ども達(乳幼児・児童・生徒等)が読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組む環境づくりを推進 | 教育委員会 生涯学習文化課 | R 1～R 5 |
| いわて特別支援教育推進プラン | 特別な支援を必要とする子どもの社会参加と自立に向けた特別支援教育を推進 | 教育委員会 学校教育室 | <u>H31</u> R 4 ～ R 5 |
| 岩手県いじめ防止等のための基本的な方針 | すべての子どもの健全育成及びいじめのない子供社会の実現を目指し、本県におけるいじめ防止等のための対策を総合的に推進 | 教育委員会 学校教育室 | H26～ (H29.9 改訂) |

いわて青少年育成プラン（2020～2024）

令和2年3月

（令和5年●月一部改訂）

発行 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

住所 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL 019-629-5345 FAX 019-629-5354

E-mail AC0006@pref.iwate.jp